

柏崎市
一般廃棄物処理基本計画
(案)

令和7（2025）年12月
柏崎市

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方.....	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
1 関連計画との関係	2
2 関連計画.....	3
3 関連法令.....	5
第3節 計画の対象区域.....	6
第4節 計画の範囲	6
第5節 計画期間	7
第6節 進捗管理	7
第2章 市域の概況.....	8
第1節 概況.....	8
1 位置	8
2 交通.....	9
3 気候.....	9
第2節 人口動態.....	10
1 人口及び世帯数	10
2 人口の年齢構成	11
第3節 産業の動向	12
第4節 土地利用状況.....	13
第3章 ごみ処理の概況	14
第1節 ごみ処理の沿革.....	14
第2節 ごみ処理体制.....	16
1 ごみ処理の主体	16
2 収集・運搬の状況	18
3 中間処理施設の概要.....	21
4 最終処分場の概要	22
第3節 ごみ処理の状況.....	23
1 ごみ処理フロー	23
2 ごみ排出量の実績	24
3 資源化の実績.....	26
4 中間処理量の実績	31
5 最終処分量の実績	34
6 その他環境美化に関する取組	35
7 ごみ処理経費.....	38
8 ごみ質分析結果	39
9刈羽村に係るごみ処理・最終処分場に関する事務の受託	41
10 類似市町村との比較検討	42

1 1	ごみを取り巻く社会情勢.....	43
1 2	施策の評価.....	45
第4節	ごみ処理の課題.....	48
第4章	ごみ排出量の将来予測.....	51
第1節	将来人口.....	52
第2節	現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測.....	53
1	家庭系ごみ予測結果.....	53
2	事業系ごみ予測結果.....	57
3	現状のまま推移した場合のごみ排出量.....	60
第3節	目標の設定.....	61
1	目標の設定.....	61
2	目標を達成した場合の将来予測.....	63
第4節	基本理念及び基本方針.....	64
1	基本理念.....	64
2	基本方針.....	64
3	市民・事業者・行政の役割.....	65
第5章	ごみ処理基本計画.....	66
第1節	施策体系.....	66
第2節	基本方針1 発生抑制と資源循環の推進.....	67
1	ごみの発生抑制・資源化の推進.....	67
2	リユース・リサイクルの推進.....	68
第3節	基本方針2 3Rに関する情報提供と意識啓発の充実.....	69
1	情報提供と広報活動の推進.....	69
2	環境教育と市民協働の推進.....	70
第4節	基本方針3 ごみの適正処理と施設整備の推進.....	70
1	効率的で安全な収集・運搬体制の確立.....	70
2	中間処理・最終処分の安定確保.....	71
3	環境保全と安全対策.....	72
4	災害廃棄物処理体制の充実.....	73
第5節	食品ロス削減推進計画.....	74
1	本市の食品ロスの現状.....	74
2	食品ロス削減に向けた取り組み.....	75
第6章	生活排水処理基本計画.....	77
第1節	生活排水処理の現状.....	77
1	生活排水処理体系.....	77
2	生活排水処理行政の沿革など.....	78
3	生活排水の処理主体.....	81
4	処理形態別人口の実績.....	81
5	生活排水処理率の実績.....	82
6	し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量の実績.....	83
7	し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均排出量の実績.....	84
8	生活排水処理の課題.....	85

第2節 生活排水処理基本計画	85
1 基本方針.....	85
2 目標	85
3 処理形態別人口等の将来見通し	86
4 市民・事業者・行政の役割.....	87
5 生活排水処理対策	87
6 し尿及び浄化槽汚泥処理計画	88

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画の趣旨

柏崎市（以下「本市」という。）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成28（2016）年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「当初計画」という。）を策定、令和3（2021）年度に中間見直しを行い、市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量や資源化に取り組んできました。10年計画の最終年度を迎えたことから、令和17（2035）年を目標年度とする新規計画（以下「本計画」という。）を策定いたします。

当初計画では、1人1日当たりのごみ排出量は一定程度減少したものの、目標値の達成には至っておりません。今後は、ごみの発生抑制や分別の徹底、資源循環の取り組みを一層強化することが求められます。一方で庭の枝草の受け入れなど市民サービスを低下させない取組も必要です。

また、国では3Rを促進するため令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）、令和4（2022）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」を施行しました。本市では、これらの法制度を踏まえ、食品ロスの発生抑制や使い捨てプラスチックの使用抑制、プラスチック資源の効率的な分別・再利用を推進します。特に、食品ロス削減については、「食品ロス削減推進計画」を本計画に位置付け、効果的・効率的な取組を進めます。

施設整備については、老朽化が進むごみ処理施設やし尿処理施設の更新に向け、これまで各種計画を策定し、段階的に整備を進めてきました。

し尿等、生活排水処理については、これまでクリーンセンターかしわざきし尿処理場で行ってきましたが、令和7（2025）年10月からは自然環境浄化センター（終末処理場）に新設されたし尿受入施設が稼働し、し尿や浄化槽汚泥などを一体的に処理する体制となっています。

また、ごみ処理施設については、令和11（2029）年度の稼働開始を目指し、現クリーンセンター敷地内に新たなごみ処理施設を整備します。整備にあたっては、設計・建設・運営を一体で実施するDBO方式を採用し、令和7（2025）年3月に事業者と契約を締結しました。民間事業者の専門的知見と創意工夫を活かし、安全で環境負荷の少ない施設運営を進めます。

さらに、最終処分場である「エコグリーン柏崎夏渡」については、当初想定よりも受入量が少なく推移しているため、使用期間を令和20（2038）年度まで延長できる見込みです。引き続き、安定的な最終処分体制の確保に努めます。

本計画は、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、必要な施策の見直しを行い、市民、事業者、行政が一体となって「自然との共生」と「資源の循環」を実現する、持続可能な地域社会を構築することを目的とします。

第2節 計画の位置づけ

1 関連計画との関係

廃棄物処理法第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」と規定されています。

本計画の策定にあたっては、国及び県の廃棄物関連計画に加え、「柏崎市第六次総合計画」及び「柏崎市環境基本計画第3次計画」との整合を図り、一般廃棄物の処理に関する基本的な方針を定めます。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）第13条第1項の規定に基づき、国や県の基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を本計画に位置付けます。

なお、本計画を実施するための具体的な施策については、毎年度策定するごみ処理実施計画において定めるものとします。

一般廃棄物処理基本計画と関連計画との関係は図1-1に示すとおりです。

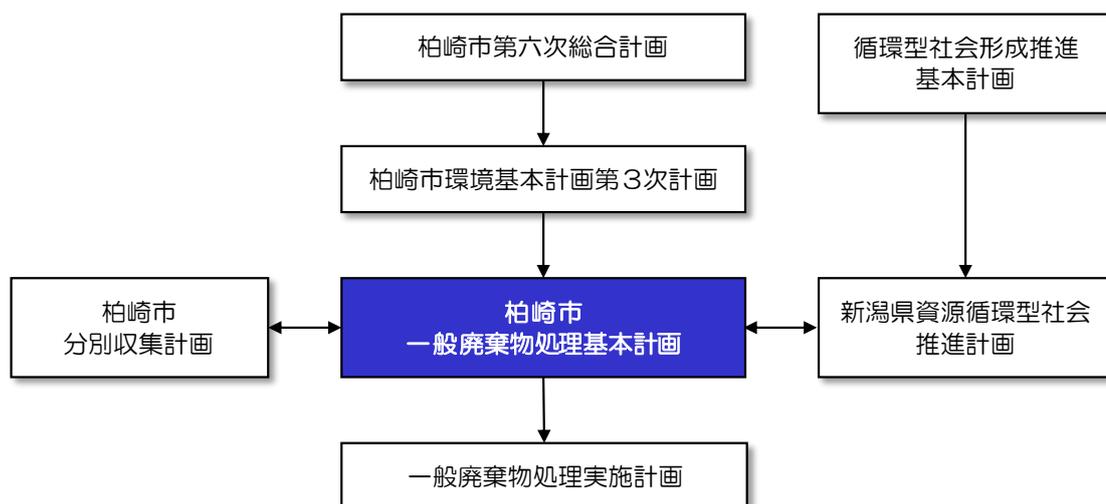


図1-1 関連計画との関係

2 関連計画

(1) 総合計画

本市では、令和7（2025）年度に「柏崎市第六次総合計画」を策定しました。この計画では、将来都市像を「笑顔、energy あふれる未来都市・かしわざき」とし、その実現に向けて、5つの基本方針を掲げています。このうち、ごみに関連する施策を以下に示します。

柏崎市第六次総合計画																
令和8年度(2026年度)～令和15年度(2033年度)																
ごみに関する施策	<p>分野1 安全安心で快適に暮らせるまち</p> <p>1-8 豊かな環境の保全</p> <p>(1) 脱炭素化(温室効果ガス排出量抑制)の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者の脱炭素に向けた行動変容を促す啓発活動に継続して取り組むとともに、脱炭素化につながる設備導入を推進し、支援します。 ・地域エネルギー会社や関係機関と連携して市内の再エネ電力供給量の増加に努めることで、事業者の産業競争力を高め、地域経済が活性化した脱炭素社会の構築を目指します。 <p>(2) 環境美化・保全、不法投棄・公害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンデーかしわざきを実施するほか、ボランティアによる各地域での環境美化活動を支援します。また、美しい自然環境を守るため、保全の重要性について啓発に努めます。 ・不法投棄対策として、県や警察と連携してパトロールを行うほか、未然に防ぐための啓発活動を推進します。海洋ごみは、国境や県境を越えて漂着することから、国や県と協力しながら回収・処理を行います。 ・適切な生活環境を保つため、法令に基づき水質や騒音などを測定し、環境基準を満たしているか監視します。 <p>1-9 持続可能な資源循環の推進</p> <p>(1) ごみ減量化・再資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源物リサイクルセンターの回収品目の拡充や市民が利用しやすい施設運営により、リサイクル施策を強化します。さらに、リデュース・リユース施策の推進に向けて、市民や事業者が実践すべき具体的な行動について分かりやすく周知をします。 ・収集から最終処分までの適正なごみ処理を推進するとともに、より効率的な資源の有効活用につながるペットボトルの水平リサイクル※1などに取り組みます。 ・地域全体での取組を進めるため、ごみの資源化・再資源化に取り組む民間事業者への支援や連携を強化します。 <p>(2) プラスチックを始めとした資源循環の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出る多様なプラスチック使用製品の分別収集・再商品化を進めるため、住民が取り組みやすい分別方法や回収方法を整理し、回収可能な製品から実施します。 ・海洋プラスチックごみの発生抑制のため、市民や事業者、ボランティア団体が取り組む清掃活動や啓発イベントを積極的に支援します。 <p>(3) 循環型社会を推進する新ごみ処理場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理の過程で発生する熱による発電や焼却後の灰を資源物として回収するなど、環境に十分配慮した機能を備えたごみ処理場を整備し、循環型社会を推進します。 															
	目標指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現在値(R6)</th> <th>目標値(R11)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ・資源の総排出量</td> <td>24,552t</td> <td>21,831t</td> </tr> <tr> <td>最終処分埋立率</td> <td>65.1%</td> <td>76.4%</td> </tr> <tr> <td>資源物リサイクルセンター利用者数(3施設分)</td> <td>262,095人</td> <td>300,000人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現在値(R6)	目標値(R11)	ごみ・資源の総排出量	24,552t	21,831t	最終処分埋立率	65.1%	76.4%	資源物リサイクルセンター利用者数(3施設分)	262,095人	300,000人		
区 分	現在値(R6)	目標値(R11)														
ごみ・資源の総排出量	24,552t	21,831t														
最終処分埋立率	65.1%	76.4%														
資源物リサイクルセンター利用者数(3施設分)	262,095人	300,000人														

※1 使用済みの製品を原料として、同じ製品を再び作り出すこと。

(2) 柏崎市環境基本計画第3次計画

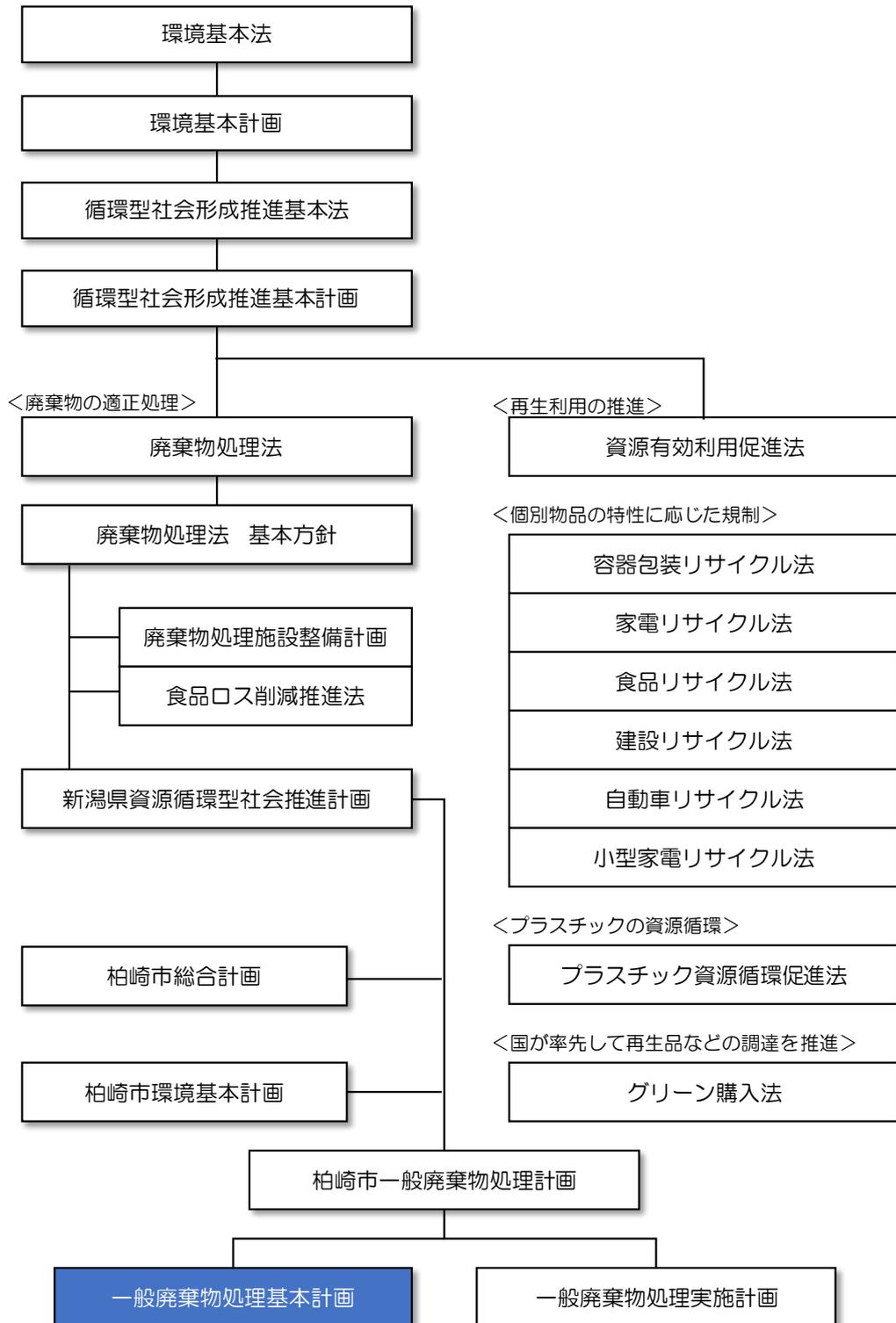
低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を同時に実現し、健全で恵み豊かな環境を将来世代に継承していくため、柏崎市環境基本計画第3次計画を策定しました。この計画に位置付けられた施策のうち、ごみに関連する施策を以下に抜粋します。

柏崎市環境基本計画第3次計画																						
令和元年度(2019年)～令和10年度(2028年)																						
ごみに関する施策	<p>●基本目標 資源の有効活用</p> <p>1 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用(3R)活動の推進</p> <p>(1) 廃棄物の循環的利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体がごみ減量の意識を高め、積極的に3Rを実践できる環境を整えるため、事業者や地域に対して、資源を有効活用するための拠点の整備や有機物資源^{※2}などを活用する仕組みづくりの支援を行います。 <p>(2) 3Rに関する意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児や児童生徒に対して、3Rの大切さやごみの分別について興味を持って学べるような体験型・参加型の学習機会を充実させていきます。 <p>2 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>(1) 廃棄物処理過程の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出ルールについて周知方法を工夫し、適正な分別を促します。 ・人口減少や高齢化世帯の増加、多様化する廃棄物の品目に柔軟に対応できる収集体制と資源化ルートの整備を行います。 ・廃棄物処理施設は、改修や設備の運転方法の見直しを適宜行い、適正な廃棄物処理を行える処理性能を維持します。 <p>(2) 廃棄物エネルギーの有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の新設に向けて、現状の廃棄物排出量等に合わせた適正規模の設計による施設効率化と廃棄物から効果的にエネルギー回収できる方法を検討します。 <p>●基本目標 美しい自然と生活環境の維持保全</p> <p>1 不法投棄の防止と環境美化の推進</p> <p>(1) 不法投棄対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察や町内会など関係団体と連携し、不法投棄に対する注意喚起や取締りを行うとともに、不法投棄の早期発見と速やかな回収を行います。 <p>(2) 環境美化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が主体的に環境美化に取り組めるよう、市民参加型の大規模清掃活動、町内会が行う地域周辺清掃活動及び海岸清掃活動等への支援を行い、環境美化意識の醸成を着実に推進していきます。 																					
	目標指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現在値(H29)</th> <th>目標値 括弧内に目標年度を示します</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ総排出量</td> <td>28,683t</td> <td>24,712t(R7)</td> </tr> <tr> <td>1人1日当たりのごみの排出量</td> <td>928g</td> <td>869g(R7)</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>19.6%</td> <td>23.1%(R7)</td> </tr> <tr> <td>最終処分埋立量累計(埋立率) (埋立最大容量 102,000 m³)</td> <td>49,666 m³ (48.7%)</td> <td>75,593 m³(R10) (74.1%)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設処理基準 達成率(排出ガス基準・水質基準)</td> <td>100%</td> <td>100%(R10)</td> </tr> <tr> <td>クリーンデー柏崎の参加率</td> <td>前年度末人口の 28.4%</td> <td>前年度末人口の 31%(R10)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現在値(H29)	目標値 括弧内に目標年度を示します	ごみ総排出量	28,683t	24,712t(R7)	1人1日当たりのごみの排出量	928g	869g(R7)	リサイクル率	19.6%	23.1%(R7)	最終処分埋立量累計(埋立率) (埋立最大容量 102,000 m ³)	49,666 m ³ (48.7%)	75,593 m ³ (R10) (74.1%)	廃棄物処理施設処理基準 達成率(排出ガス基準・水質基準)	100%	100%(R10)	クリーンデー柏崎の参加率	前年度末人口の 28.4%
区 分	現在値(H29)	目標値 括弧内に目標年度を示します																				
ごみ総排出量	28,683t	24,712t(R7)																				
1人1日当たりのごみの排出量	928g	869g(R7)																				
リサイクル率	19.6%	23.1%(R7)																				
最終処分埋立量累計(埋立率) (埋立最大容量 102,000 m ³)	49,666 m ³ (48.7%)	75,593 m ³ (R10) (74.1%)																				
廃棄物処理施設処理基準 達成率(排出ガス基準・水質基準)	100%	100%(R10)																				
クリーンデー柏崎の参加率	前年度末人口の 28.4%	前年度末人口の 31%(R10)																				

※2 有機物資源:エネルギー利用(木質ペレット・バイオマス発電等)やマテリアル利用(堆肥化・紙パルプ等)ができる程度にまとまった生物起源による物質のこと。

3 関連法令

一般廃棄物処理基本計画と関係法令は図1-2に示すとおりです。



資料：ごみ処理基本計画策定指針(平成28(2016)年9月)の図3に加筆して作成。

図1-2 一般廃棄物処理基本計画と関係法令

第3節 計画の対象区域

本計画の対象区域（計画対象区域）は、柏崎市の全域とします。

第4節 計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、本市が自ら処理、または本市以外の者に委託して処理する一般廃棄物とします。

また、刈羽村から「ごみ処理・最終処分場に関する事務の委託に関する規約（平成17（2005）年5月1日施行）」に基づき事務委託を受け、本市が処理する一般廃棄物も含まれます。

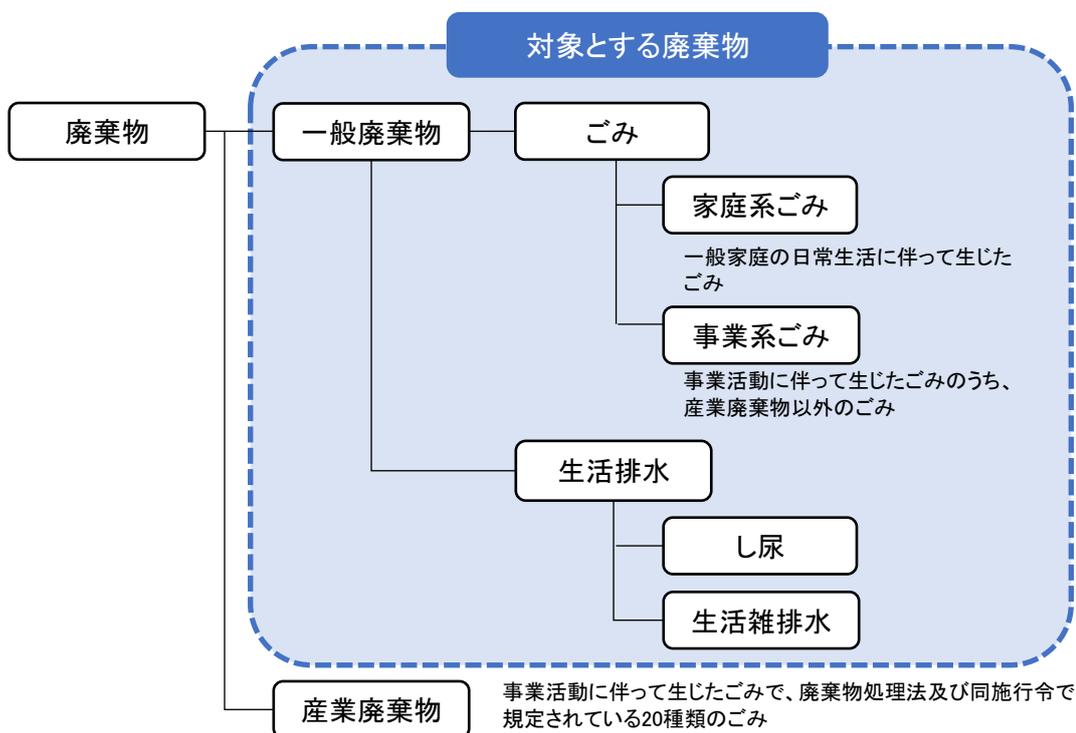


図1-3 廃棄物の範囲

第5節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度～令和17（2035）年度までの10年間とし、令和12（2030）年度に中間見直しを行います。

なお、計画は5年後に見直すこととしますが、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合には適宜見直しを行います。



図1-4 計画期間

第6節 進捗管理

進捗管理は、PDCAサイクル（事業の点検・評価・見直しを行う仕組み）の手法により、本計画の目標の達成状況を管理し、施策の執行状況や達成状況などを評価します。

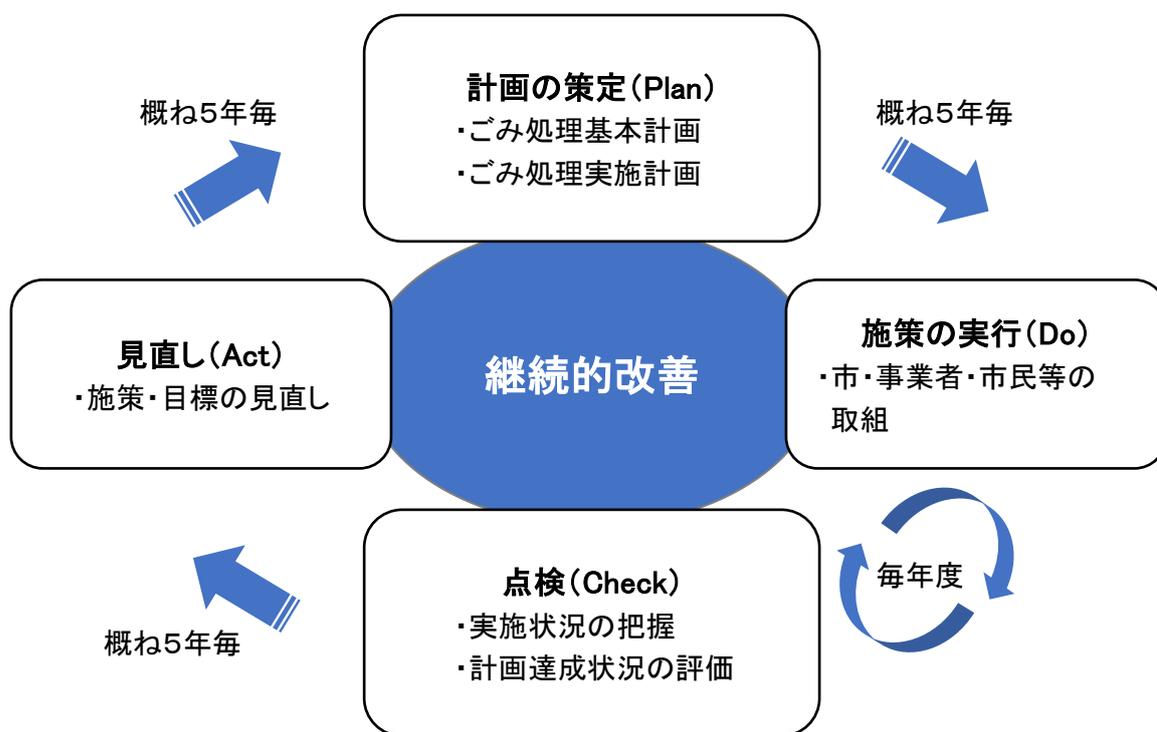


図1-5 PDCAサイクルのイメージ

第2章 市域の概況

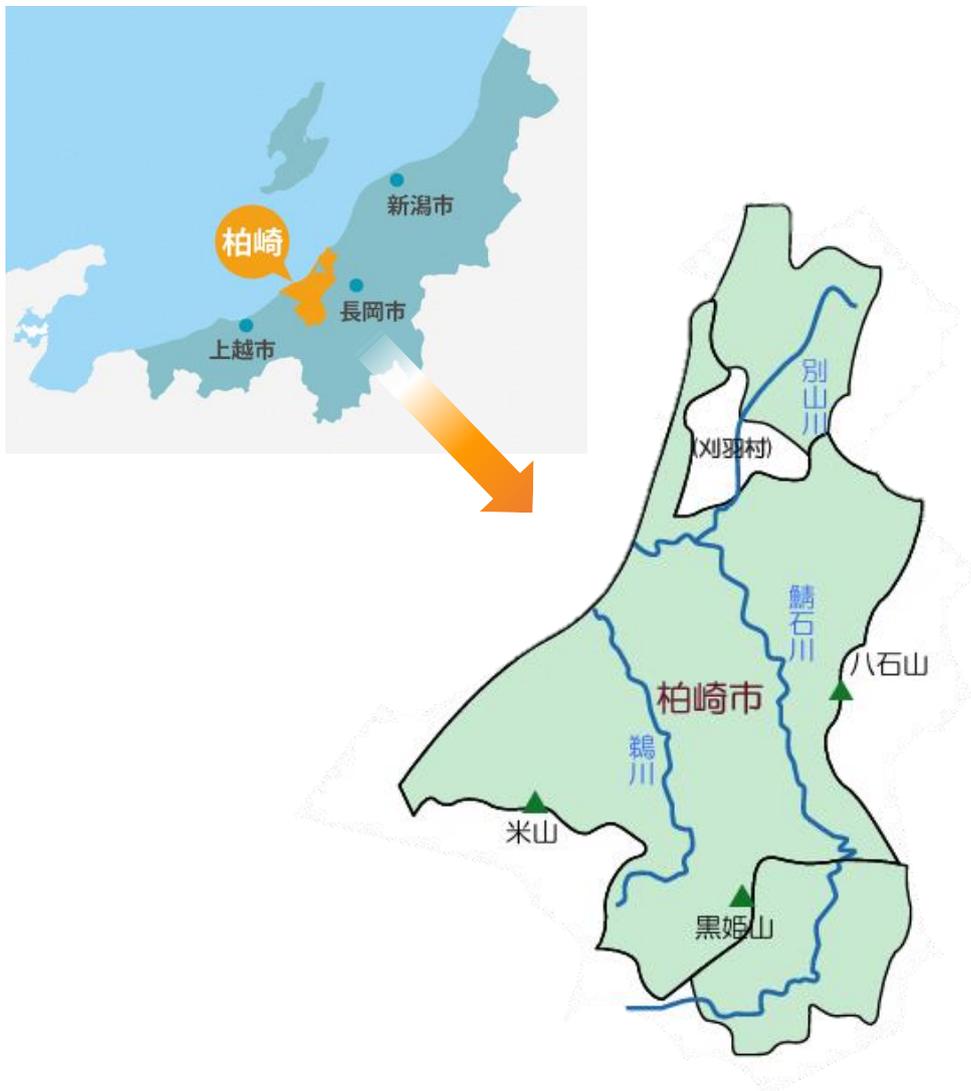
第1節 概況

1 位置

本市は、日本海に面した新潟県のほぼ中央に位置し、柏崎刈羽圏域の中心となっています。県都新潟市まで約84km、首都圏東京へ約300km、関西圏大阪へは約520kmの距離にあります。

地域の南西から東部一帯にかけて、米山、黒姫山、八石山、西山連峰などの山地に囲まれています。北西方向は、延長42kmに及ぶ海岸線で日本海に面しています。

また、鯖石川、鷲川及び別山川の3河川が流れ、下流域には柏崎・刈羽平野が開け、水田地帯を形成しています。



出典：柏崎市ホームページ、市政概要

図2-1 本市の位置図

2 交通

県都の新潟市へは約84kmの距離にあり、北陸自動車道で1時間（柏崎IC～新潟西IC）、JR越後線直通の場合では1時間20分（柏崎～新潟）で結ばれています。首都圏東京へは北陸・関越自動車道経由で約3時間、JR上越新幹線（長岡経由）では約2時間20分、関西圏大阪へは北陸自動車道で約5時間30分の距離にあります。

また、北陸新幹線が平成27（2015）年に東京から長野間を部分開通し、さらに令和6（2024）年には金沢から敦賀間が開業したことにより、鉄道による利便性が一層向上しています。

3 気候

本市は、日本海に面し、冬は雪が多く、夏は晴天が多い気候となっています。

また、令和元（2019）年以降の平均気温は14.3℃、最高気温38.8℃、最低気温-6.9℃、平均年間降雨量2,558.6mm、平均年間降雪量177.5cmとなっています。

表2-1 年別気象状況の推移

年	気温(℃)			風速(m/sec)		年間降雨量(mm)	年間降雪量(cm)
	最高	最低	平均	最大	平均		
令和元年 (2019年)	36.8	-2.3	14.1	14.2]	2.5	2,372.5	98
令和2年 (2020年)	37.0	-3.2	14.3	12.0	2.4	2,551.5	30
令和3年 (2021年)	38.1	-6.9	14.1	14.1	2.5	2,683.0	352
令和4年 (2022年)	36.1	-4.1	13.9	11.4	2.4	2,494.0	235
令和5年 (2023年)	38.8	-5.4	14.8	12.9	2.4	2,567.5	195
令和6年 (2024年)	34.7	-2.7	14.6	10.8	2.3	2,683.0	155

値]:資料不足値(統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない値)
資料:過去の気象データ検索(地点:柏崎)

第2節 人口動態

1 人口及び世帯数

本市の人口は減少傾向が続き、令和6（2024）年度末現在、75,627人となっています。また、世帯当たりの人員数も減少し、2.19人となっています。

表2-2 人口の推移

年度	人口 (人)	平成27年を 100とした割合	世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員数(人)
平成27年(2015年)	86,813	100.0	34,726	2.50
平成28年(2016年)	85,776	98.8	34,758	2.47
平成29年(2017年)	84,671	97.5	34,817	2.43
平成30年(2018年)	83,504	96.2	34,800	2.40
令和元年(2019年)	82,284	94.8	34,785	2.37
令和2年(2020年)	81,071	93.4	34,884	2.32
令和3年(2021年)	79,668	91.8	34,800	2.29
令和4年(2022年)	78,167	90.0	34,628	2.26
令和5年(2023年)	76,877	88.6	34,638	2.22
令和6年(2024年)	75,627	87.1	34,565	2.19

※翌年3月31日付人口を各年度人口として集計

資料：柏崎市 住民基本台帳人口

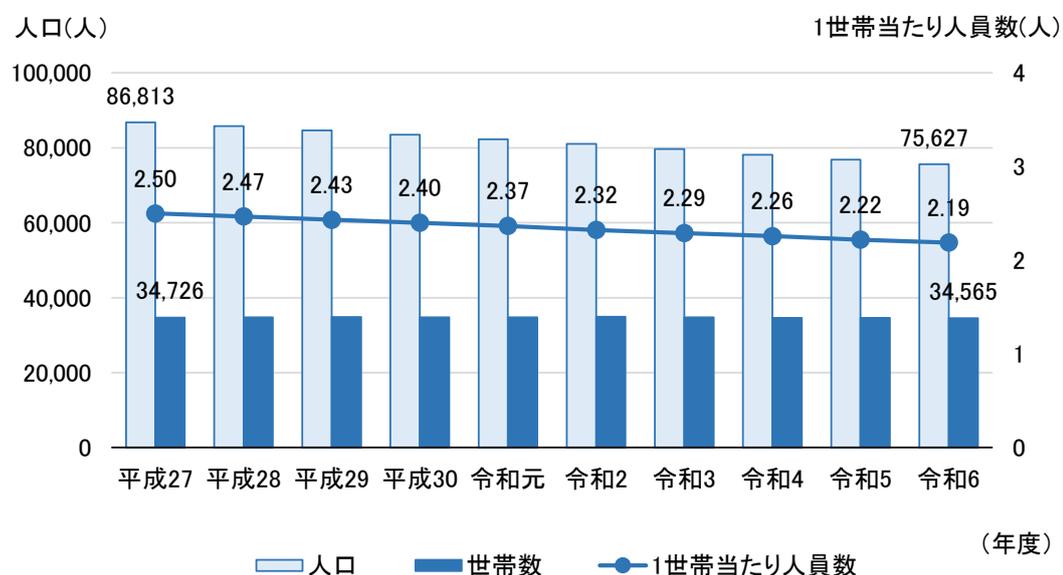


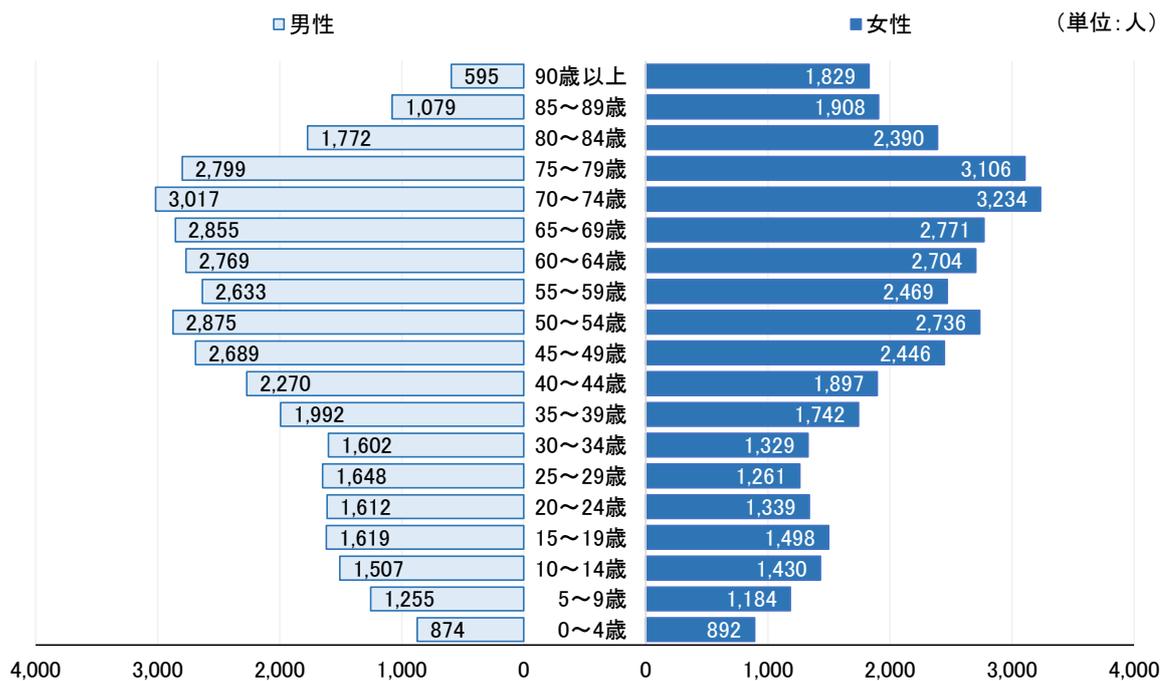
図2-2 人口の推移

2 人口の年齢構成

年齢別人口の実績を図2-3に示します。

令和6（2024）年度末現在の人口では、男女ともに70～74歳の世代が最も多く、第1次ベビーブームの影響が見られます。

また、年齢別人口の分布では、0～14歳までの年少人口は市全体の9.4%、15～64歳までの生産年齢人口は54.4%、65歳以上の老年人口は36.2%となっています。



資料：柏崎市 住民基本台帳人口 令和7(2025)年3月31日現在

図2-3 年齢別人口

第3節 産業の動向

本市における産業別の事業所数及び従業員数を表2-3及び図2-4に示します。

事業所数、従業者数は第三次産業が最も多く、事業所数は70%以上、従業者数は60%以上を占めています。

表2-3 産業別事業所数及び従業者数（民営）

事業所数 (単位:事業所)	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数
平成26年度	46	951	3,302	4,299
平成28年度	46	893	3,201	4,140
令和3年度	51	787	2,812	3,650

従業者数 (単位:人)	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数
平成26年度	473	13,719	24,859	39,051
平成28年度	462	12,859	25,288	38,609
令和3年度	410	11,821	23,920	36,151

資料: 柏崎市統計年鑑(令和6(2024)年版)

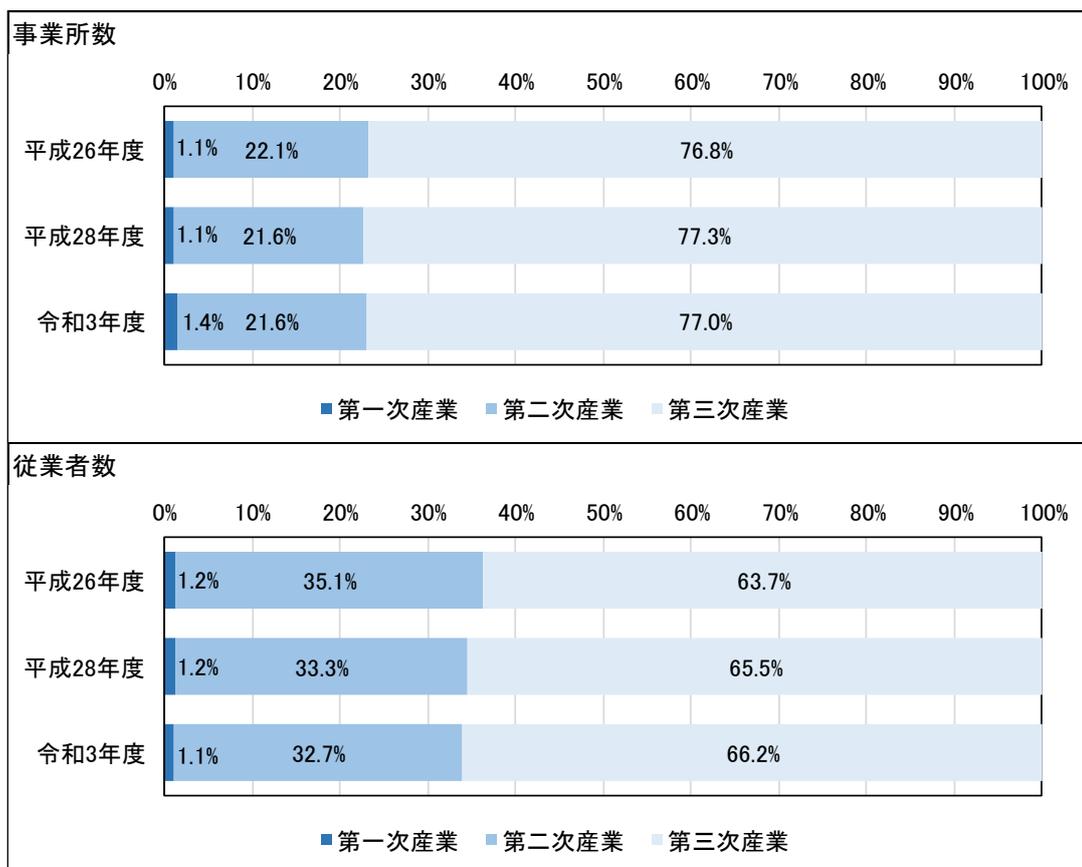


図2-4 産業別事業所数及び従業者数の割合（民営）

第4節 土地利用状況

本市における地目別土地面積を表2-4及び図2-5に示します。

本市では、山林が面積の26.7%を占め、宅地の割合は4.5%となっています。

表2-4 地目別土地面積

区分	面積(m ²)	割合(%)
宅地	19,691,169	4.5
田	48,673,382	11.0
畑	9,573,565	2.2
山林	118,086,333	26.7
原野	4,017,415	0.9
池沼	294,915	0.1
雑種地	9,713,063	2.2
鉱泉地	9	0.0
その他	231,970,149	52.5
計	442,020,000	100.0

※端数処理しているため、各区分割合の合計は100.0になりません。
資料: 柏崎市統計年鑑(令和6(2024)年版)

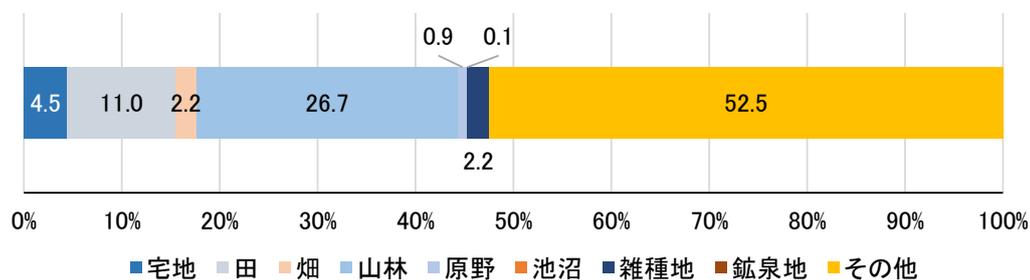


図2-5 地目別土地面積

第3章 ごみ処理の概況

第1節 ごみ処理の沿革

ごみ処理・処分等に関する主な経緯を表3-1に示します。

表3-1 柏崎市におけるごみ処理事業の経緯

年 度	経 緯
昭和 28 年 (1953 年)	固定炉(11t/日)建設
昭和 40 年 (1965 年)	現在のクリーンセンター(旧清掃センター)に機械炉(25t/日)建設
昭和 51 年 (1976 年)	同敷地内に全連続炉(90t/日)建設
平成元年 (1989 年)	ごみ処理施設(160t/日:80t/日×2炉) 粗大ごみ処理施設(40t/日)建設工事
平成 4 年 (1992 年)	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設稼働開始
平成 5 年 (1993 年)	びん類(無色透明、茶色、緑青、黒)、スプレー缶の分別収集開始
平成 6 年 (1994 年)	空き缶(スチール・アルミ混合)の分別収集開始
平成 8 年 (1996 年)	可燃性粗大ごみ処理施設稼働開始 紙類(新聞、雑誌、ダンボール)、布類の分別収集開始
平成 10 年 (1998 年)	ペットボトル、紙パックの分別収集開始 びん類を3種類(無色透明、茶色、その他)に変更、布類をもめんに変更 資源物圧縮減容機稼働開始
平成 12 年 (2000 年)	白色トレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別収集開始
平成 13 年 (2001 年)	ダイオキシン類削減対策工事業開始
平成 14 年 (2002 年)	ダイオキシン類削減対策工事完了 廃乾電池の店頭回収を開始
平成 16 年 (2004 年)	せん定枝、廃蛍光管の分別収集開始 もめんの回収を資源物リサイクルセンターのみに変更 資源物リサイクルセンター開設(東本町地内) 粗大ごみ有料化

年 度	経 緯
平成 17 年 (2005 年)	機密書類(直接搬入のみ)の分別収集開始
平成 19 年 (2007 年)	白色トレイをプラスチック製容器包装との混合収集に変更
平成 20 年 (2008 年)	資源物リサイクルセンター移設(クリーンセンター構内) 廃食用油の分別収集開始
平成 21 年 (2009 年)	庭の草とせん定枝の混合収集開始、雑誌を「雑誌・雑紙」に変更 家庭ごみ有料化
平成 22 年 (2010 年)	ごみ処理施設、最終処分場大規模修繕 5 か年計画開始(平成26(2014) 年度)まで)
平成 24 年 (2012 年)	使用済小型家電(資源物リサイクルセンターのみ)の試験回収を実施
平成 25 年 (2013 年)	使用済小型家電の回収を開始 資源物圧縮減容機更新
平成 26 年 (2014 年)	古着の分別収集開始 リサイクル協力店制度開始
平成 27 年 (2015 年)	使用済小型家電の対象品目を89品目に変更 一般廃棄物処理手数料の従量制導入
平成 30 年 (2018 年)	西本町資源物リサイクルセンター開設
令和 2 年 (2020 年)	インクカートリッジの拠点回収を開始
令和 4 年 (2022 年)	佐藤池資源物リサイクルステーション開設
令和 7 年 (2025 年)	新ごみ処理施設の建設を開始 資源物リサイクルセンター(クリーンセンター構内)を閉鎖 佐藤池資源物リサイクルセンターを開設 佐藤池資源物リサイクルステーションを閉鎖 松波資源物リサイクルステーションを開設

第2節 ごみ処理体制

1 ごみ処理の主体

ごみの処理・処分の処理主体を表3-2に示します。

表3-2 ごみ処理の主体

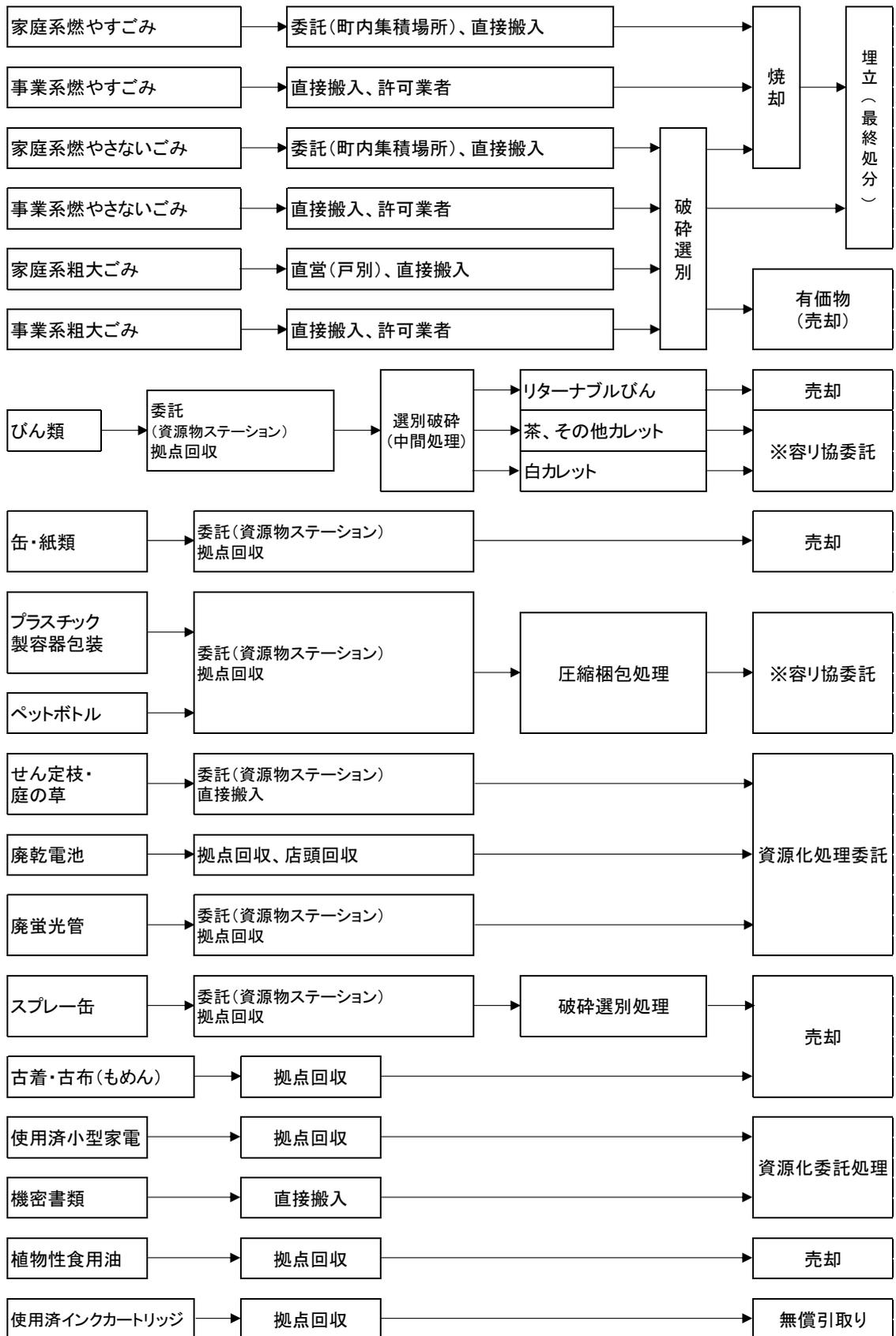
区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
ごみ	燃やすごみ	委託※1	柏崎市	柏崎市	
	燃やさないごみ				
	粗大ごみ	直営※2			
資源物	ペットボトル	委託※3	柏崎市	—	
	空き缶		委託	—	
	スプレー缶		柏崎市	—	
	空きびん (透明、茶色、その他)		委託	—	
	廃蛍光管		柏崎市		
	プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)		委託	—	
	紙類		新聞		委託
			雑誌・雑紙		
			ダンボール		
			紙パック		
			紙製容器包装		
	せん定枝・庭の草		委託※1	委託	—
	古着・古布(もめん)		自己搬入	委託	—
	使用済小型家電				
植物性食用油					
廃乾電池					
機密書類	自己搬入	—	—		
使用済インクカートリッジ※4					

※1 委託またはクリーンセンターへ直接搬入

※2 直営またはクリーンセンターへ直接搬入

※3 委託または資源物リサイクルセンターへ直接搬入

※4 事業者による無償引取り



※容リ協＝日本容器包装リサイクル協会

図3-1 処理体制フロー

2 収集・運搬の状況

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの収集の実施状況を表3-3に示します。家庭系ごみは、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」に分けて収集しています。資源物については、各町内の資源物ステーションから収集しているもののほか、資源物リサイクルセンター（又はステーション）で回収しているもの（拠点回収）があります。

表3-3 収集の実施状況

区分		収集場所	収集回数	排出形態	
ごみ	燃やすごみ	町内集積場所、クリーンセンターかしわざき	週3回	指定ごみ袋	
	燃やさないごみ		月2回		
	粗大ごみ	戸別収集、クリーンセンターかしわざき	月1回 (申込制)	粗大ごみ 処理券	
資源物	空き缶	町内資源物ステーション、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター	月2回	青色コンテナ	
	スプレー缶		月2回		
	空きびん (透明、茶色、その他)		月2回	黄色コンテナ	
	廃蛍光管		月2回	オレンジコンテナ	
	プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)		月4回	青色ネット	
	ペットボトル		月4回	緑色ネット	
	紙類		新聞	月2回	ひもでしぼる
			雑誌・雑紙		
			ダンボール		
			紙パック		
		紙製容器包装			
	せん定枝・庭の草	町内資源物ステーション、クリーンセンターかしわざき	月2回 (4月～12月) 3月は持込みのみ	あら縄、透明袋	
	古着・古布 (もめん)	資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所 (二町事務所は古着のみ)		ひも、透明袋	
	使用済小型家電	クリーンセンターかしわざき、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所		回収ボックス	
	植物性食用油	資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所、柏崎アクアパーク、総合体育館		ペットボトル等	
廃乾電池	クリーンセンターかしわざき、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所、店頭回収、市役所		回収ボックス		
機密書類	クリーンセンターかしわざき				
使用済 インクカートリッジ	クリーンセンターかしわざき、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所、市役所				

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って発生するごみ（廃棄物）は、事業者自らの責任において適正に処理することが法律で定められています（廃棄物処理法第3条）。事業系の一般廃棄物は、事業者が自らクリーンセンターかしわざきに持ち込み、市に処理を依頼するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集・運搬を委託しています。

(3) 処理手数料

処理手数料を表3-4に示します。

家庭系ごみのうち、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」を排出する際は、指定ごみ袋の大きさに応じて処理手数料が定められています。

粗大ごみの処理手数料は、1個当たり900円を上限として、品目ごとに設定しています。

また、家庭系ごみを指定ごみ袋に入れずにクリーンセンターかしわざきに直接搬入する場合や事業系一般廃棄物を搬入する場合には、車両1台につき搬入量350kgまで3,150円を徴収し、350kgを超える場合は超過分10kgごとに90円を加算した額を徴収しています。

表3-4 処理手数料

	種類	大きさ	価格（税込み）
収集ごみ	家庭系の 燃やすごみ 燃やさないごみ	極小（5リットル）	7円/枚
		小（10リットル）	14円/枚
		中（25リットル）	35円/枚
		大（50リットル）	70円/枚
粗大ごみ	家庭系ごみ 事業系ごみ	—	品目により300円 又は600円 又は900円
直接搬入	家庭系及び事業系 の燃やすごみ 燃やさないごみ	—	車両1台につき 3,150円/350kgまで 350kg超90円/10kgを 加算

(4) 収集しないもの

クリーンセンターかしわざきで処理できないものは収集していません。これらの品目は、受入れ可能な許可業者又は販売店等に処理を依頼するよう求めています。

本市で収集しないものを表3-5に示します。

表3-5 収集しないもの

分類	主な品目
おもに金属でできたもの	押し切り（農芸用）、金庫（耐火）、米タンク、単管、つらはし、鉄アレイ、ドラム缶、バーベル、ホームタンク など
おもにプラスチック・樹脂でできたもの	畦シート、サーフボード、昇降便座、ボウリングの玉、農業用ビニール・マルチ、ルーフボックス など
おもに木でできたもの	切り株・木材 など
コンクリート・石	がれき、瓦、コンクリートブロック、レンガ、セメント など
ピアノ・オルガン	オルガン、電子ピアノ、ピアノ など
タイヤ	タイヤ（自動車・バイク用など） など
家電リサイクル対象品目	エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ・液晶テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、ワインセラー（冷蔵庫） など
ボタン電池	ボタン電池
小型充電式電池	電池の種類を英文字で示したマークがついた小型充電式電池 ※マークがない小型充電式電池や小型充電式電池が取り外せない電子機器、破損・解体した電池パック、電池パックから取り外された電池、膨張・水濡れした電池は、指定ごみ袋に入れて、クリーンセンターかしわざきへ持参
在宅医療の廃棄物	医療性廃棄物 など
その他	バイク・スクーター、エンジンオイル、介護用ベッド、ガスボンベ、カーポート、草刈り機、劇薬、耕運機、コンプレッサー、芝刈り機、除雪機、石油類（灯油・ガソリン等）、石こうボード、チェーンソー、電気温水器、電動車いす、電動ベッド、農機具、農薬、バッテリー、マージャン卓（電動）、モーター（農業用）、物置（屋外収納庫）、薬品類、浴槽、リアプロジェクションテレビ、レンジフード、消火器 など

3 中間処理施設の概要

(1) 燃やすごみ

クリーンセンターかしわざきごみ処理施設では、本市及び刈羽村から排出される燃やすごみを焼却処理しています。

焼却施設の概要を表3-6に示します。

表3-6 クリーンセンターかしわざき焼却施設の概要

項目	内容
施設の名称	クリーンセンターかしわざきごみ処理施設
所在地	柏崎市松波四丁目13番13号
炉形式	全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
稼働年月	平成4（1992）年4月
施設規模	160t（80t/日×2炉）
敷地面積	約15,141m ² （焼却施設と粗大ごみ処理施設を合わせた敷地面積）

(2) 燃やさないごみ・粗大ごみの中間処理

燃やさないごみ及び粗大ごみは、クリーンセンターかしわざき内の粗大ごみ処理施設又は可燃性粗大ごみ処理施設で破碎し、可燃残渣、不燃残渣及び施設回収金属に分類しています。可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋立処分、施設回収金属はリサイクルしています。

粗大ごみ処理施設の概要を表3-7に示します。

表3-7 粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容	
所在地	柏崎市松波四丁目13番13号	
施設の種類	粗大ごみ処理施設	可燃性粗大ごみ処理施設
稼働年月	平成4（1992）年4月	平成8（1996）年10月
施設規模	40t/5h×1基	5t/5h×1基
処理方式	衝撃剪断破碎方式	二軸剪断破碎方式

(3) 資源物の中間処理

びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は、クリーンセンターかしわざき内の資源物中間処理施設で減容処理を行い、リサイクル工場に搬出します。

資源物中間処理施設の概要を表3-8に示します。

表3-8 資源物中間処理施設の概要

項目	内容	
施設の名称	資源物中間処理施設	
所在地	柏崎市松波四丁目13番13号	
稼働年月	平成10(1998)年3月	平成25(2013)年3月
対象物	びん	ペットボトル及びプラスチック製容器包装
施設規模	3,800kg/日	ペットボトル:1,150kg/h プラスチック製容器包装:700kg/h
処理方式	ベルトコンベアによる落下破砕(カレット化)	圧縮減容

4 最終処分場の概要

本市の最終処分場の概要を表3-9に示します。

クリーンセンターかしわざきから排出される焼却残渣や粗大ごみの処理残渣をエコグリーン柏崎夏渡最終処分場で埋立処分しています。

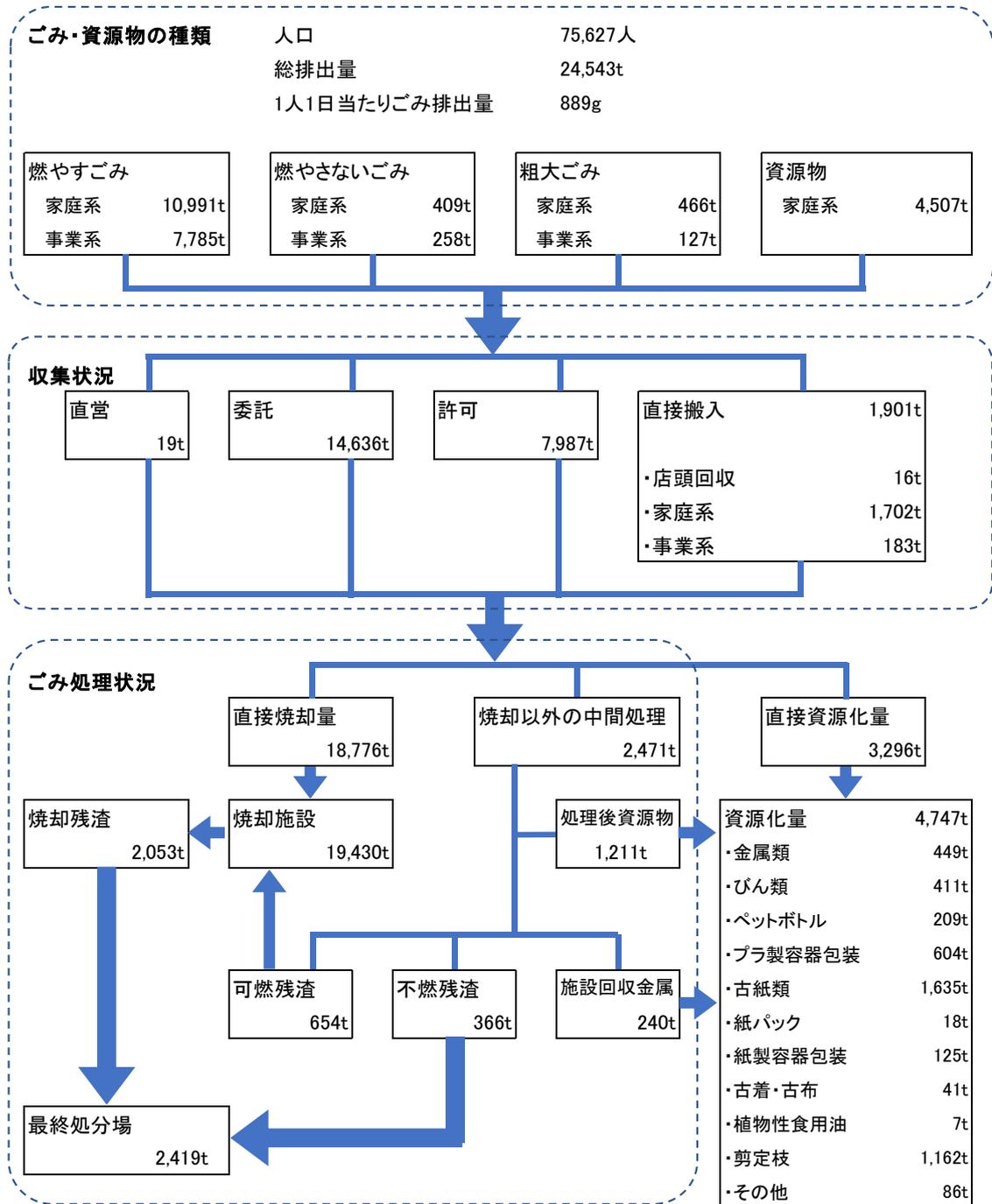
表3-9 エコグリーン柏崎夏渡最終処分場の概要

項目	内容
施設の名称	エコグリーン柏崎夏渡
所在地	柏崎市大字東長島3037番地
稼働年月	平成14(2002)年4月
埋立面積等	埋立面積:17,224m ² 、埋立容積:102,256m ³
埋立対象物	焼却残渣、粗大残渣、側溝汚泥(覆土用)
浸出水処理施設	処理能力:80m ³ /日 処理方式:生物処理(接触酸化方式)+高度処理

第3節 ごみ処理の状況

1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図3-2に示します。



※1 端数処理しているため内訳と合計は一致しないことがあります。

※2 焼却残渣及び不燃残渣は、刈羽村の分を除いています。

図3-2 本市のごみ処理フロー（令和6年度）

2 ごみ排出量の実績

(1) ごみ排出量の推移

ごみ排出量の推移を表3-10及び図3-3に示します。

市全体として、ごみ排出量は、減少傾向にあり、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて家庭系ごみは約10%、事業系ごみは約6%減少しています。主な要因は、人口減少と考えられ、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。

家庭系ごみの内訳では、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみのいずれも減少しています。

一方、事業系ごみでは、燃やすごみ及び燃やさないごみは減少しているものの、粗大ごみは増加しています。

1人1日当たりの排出量については、家庭系ごみは令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて約3%減少していますが、事業系ごみについては、約1%増加しています。

表3-10 ごみ排出量の推移

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口(各年3月末)	人	81,071	79,668	78,167	76,877	75,627
日数	日	365	365	365	366	365
家庭系ごみ	t/年	18,132	18,199	18,010	17,031	16,373
燃やすごみ	t/年	12,159	12,232	11,930	11,297	10,991
燃やさないごみ	t/年	490	486	429	463	409
資源物	t/年	4,975	4,922	5,175	4,776	4,507
粗大ごみ	t/年	508	559	476	495	466
事業系ごみ	t/年	8,645	8,533	8,326	8,208	8,170
燃やすごみ	t/年	8,254	8,147	7,934	7,791	7,785
燃やさないごみ	t/年	279	279	278	272	258
粗大ごみ	t/年	112	107	114	145	127
ごみ排出量	t/年	26,777	26,732	26,336	25,239	24,543
1人1日当たり家庭系ごみ	g/人日	613	626	631	605	593
1人1日当たり事業系ごみ	g/人日	292	293	292	292	296
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	905	919	923	897	889
令和2年度比	%	100	102	102	99	98

※端数処理しているため、内訳とその合計は一致しないことがあります。

※算出方法の違いにより、柏崎市総合計画等で示している実績値と異なる場合があります。

資料：柏崎市「廃棄物収集の状況（～現年度）」、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

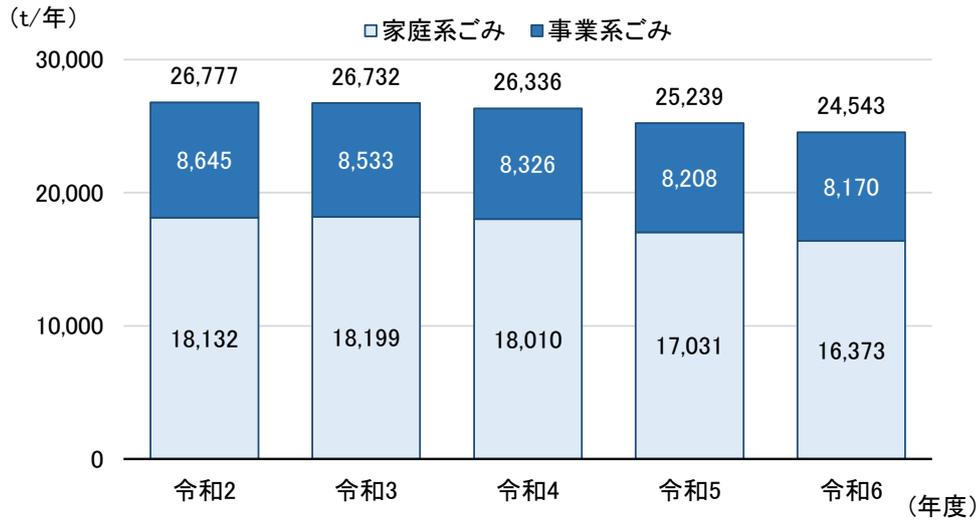


図3-3 ごみ排出量の推移

(2) 1人1日当たりごみ排出量の実績値と目標値との比較

1人1日当たりごみ排出量の実績値と当初計画の目標値を図3-4に示します。

1人1日ごみ排出量は、令和2（2020）年度から4（2022）年度にかけて増加しました。これは、新型コロナウイルス感染症対策により外出が控えられ、在宅時間の増加や衛生用品の使用増加が影響したものと考えられます。令和5（2023）年度からは減少に転じており、コロナ禍の収束による活動範囲の広がりによって家庭系ごみが減少したと思われる。

当初計画で設定した目標値は未達成となっています。

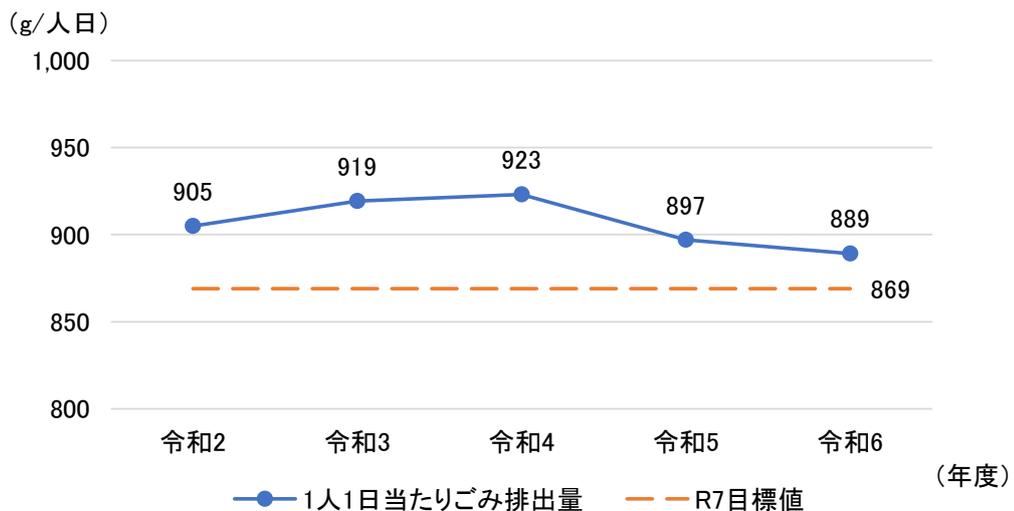


図3-4 1人1日当たりごみ排出量の実績値と目標値

(3) 国及び新潟県の1人1日当たりごみ排出量との比較

国及び新潟県の1人1日当たりごみ排出量との比較を図3-5に示します。

国及び新潟県では、1人1日当たりごみ排出量が令和2年度以降減少傾向となっています。本市は令和5（2023）年度から減少しています。

その結果、本市の1人1日当たりごみ排出量は全国平均より多いものの、新潟県平均よりは少ない状況となっています。

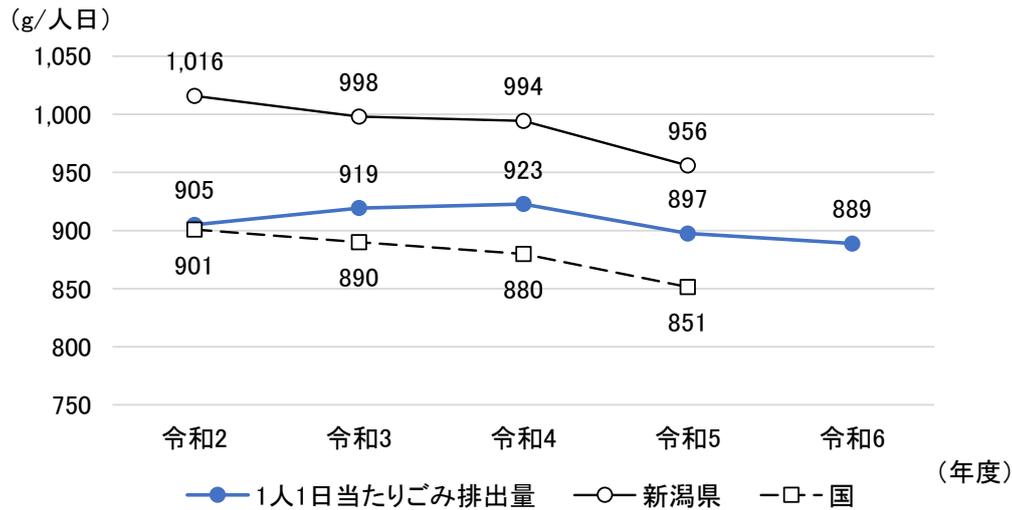


図3-5 国及び新潟県の1人1日当たりごみごみ排出量との比較

3 資源化の実績

(1) 資源化量の推移

資源化量の実績値を表3-11及び図3-6に示します。

資源化量は、令和4（2022）年度に5,400tを超え、リサイクル率は20.6%に達しました。しかし、その後は減少傾向となり、令和6（2024）年度のリサイクル率は19.3%に低下しています。

資源物の内訳では、古着やペットボトルの資源化量は増加した一方、それ以外の品目では減少しています。

表3-11 資源化量の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
資源化量(a)	t/年	5,309	5,248	5,437	5,043	4,747
資源物	t/年	4,975	4,931	5,175	4,776	4,507
古紙類	t/年	1,854	1,837	1,969	1,675	1,635
紙パック	t/年	22	20	21	19	18
紙製容器包装	t/年	128	126	138	123	125
金属類	t/年	259	254	264	216	209
ガラス類	t/年	495	477	476	452	411
布類	t/年	1	1	1	2	1
植物性食用油	t/年	7	7	7	6	7
ペットボトル	t/年	189	197	212	202	209
容器包装プラ	t/年	665	640	633	624	604
その他	t/年	1,355	1,372	1,454	1,457	1,288
施設回収金属	t/年	334	317	262	267	240
ごみ排出量(b)	t/年	26,777	26,732	26,336	25,239	24,543
リサイクル率=(a)/(b)×100	%	19.8	19.6	20.6	20.0	19.3
家庭系ごみ	t/年	18,132	18,199	18,010	17,031	16,373
家庭系ごみのリサイクル率	%	29.3	28.8	30.2	29.6	29.0

※端数処理のため合計は一致しないことがあります。

資料：柏崎市「廃棄物収集の状況(～現年度)」、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

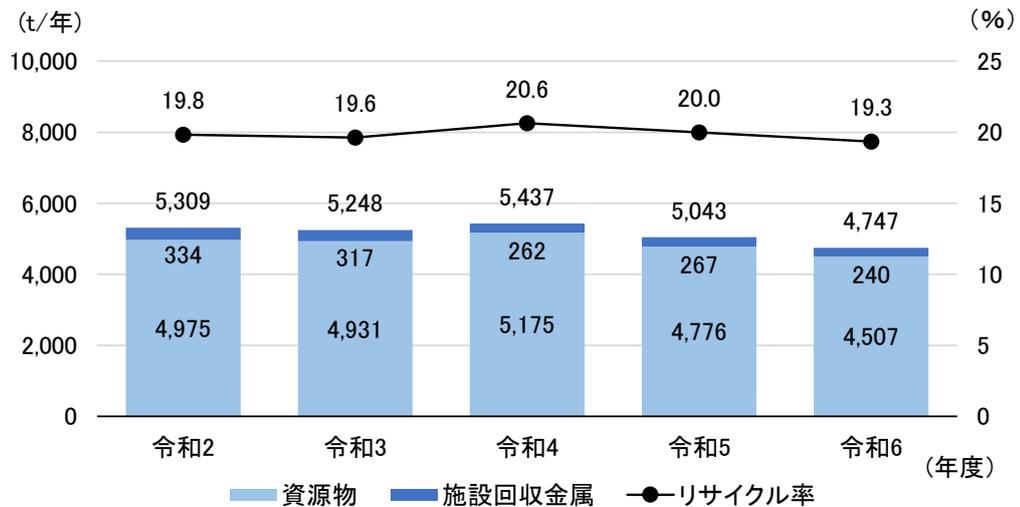


図3-6 資源化量の推移

(2) リサイクル率の目標値との比較

リサイクル率の実績値と当初計画の目標値を図3-7に示します。

リサイクル率は令和4（2022）年度に20.6%となりましたが、その後減少に転じ、当初計画で設定した目標値の達成には至っていません。

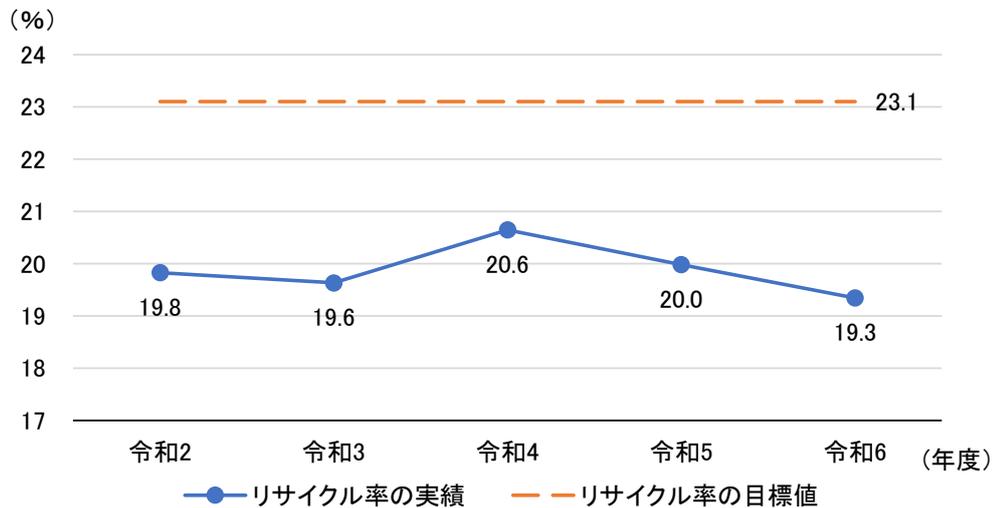


図3-7 リサイクル率の実績値と目標値

(3) 国及び新潟県のリサイクル率との比較

国及び新潟県のリサイクル率との比較を図3-8に示します。

国、新潟県及び本市のリサイクル率はいずれも減少傾向を示していますが、本市のリサイクル率は令和5（2023）年度時点で国や新潟県を上回っています。

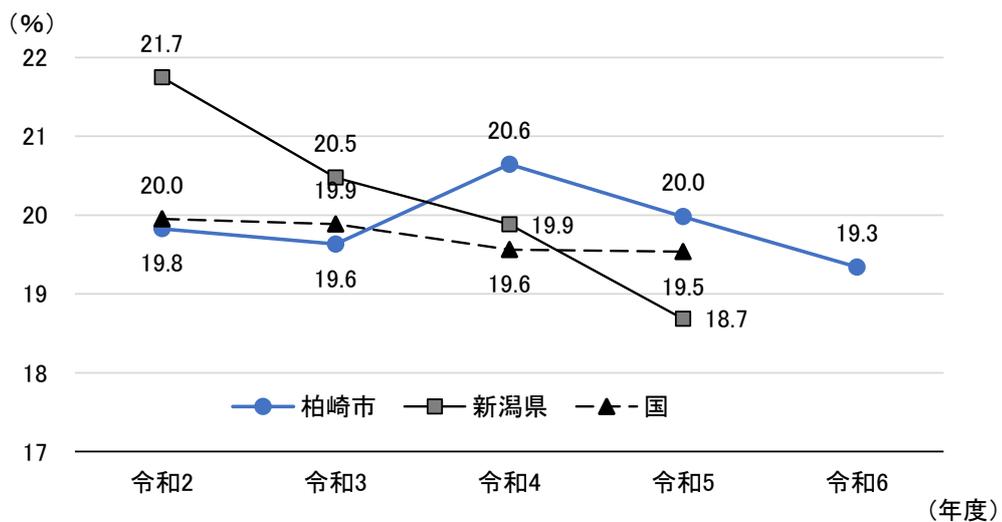


図3-8 国及び新潟県のリサイクル率との比較

(4) 資源物の拠点回収事業

資源物リサイクルセンター及び西本町資源物リサイクルセンターでは、資源物の拠点回収を実施しています。施設利用者の増加に伴い、令和4（2022）年度にはパイロット施設として佐藤池資源物リサイクルステーションを開設しました。

令和7（2025）年度からの新ごみ処理場建設に伴う資源物回収拠点の再編により、令和7（2025）年10月に資源物リサイクルセンター及び佐藤池資源物リサイクルステーションを閉鎖、同年11月に佐藤池資源物リサイクルセンター及び松波資源物リサイクルステーションを新設しました。

資源物の拠点回収は多くの市民に利用されており、令和6（2024）年度における回収量の合計は1,076tとなっています。

表3-12 資源物リサイクルセンターの概要

項目	内容
施設の名称	資源物リサイクルセンター
所在地	柏崎市松波四丁目13番13号
稼働年月	平成20(2008)年4月～令和7(2025)年10月
開設日	毎週水・土・日曜日に開設
回収品目	プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶、スプレー缶 空きびん(無色、茶色、その他)、紙類、廃蛍光管、廃乾電池 使用済み小型家電、古着、古布(木綿100%のもの) 植物性廃食用油、使用済みインクカートリッジ

表3-13 西本町資源物リサイクルセンターの概要

項目	内容
施設の名称	西本町資源物リサイクルセンター
所在地	柏崎市西本町三丁目2番37号
稼働年月	平成30(2018)年9月
開設日	毎週水・土・日曜日に開設
回収品目	プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶、スプレー缶 空きびん(無色、茶色、その他)、紙類、廃蛍光管、廃乾電池 使用済み小型家電、古着、古布(木綿100%のもの) 植物性廃食用油、使用済みインクカートリッジ

表3-14 佐藤池資源物リサイクルステーションの概要

項目	内容
施設の名称	佐藤池資源物リサイクルステーション
所在地	柏崎市佐藤池新田1150
稼働年月	令和4(2022)年12月～令和7(2025)年10月

開設日	毎週火・木・土曜日に開設
回収品目	プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶、スプレー缶 空きびん(無色、茶色、その他)、紙類

表3-15 佐藤池資源物リサイクルセンターの概要

項目	内容
施設の名称	佐藤池資源物リサイクルセンター
所在地	柏崎市大字佐藤池新田 568 番地 2 ほか
稼働年月	令和 7(2025)年 11 月
開設日	毎週水・土・日曜日に開設
回収品目	プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶、スプレー缶 空きびん(無色、茶色、その他)、紙類、廃蛍光管、廃乾電池 使用済み小型家電、古着、古布(木綿 100%のもの) 植物性廃食用油、使用済みインクカートリッジ

表3-16 松波資源物リサイクルステーションの概要

項目	内容
施設の名称	松波資源物リサイクルステーション
所在地	柏崎市 鯖石川改修記念公園駐車場内
稼働年月	令和 7(2025)年 11 月
開設日	毎週火・木・土曜日に開設
回収品目	プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶、スプレー缶 空きびん(無色、茶色、その他)、紙類

表3-17 資源物の拠点回収

区分	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
	資源物リサイクルセンター					
利用人数(人)		150,004	150,191	166,525	168,079	174,014
回収量(t)		729	745	766	706	684
西本町資源物リサイクルセンター						
利用人数(人)		35,775	45,562	54,034	97,458	101,470
回収量(t)		190	238	257	257	269
佐藤池資源物リサイクルセンター						
利用人数(人)		-	-	4,880	21,711	27,198
回収量(t)		-	-	28	98	123
合計						
利用人数(人)		185,779	195,753	225,439	287,248	302,682
回収量(t)		919	983	1,051	1,060	1,076

資料: 柏崎市「資源化状況」

4 中間処理量の実績

(1) 焼却処理量の推移

焼却処理量の推移を表3-18及び図3-9に示します。

焼却処理量は減少傾向にあり、家庭系・事業系のいずれの燃やすごみも減少しています。

表3-18 焼却処理量の推移

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却処理量	t/年	21,008	21,077	20,496	19,794	19,430
家庭系燃やすごみ	t/年	12,159	12,232	11,930	11,297	10,991
事業系燃やすごみ	t/年	8,254	8,147	7,934	7,791	7,785
可燃残渣	t/年	595	698	632	706	654
焼却残渣	t/年	2,184	2,204	2,118	2,210	2,053

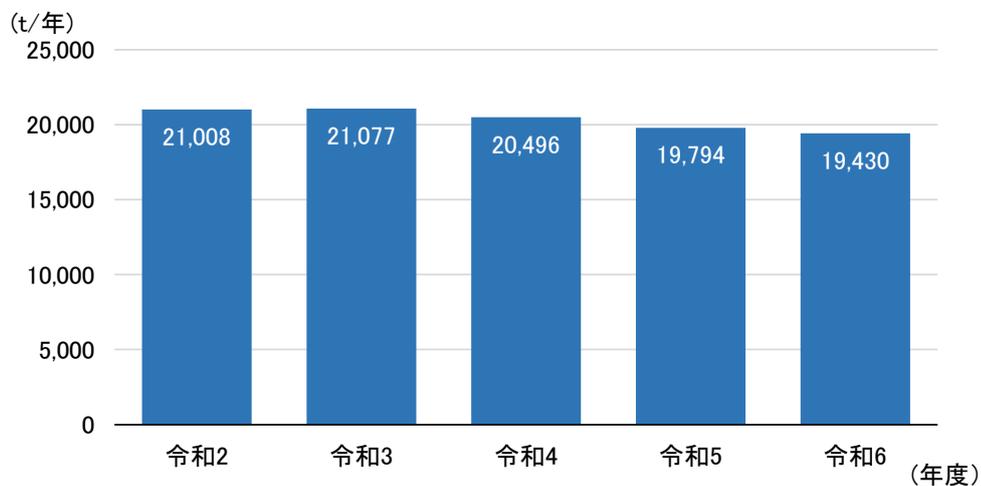


図3-9 焼却処理量の推移

(2) 燃やさないごみ・粗大ごみの中間処理

燃やさないごみ及び粗大ごみの処理量の推移を表3-19及び図3-10に示します。

燃やさないごみ及び粗大ごみの処理量は年度によって増減を繰り返していますが、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間では9%減少しています。

表3-19 燃やさないごみ・粗大ごみ処理量の推移

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
燃やさないごみ・粗大ごみ処理量	t/年	1,389	1,431	1,297	1,375	1,260
家庭系燃やさないごみ	t/年	490	486	429	463	409
事業系燃やさないごみ	t/年	279	279	278	272	258
家庭系燃粗大ごみ	t/年	508	559	476	495	466
事業系粗大ごみ	t/年	112	107	114	145	127
可燃残渣	t/年	595	698	632	706	654
不燃残渣	t/年	460	416	403	402	366
施設回収金属	t/年	334	317	262	267	240

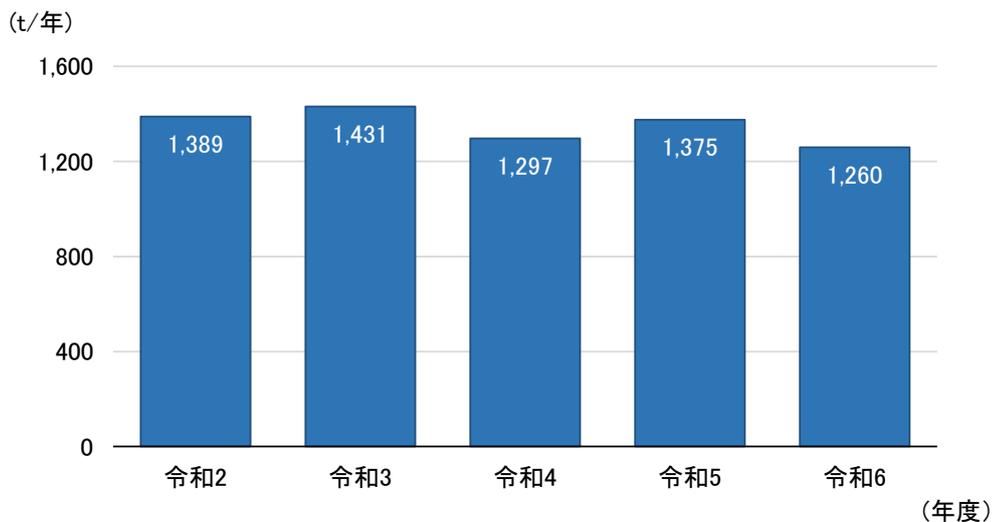


図3-10 燃やさないごみ・粗大ごみ処理量の推移

(3) 資源物中間処理量

資源物中間処理量の推移を表3-20及び図3-11に示します。

びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装などの資源物は、クリーンセンターかしわざき内の資源物中間処理施設で減容処理し、リサイクル工場に搬出しています。

びん類やプラスチック製容器包装の減少により、資源物中間処理量も減少傾向にあります。

表3-20 資源物中間処理量の推移

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資源物処理量	t/年	1,349	1,314	1,307	1,266	1,211
びん類	t/年	495	477	462	440	398
ペットボトル	t/年	189	197	212	202	209
プラスチック製容器包装	t/年	665	640	633	624	604

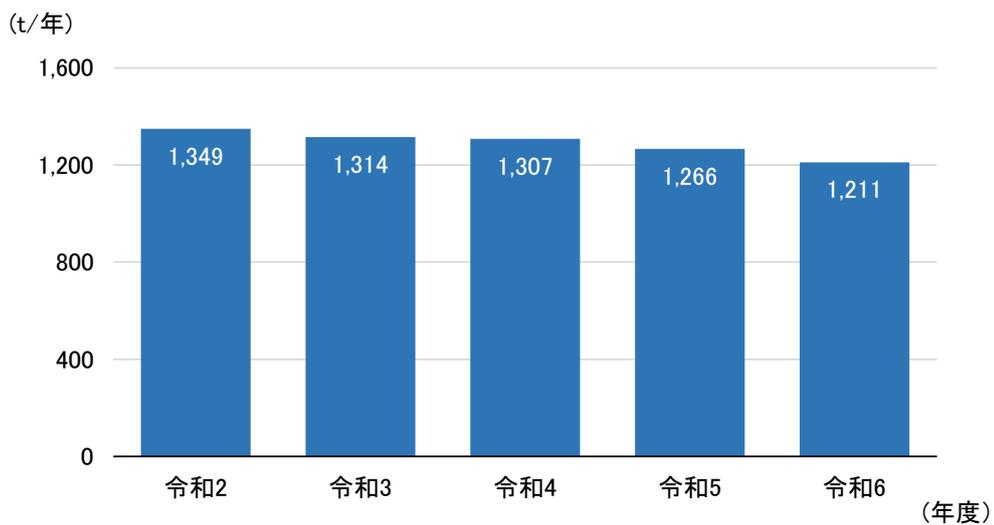


図3-11 資源物中間処理量の推移

5 最終処分量の実績

最終処分量の推移を表3-21及び図3-12に示します。

焼却処理量、燃やさないごみ・粗大ごみ処理量の減少により、焼却残渣及び不燃残渣の量はいずれも減少傾向にあります。

表3-21 最終処分量の推移

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終処分量(柏崎市)	t/年	2,644	2,620	2,521	2,612	2,419
焼却残渣	t/年	2,184	2,204	2,118	2,210	2,053
不燃残渣	t/年	460	416	403	402	366
最終処分率		9.9%	9.8%	9.6%	10.3%	9.9%
最終処分量(刈羽村)	t/年	131	130	120	118	156
側溝汚泥(覆土用)	t/年	91	205	212	192	170
最終処分量 合計	t/年	2,866	2,955	2,853	2,922	2,745
残余容量	m ³	45,693	43,172	43,090	39,211	37,228

資料: 柏崎市「ごみ処理施設市町村別搬入量」「一般廃棄物処理実績報告書(新潟県提出)」

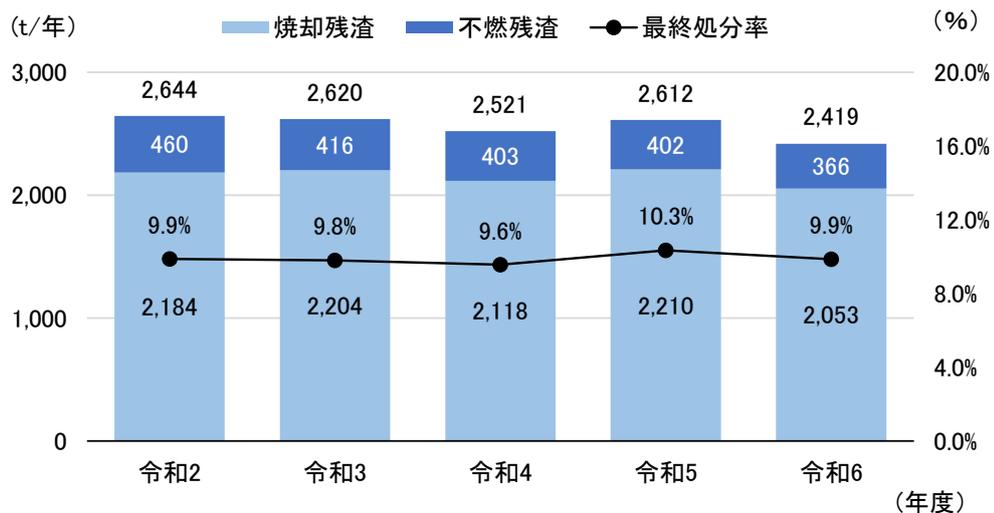


図3-12 最終処分量(柏崎市)の推移

6 その他環境美化に関する取組

(1) 柏崎市リサイクル協力店制度

循環型社会の形成を目的として、平成26(2012)年度から、家庭から出る資源物の店頭回収など、ごみの減量とリサイクルに積極的に取り組む店舗を「柏崎市リサイクル協力店」として認定しています。

表3-22 リサイクル協力店数の推移

区分	年度				
	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
リサイクル協力店 (店舗数)	11	11	10	10	10

(2) 資源物・ごみの分別説明会

資源物・ごみの分別を正しく理解してもらうため、町内会や地域コミュニティ単位で自主的に啓発に取り組む団体の活動を支援しています。

表3-23 分別説明会実施実績

区分	年度				
	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
団体数	0	1	1	0	2
参加人数(人)	0	13	25	0	59

資料: 柏崎市「事務報告書」

(3) クリーンセンター視察

市内小学生の社会科学習など、クリーンセンターを視察する来場者に対し、資源物やごみの処理の流れを説明し、ごみ減量化や資源化への理解促進を図っています。

表3-24 クリーンセンター視察実績

区分	年度				
	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
団体数	22	19	20	15	24
参加人数(人)	744	729	616	556	694

資料: 柏崎市「クリーンセンター見学実績」

(4) クリーンデー柏崎

本市では、平成7（1995）年度から毎年6月の第1日曜日を中心に、市内一斉環境美化活動である「クリーンデー柏崎」を開催し、市民、事業者及び行政が一体となって、ごみ拾い、草刈り、側溝清掃、緑化活動、海岸河川清掃、クリーン登山などに取り組んでいます。

表3-25 クリーンデー柏崎実施状況

区分	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
	参加団体数	—	272	284	288	269
参加人数(人)	—	20,354	22,127	22,237	16,734	
回収量(t)	—	208.53	224.59	193.32	158.02	
燃やすごみ	—	61.74	68.1	66.64	55.81	
燃やさないごみ	—	2.29	3.22	4.1	2.24	
側溝汚泥	—	144.5	153.27	122.58	99.97	

※令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策として中止とした。

資料: 柏崎市「事務報告書」

(5) 町内会等清掃活動支援

町内会等が実施する清掃活動に対して、ごみ袋の支給、回収ごみの収集・処理を支援しています。また、ボランティアによる海岸清掃についても、同様の支援を行っています。

表3-26 清掃活動実施状況（町内会）

区分	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
	町内清掃	実施延べ団体数	353	242	218	206
実施延べ人数(人)		21,803	17,394	17,723	17,414	20,106
海岸清掃	実施延べ団体数	49	54	75	57	56
	実施延べ人数(人)	1,135	2,711	3,719	3,225	3,473

※中止を除く。

資料: 柏崎市「清掃活動」

(6) 海岸清掃活動（業務委託）

本市では海岸清掃を事業者へ委託し、環境美化に努めています。令和元（2019）年度からはビーチクリーナーによる清掃も実施しています。

表3-27 海岸清掃活動 委託状況

区分		年度				
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
人 力	実施延べ日数	80	92	105	97	100
	実施延べ人数(人)	1,029	1,149	1,153	1,170	1,250
	回収量(t)	155.31	171.60	134.14	122.92	123.90
ビ ー チ ク リ ー ナ ー	実施延べ日数	114	121	181	131	131
	実施延べ人数(人)	255	285	481	361	362
	回収量(t)	12.19	10.11	8.97	13.81	23.70

資料: 柏崎市「事務報告書」

(7) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、職員が月2回以上パトロールを実施し、不法投棄の発見、回収及び処理を行っています。原因者が判明した場合は警察に通報することや新潟県と連携した撤去作業も実施しています。

表3-28 不法投棄防止対策 実施状況

区分		年度				
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
回収件数		45	28	25	21	56
回収量(kg)		1,384	1,110		522	3,610
大規模撤去場所個所数						1
大規模撤去回収量(kg)						487,510

(8) 環境クリーン推進条例実施状況

本市では、「柏崎市環境クリーン推進条例」（平成13（2001）年12月20日条例第32号）に基づき、地域の環境美化と快適なまちづくりを推進しています。特に、第8条で「空き地の適正な管理」を定め、必要に応じて所有者等に適正管理を要請しています。

(9) 野焼きへの対応

廃棄物の野焼きは、法律により禁止されています。野焼きはダイオキシン類の発生など環境への悪影響に加え、林野火災を引き起こすおそれもあることから、現地指導や広報誌を通じた啓発を行い、野焼き防止に努めています。

7 ごみ処理経費

ごみ処理経費の状況を表3-29及び図3-13に示します。

クリーンセンターかしわざきごみ処理施設の老朽化や、ごみ減量に伴う施設規模との不均衡が生じているため、効率的な運転が困難となっています。その結果、ごみ処理に係る費用は年々増加傾向にあります。令和6(2024)年度には、1人当たりの処理経費が16,000円を超え、1t当たりの処理経費も50,000円を上回っています。

表3-29 ごみ処理経費

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ処理経費 (千円)	913,051	982,984	1,098,391	1,129,676	1,266,019
人口 (人)	81,071	79,668	78,167	76,877	75,627
1人当たりの処理経費 (円)	11,262	12,339	14,052	14,695	16,740
排出量 (t/年)	26,777	26,732	26,336	25,239	24,543
1t当たりの処理経費 (円)	34,098	36,772	41,707	44,759	51,584

資料：一般廃棄物処理実態調査結果

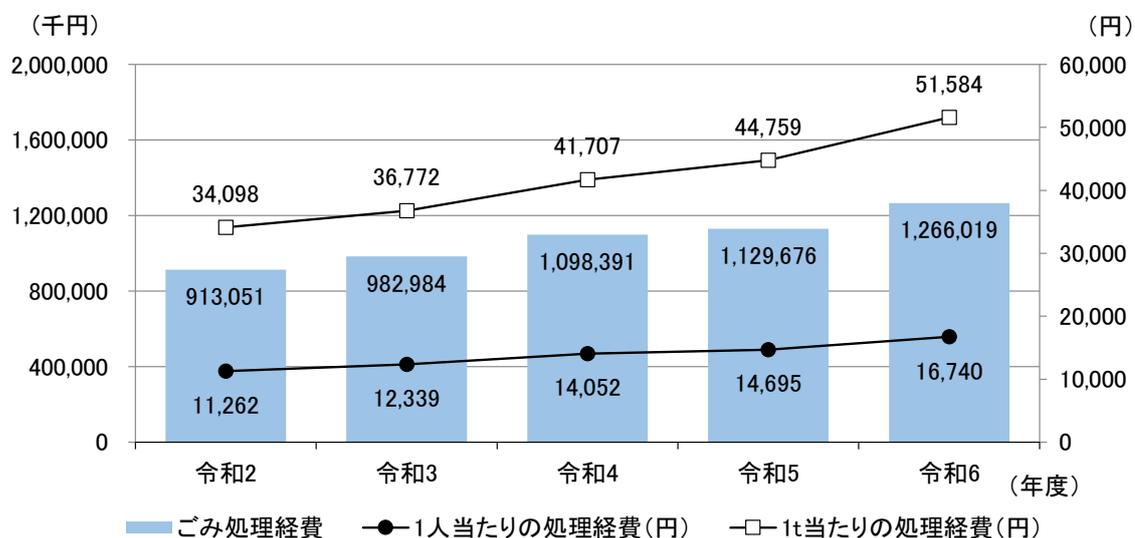


図3-13 ごみ処理経費の推移

8 ごみ質分析結果

燃やすごみの種類組成（乾燥重量比）を図3-14に示します。

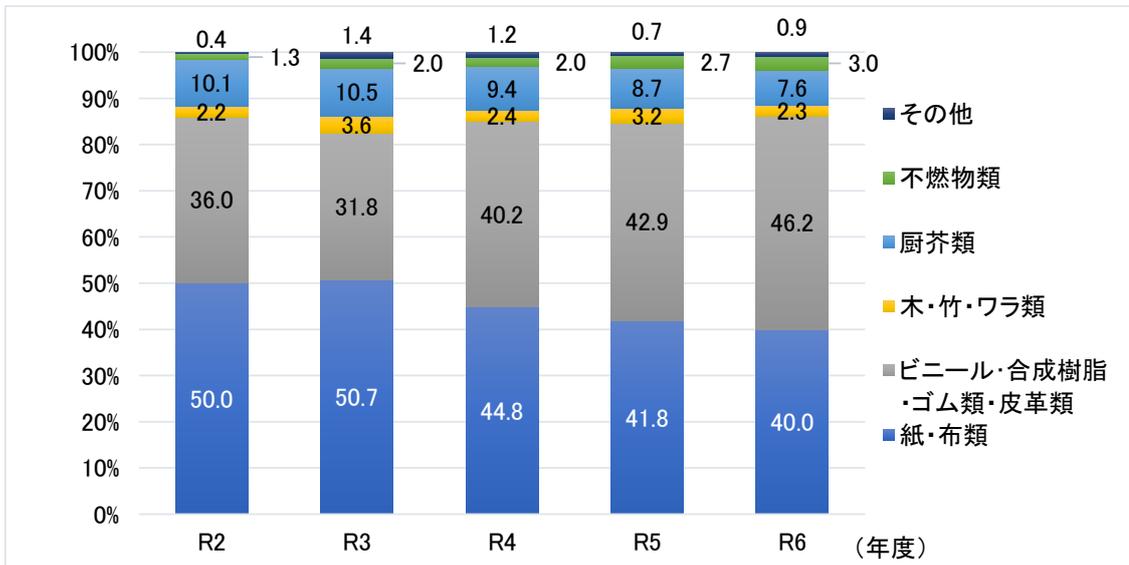


図3-14 燃えるごみの種類組成（乾燥重量比）

燃やすごみの三成分値を図3-15に示します。

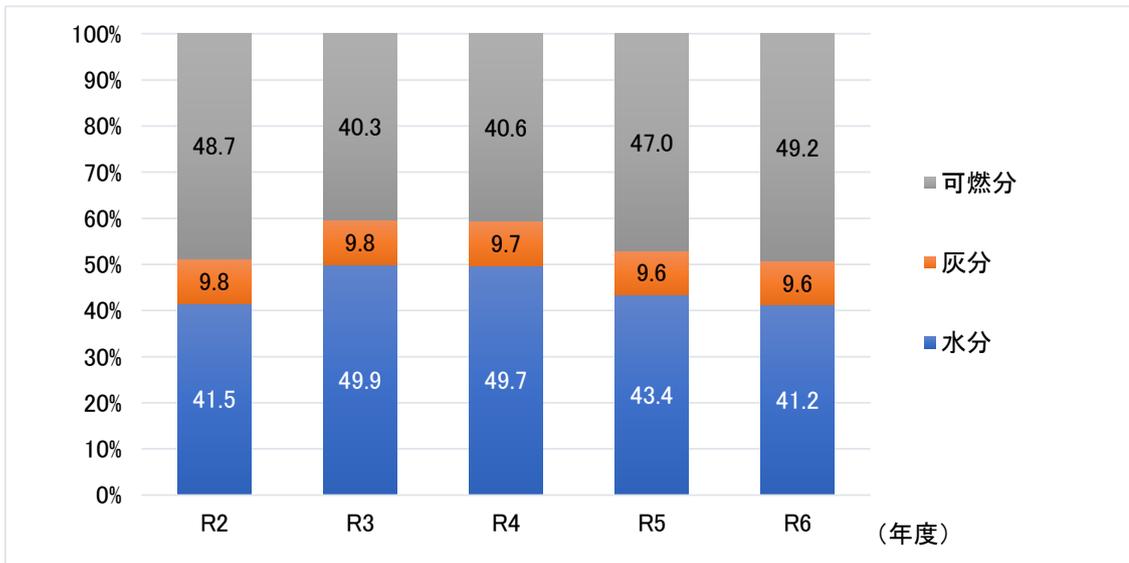


図3-15 燃えるごみの三成分値（重量比）

燃やすごみの低位発熱量及び単位体積重量を図3-16に示します。

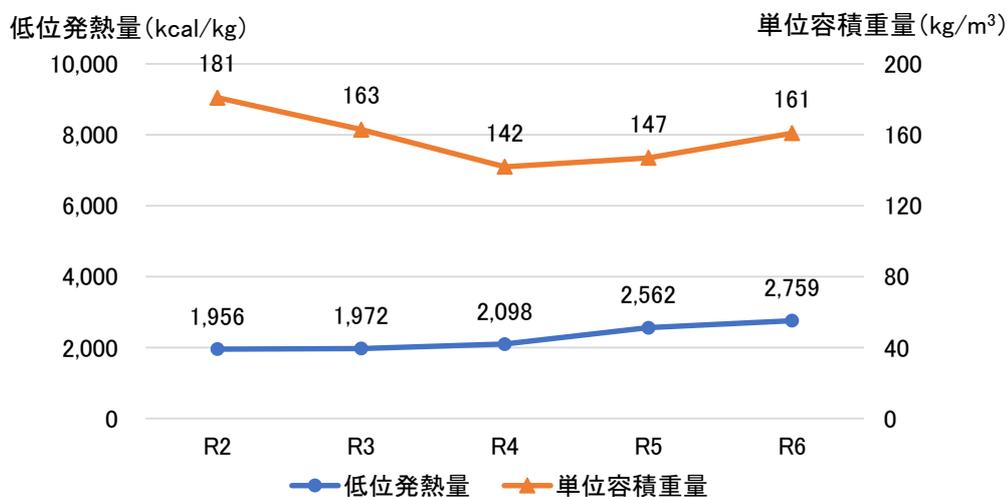


図3-16 燃えるごみの低位発熱量及び単位体積重量

表3-30 ごみ質分析結果

		R2	R3	R4	R5	R6	
単位容積重量		kg/m ³	181	163	142	147	161
3成分	水分	%	41.5	49.9	49.7	43.4	41.2
	灰分	%	9.8	9.8	9.7	9.6	9.6
	可燃分	%	48.7	40.3	40.6	47.0	49.2
種類・組成	紙・布類	%	50.0	50.7	44.8	41.8	40.0
	ビニール・合成樹脂	%	36.0	31.8	40.2	42.9	46.2
	木・竹・ワラ類	%	2.2	3.6	2.4	3.2	2.3
	厨芥類	%	10.1	10.5	9.4	8.7	7.6
	不燃物類	%	1.3	2.0	2.0	2.7	3.0
	その他	%	0.4	1.4	1.2	0.7	0.9
	計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量		kcal/kg	1,956	1,972	2,098	2,562	2,759

資料: 柏崎市「事務報告書」

9 刈羽村に係るごみ処理・最終処分場に関する事務の受託

本市は、「ごみ処理・最終処分場に関する事務の委託に関する規約（平成17（2005）年5月1日施行）」の規定に基づき、刈羽村からの燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの処理及び最終処分場に関する事務を実施しています。これにより、本市と刈羽村が連携し、広域的なごみ処理体制の効率的な運営を図っています。

刈羽村からのごみ搬入量を表3-3及び図3-17に示します。

表3-31 刈羽村のごみ搬入量及び最終処分量

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入量(t)	1,282	1,263	1,237	1,188	1,185
燃やすごみ	1,204	1,187	1,175	1,126	1,117
燃やさないごみ	54	50	42	42	49
粗大ごみ	24	25	20	21	20
最終処分量	131	130	120	118	156
焼却残渣	94	128	101	100	137
不燃残渣	37	2	19	18	19

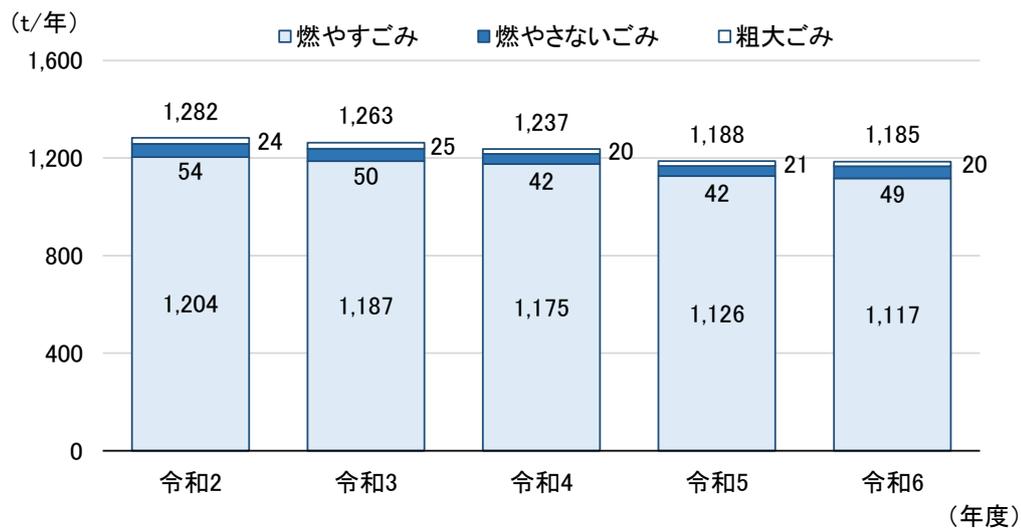


図3-17 刈羽村のごみ搬入量の推移

10 類似市町村との比較検討

類似自治体との比較を図3-18に示します。

本市のごみ処理状況を類似市町村と比較した結果、次のような特徴がみられます。

- ・ 1人1日当たりの排出量は、評価基準値を100とした場合98であり、類似市町村と同程度の水準にあります。
- ・ 廃棄物からの資源回収率は、基準値100に対して143と高く、類似市町村を上回っています。これは、本市において剪定枝の資源化に取り組んでいることが主な要因と考えられます。
- ・ 廃棄物のうち最終処分される割合は基準値100に対して80であり、類似市町村と比較して最終処分量がやや多い状況となっています。
- ・ 人口1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、基準値100に対して107、112であり、いずれも類似市町村より良好な結果を示しています。

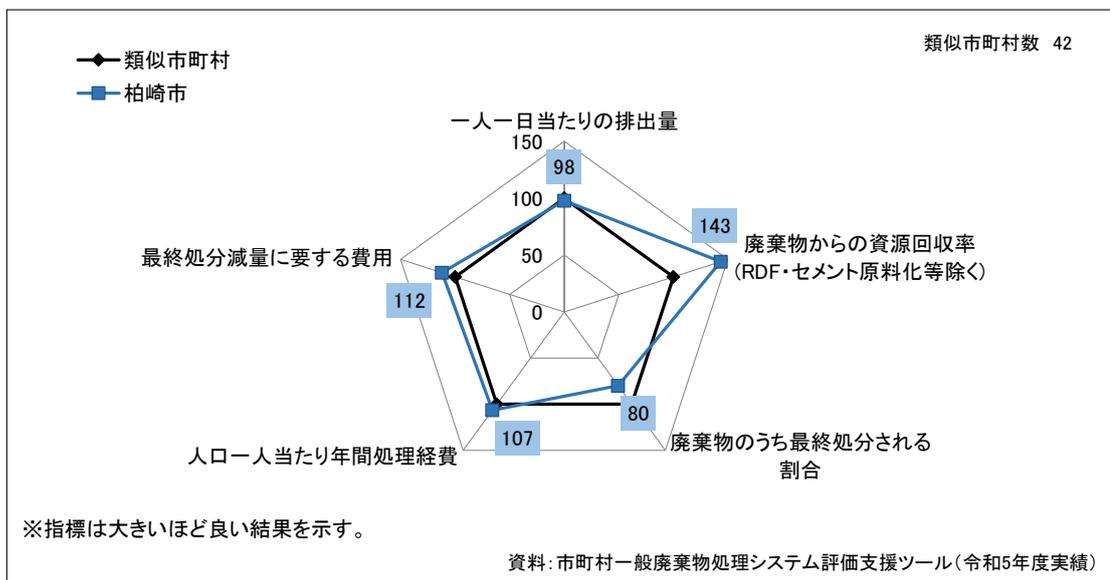


図3-18 類似市町村との比較 (令和5(2023)年度)

1.1 ごみを取り巻く社会情勢

(1) 国の一般廃棄物に関する目標

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「廃棄物処理法の基本方針」という。)を定めています。

令和5(2023)年6月の改定では、カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進など、近年の社会要請を踏まえた内容に見直されました。

さらに、令和6(2024)年8月に策定された第五次循環型社会形成推進基本計画)との整合を図る形で、令和7(2025)年2月に目標量が改定されています。

また、第五次循環型社会形成推進基本計画では、国が講ずべき施策を示すとともに、令和12(2030)年度を目標年次とした数値目標を設定しています。

改定後の廃棄物処理法の基本方針の目標量を表3-32に、第五次循環基本計画の数値目標を表3-33に示します。

表3-32 廃棄物処理法の基本方針の目標量

指標	目標量
ごみ排出量	令和4(2022)年度に対し、令和12(2030)年度において約9%削減 1人1日当たりの生活ごみ(資源除く)478グラム(令和12(2030)年度)
一般廃棄物の出口側の循環利用率	令和4(2022)年度の20%に対し、令和12(2030)年度において約26%に増加
焼却量	1人1日当たりのごみ焼却量580グラム(令和12(2030)年度)
最終処分量	令和4(2022)年度に対し、令和12(2030)年度において約5%削減

表3-33 第五次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

指標	数値目標
1人1日当たりごみ焼却量	令和12年度において約580g/人/日
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	令和9(2027)年度において46%
長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合	令和9(2027)年度において100%
最終処分場の残余容量・残余年数	令和12(2030)年度において令和2(2020)年度の水準(22年分)を維持

(2) 新潟県の一般廃棄物に関する目標

新潟県では、令和3（2021）年3月に「第3次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定しています。この計画は、廃棄物の排出抑制を最優先に、再使用、再生利用、エネルギー回収を段階的に推進し、循環的利用が困難なものについては適正に処分するという、「資源を大切に作る循環型の地域社会づくり」を基本理念としています。なお、同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の目標値が定められています。

「第3次新潟県資源循環型社会推進計画」における一般廃棄物の目標値を表3-34に示します。

表3-34 一般廃棄物の目標値

	基準年	中間目標	目標
	平成30年度	令和5年度	令和7年度
1人1日当たりごみ排出量(g/人日)	1,034	979以下	957以下
再生利用除く1人1日当たりごみ排出量(g/人日)	797	701以下	663以下
（参考）ごみ排出量(千トン)	852	785	758
再生利用率(%)	22.9	26.5以上	28.0以上
（参考）再生利用量(千トン)	195	207	212
最終処分率(%)	8.6	8.0以下	7.8以下
（参考）最終処分量(千トン)	74	63	59

出典：第3次新潟県資源循環型社会推進計画（令和3（2021）年3月）

1.2 施策の評価

当初計画を策定してから、これまで行ってきた施策の評価を表3-35に示します。

表3-35 当初計画の施策の評価

施策	施策の内容	実施状況・評価・方向性
発生抑制	ごみの発生を抑えるため、市民・事業者・行政が協働し、マイバッグ運動や食品ロス削減などを推進する。	<p>【実施状況】</p> <p>マイバッグ運動、過剰包装抑制、食品ロス削減などのテーマで、広報誌等による周知を継続。飲食店では「食べ残しゼロキャンペーン」を実施し、テイクアウト時の容器持込みを要請。「残さず食べよう！にいがた県民運動」とも連携。</p> <p>【評価・方向性】</p> <p>市民への周知により、1人1日当たりごみ排出量が令和2(2020)年度から5年間で16g減少。引き続き、啓発活動の継続と発生抑制の意識定着を図る。</p>
再使用	繰り返し使う取組を推進し、イベントや日常生活での再使用を促進する。	<p>【実施状況】</p> <p>令和7(2025)年3月に(株)マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」により不要品の再利用機会を提供(R7(2025)年8月末:依頼49件、112品)。また、インターネット取引を通じた不用品売却や、家庭用食器類リユースの情報提供を実施。</p> <p>【評価・方向性】</p> <p>引き続き、リユースの周知と機会提供を拡大する。</p>
再生利用	資源の循環利用を促進し、分別の徹底とリサイクルの拡大を図る。	<p>【実施状況】</p> <p>分別説明会や配布物を通じ正しい分別を周知。商工会議所を通じ、リサイクル事業者の活動を紹介。廃棄物処理過程でのマテリアルリサイクルを推進し、事業系ごみの自主的資源化を促進。</p> <p>【評価・方向性】</p> <p>分別・資源化が定着しつつあるが、さらなる徹底、製品プラスチックの資源化、事業系リサイクルの拡大が課題。今後も地域・事業者と連携し、再資源化を一層進める。</p>
収集・運搬計画	効率的で環境負荷の少ない収集・運搬体制を構築する。	<p>【実施状況】</p> <p>収集委託事業者との情報共有により、効率的なルートで収集を実施。廃棄物収集はおおむね午前中に完了している。電動フォークリフトを導入し、低公害化を推進。</p> <p>【評価・方向性】</p> <p>効率的な収集体制が概ね確立。今後も事業者との連携強化により、地球温暖化防止と地域の生活環境保全を両立する体制を維持する。</p>

施策	施策の内容	実施状況・評価・方向性
中間処理計画	ごみ・資源物の中間処理を安定的・衛生的に行い、施設の更新とマテリアルリサイクルの推進を図る。	<p>【実施状況】</p> <p>中間処理を安定的・衛生的に実施。令和 2（2020）年に「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」を策定し、公募型プロポーザルで DBO 方式の事業者を選定。令和 7（2025）年 3 月に契約締結、令和 11 年 4 月稼働予定。粗大ごみ・資源物を併せて処理できる新たなリサイクル施設整備を検討。</p> <p>【評価・方向性】</p> <p>新ごみ処理施設の整備により、安定的な処理体制を確保する。引き続き適正処理とリサイクルを推進する。</p>
最終処分計画	最終処分量の削減と適正な埋立管理を行い、施設の延命化を図る。	<p>【実施状況】</p> <p>発生抑制・循環利用の推進により最終処分量削減に努めている。適正な埋立管理と浸出水処理施設の運転を実施し、周辺環境を保全。</p> <p>【評価・方向性】</p> <p>埋立地の延命化に向け、定期整備を実施する。今後も適正管理と最終処分量の削減を継続する。</p>
環境クリーン推進条例の適用	市民・事業者・行政の協働により環境美化を推進し、「環境クリーン推進条例」に基づく適正排出と地域美化を図る。	<p>【実施状況】</p> <p>「クリーンデー柏崎」を毎年実施（令和 6（2024）年度：269 団体、16,734 人）。環境課職員による月 2 回以上のパトロール（令和 6（2024）年度：出動 56 件・撤去 3,610kg）を実施。不法投棄廃棄物の撤去や再発防止柵・看板設置、啓発活動を実施。</p> <p>【評価・方向性】</p> <p>長年の取組により地域の美化意識が定着。今後も継続的なパトロールと啓発で、不法投棄の抑止と再発防止を図る。</p>
パトロールの実施	ごみステーションや市内の不法投棄監視を目的に、定期的なパトロールを実施する。	
不法投棄防止看板等の設置	不法投棄の発生しやすい箇所に看板や監視カメラを設置し、抑止力を強化する。	
教育・啓発活動の具体的取組	市民・事業者への情報発信や教育活動を通じ、ごみ減量・資源化への理解を促進する。	<p>【実施状況】</p> <p>広報誌・HP による情報発信、出前講座・施設見学説明会を毎年開催。学校の環境教育や「ふれあい講座」を支援。野焼き通報時の指導やチラシ配布を実施。環境にやさしい店舗（リサイクル協力店：10 店）を紹介し、リサイクル啓発ポスターを掲示。事業者には排出実態・分別方法を周知。</p> <p>【評価・方向性】</p> <p>事業者・市民それぞれの主体的取組を促すため、今後も広報や説明機会を通じて意識啓発を継続する。</p>

施策	施策の内容	実施状況・評価・方向性
在宅医療廃棄物に関する対策	在宅治療で発生する注射針や点滴バッグ等の感染性廃棄物を医療機関に返却するよう周知し、不適正処理を防止する。	【実施状況】 市広報や医療機関を通じ、家庭排出防止を周知。薬局・医療機関での回収体制を継続。 【評価・方向性】 在宅医療の普及に合わせ、回収ルート確保と周知の強化を図る。
適正処理困難物対策	市で処理できない適正処理困難物（タイヤ・バッテリー等）について、処理方法や引取先を情報提供し、不適正排出を防止する。	【実施状況】 適正処理困難物の処分方法・引取先を周知。 【評価・方向性】 排出実態を把握し、排出抑制と情報提供を継続する。
不適正処理対策	事業者・市民への指導監督を行い、不適正排出や処理を防止する。	【実施状況】 現場確認やパトロールで不適正排出を把握し、指導を実施。 【評価・方向性】 関係部署・警察との連携により、再発防止と排出者責任の徹底を図る。
災害時の廃棄物処理	「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に迅速かつ適正な処理体制を整備する。	【実施状況】 令和2（2020）年に「柏崎市災害廃棄物処理計画」を策定。令和6年能登半島地震に係る公費解体を令和6（2024）年度から実施。 【評価・方向性】 計画に沿い、災害廃棄物の適正・迅速な処理体制を確保。今後も関係機関との連携を強化し、実効性の高い運用を進める。
感染症の流行時の対応	感染症流行時のごみ排出・収集に関する感染防止対策を周知し、収集職員や処理施設での安全確保を図る。	【実施状況】 マスクやティッシュ廃棄時の留意事項（袋を二重に、密閉、手洗い等）を周知。処理従事者への感染防止策を徹底。 【評価・方向性】 感染症発生時の指針に基づき、最新情報を踏まえた対応マニュアルを整備・更新する。

第4節 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制・資源化に関する課題

ア ごみ排出抑制

本市のごみ排出量は減少傾向で推移し、県平均と比べ一定の成果を上げています。しかし、1人1日当たりの排出量は依然として全国平均を上回っており、目標値に達していません。今後も、市民・事業者・行政が一体となり、ごみの発生抑制を一層推進していく必要があります。

イ 分別徹底、水切りの励行、食品ロス削減の強化

家庭ごみの中には資源化可能な古紙類やプラスチック製容器包装が混入しているため、分別の徹底を促す市民啓発の継続が求められます。

また、燃やすごみには、生ごみに由来する水分が含まれており、水切りの励行を進めるとともに、食品ロス削減の取組を強化することが必要です。

ウ 製品プラスチックの資源化体制の構築

プラスチック資源循環法の施行を踏まえ、これまで対象としてきたプラスチック製容器包装に加え、製品プラスチックも含めた新たな資源化体制の整備が求められます。分別方法や処理ルートの見直しを含め、関係者との調整を進めていく必要があります。

エ 事業系ごみの分別

適正処理の徹底とともに、事業者自らが排出実態を把握し、排出抑制や資源化に主体的に取り組むことが求められます。特に多量排出事業者に対しては、排出計画や取組状況の確認を行うなど、指導体制の強化が必要です。

オ 剪定枝や庭の草の処理と自家処理の促進

現在は堆肥化処理を行っていますが、受入量の増加により処理費用の増大や保管スペースの確保が課題となっています。

今後、令和11（2029）年度に新焼却施設へ移行することに伴い、剪定枝や庭の草についても同施設で焼却処理を行う予定です。しかし、焼却量の増加を抑制する観点からは、市民による自家処理（粉砕・堆肥化など）の促進が重要です。

また、焼却後に発生する焼却残渣についても、可能な範囲で資源化を検討し、循環的な処理体系の構築を進めていく必要があります。

(2) 収集・運搬に関する課題

ア ごみ出し支援の仕組みづくり

人口減少や高齢化の進行により、ごみ集積所の維持管理や排出が困難な高齢者世帯への支援が課題となっています。地域の担い手不足や孤立化も進む中、地域住民や福祉部門、民間事業者と連携した「ごみ出し支援」の仕組みづくりが求められます。

イ リチウム蓄電池の混入防止

リチウムイオン電池などの混入による火災事故が全国的に増加しており、本市でも同様のリスクが懸念されます。市民への分別ルールの周知徹底に加え、販売事業者や回収業者との連携を強化し、安全な排出・回収体制を確立することが必要です。

ウ 事業系ごみの適正排出の確保

事業系ごみの収集では、不適正排出や産業廃棄物との混在といった問題が見られます。適正な排出・収集を徹底するため、現場確認や指導体制の強化が求められます。

(3) 中間処理に関する課題

ア 既存焼却施設の老朽化と安定運転の確保

クリーンセンターかしわざきは平成4（1992）年の稼働開始から30年以上が経過し、老朽化が進行しています。令和11（2029）年度に新焼却施設の稼働を予定していますが、それまでの間は、適切な修繕・維持管理を実施し、安定した運転を確保する必要があります。

また、施設規模と実際の処理量との乖離により運転効率が低下しているため、経費増加の要因となっています。運転管理の最適化による効率的な運営が求められます。

イ 火災リスク対策の強化

中間処理過程においても、リチウムイオン電池の混入による火災リスクが課題となっています。搬入段階での確認体制や受入検査の強化を進め、安全な施設運営を図ることが重要です。

ウ 新施設における再資源化・エネルギー回収の推進

新しく施設を整備するにあたっては、エネルギー回収や再資源化技術を積極的に導入し、循環型社会形成に寄与する施設とすることが重要です。また、資源物中間処理施設についても、新ごみ処理施設の建設に合わせて、効率的かつ適正な体制整備を検討していく必要があります。

(4) 最終処分に関する課題

エコグリーン柏崎夏渡は、当初想定よりも受入量が少なく推移していることから、使用期間を令和20（2030）年度まで延長できる見込みです。一方で、浸出水処理施設では老朽化が進み、設備更新・改修による延命化が課題です。

将来的な最終処分場整備には多額の経費や適地確保といった課題が見込まれるため、既存施設の長寿命化を図りつつ、中間処理段階での資源化など、最終処分量の抑制に取り組む必要があります。

(5) 処理経費に関する課題

ごみ処理に係る経費は、施設の老朽化による修繕費の増加や運転効率の低下により、1人当たり・1トン当たりの処理経費が増加傾向にあります。

- ・ 1人当たり：11,262円（令和2（2020）年度）
→ 16,740円（令和6（2024）年度）
- ・ 1トン当たり：34,098円（令和2（2020）年度）
→ 51,584円（令和6（2024）年度）

新施設の稼働までは、適切な修繕と運転管理により経費抑制を図る必要があります。また、経費増加の要因や今後の見通しについて、市民に対して丁寧に説明し、理解と協力を得ながら進めることが重要です。

(6) その他、情報提供・情報共有の課題等

循環型社会の実現には、市民・事業者・行政の協働が不可欠です。そのため、ごみ処理や資源化に関する正確で分かりやすい情報を継続的に発信し、理解と参画を促すことが求められます。

特に、分別ルールや排出方法、危険ごみの取扱い、施設整備の進捗、処理経費の動向などについて、多様な媒体を活用した情報発信が重要です。

また、学校や地域団体と連携した環境教育・啓発活動を通じて、世代を超えてごみ減量意識を定着させていく必要があります。

さらに、行政内部においても、環境、福祉、防災など関係部局間で情報共有を進め、課題認識の共有と連携した事業推進を図ることが求められます。

第4章 ごみ排出量の将来予測

国・新潟県の基本方針との整合を図りながら数値目標を設定します。
ごみ排出量の予測フローを以下に示します。

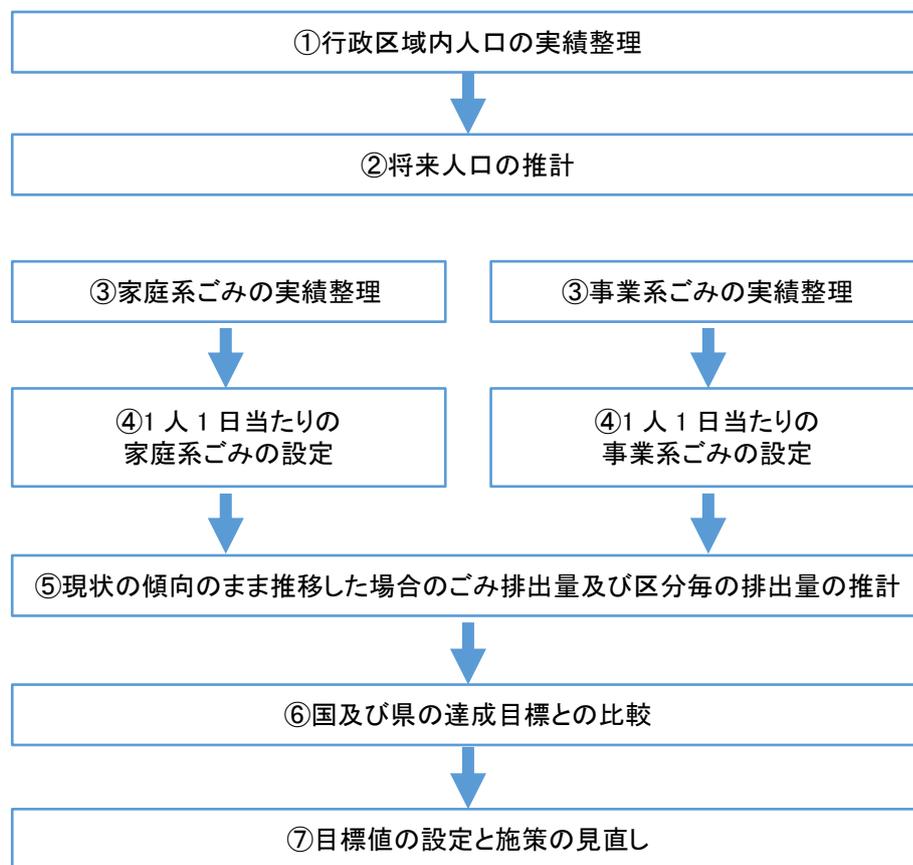


図4-1 排出量の予測フロー

- ① 行政区内人口について、過去10年間の実績を整理します。
- ② 将来人口については、「人口ビジョン」で示された将来人口を使用します。
- ③ 家庭系ごみ、事業系ごみについて、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」における過去5年間の実績を整理します。家庭系ごみについては、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」「資源物」の区分で整理します。事業系ごみについては、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」の区分で整理します。
- ④ ③で整理した傾向を踏まえ、推計式を用いて、区分ごとの1人1日当たりの排出量を設定します。
- ⑤ ④で設定した1人1日当たりの排出量等に②の将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。
- ⑥ 国及び県の目標、数値に対して、本市の実績と推計値の比較・分析します。なお、実績は環境省「一般廃棄物処理実態調査」における算定方法により算出しているため、柏崎市総合計画等で示している実績と異なる場合があります。
- ⑦ 当初計画や国、県の目標を踏まえ、既存の施策の見直し等により、ごみ排出抑制及び資源化の目標値を設定します。

第1節 将来人口

本計画で採用する将来人口は、「人口ビジョン」（令和7（2025）年6月策定）における将来人口とします。

本市の将来人口の推移を以下に示します。

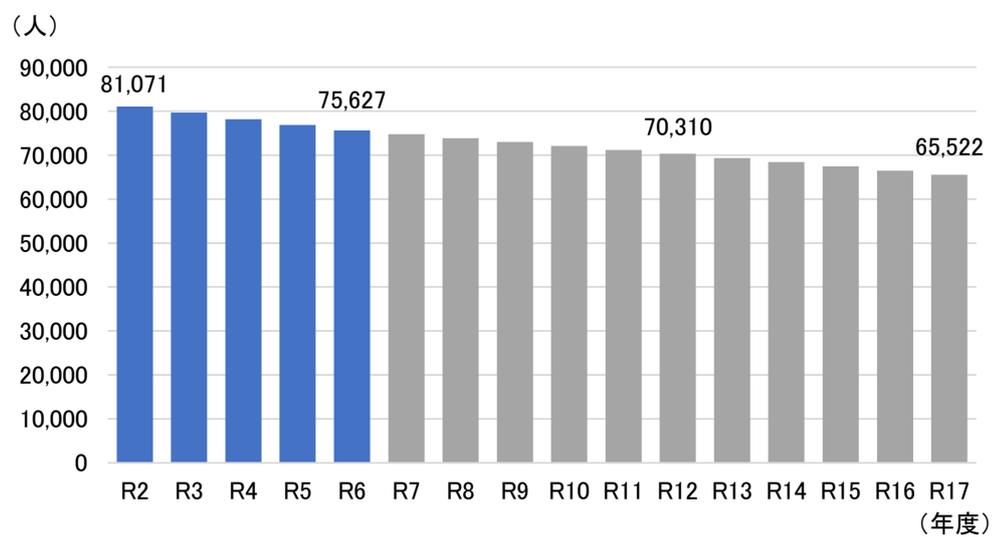


図4-2 排出量の予測フロー

第2節 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

1 家庭系ごみ予測結果

(1) 1人1日当たり燃やすごみ

1人1日当たり燃やすごみの予測結果を示します。排出量は減少傾向にあります。近年はその減少幅が緩やかになっていることから、今後も緩やかに減少していくと見込み、「べき乗曲線式」により推計しています。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
R2	410.90						
3	420.65						
4	418.14						
5	401.50						
6	398.17						
7		398.2	398.2	398.2	398.2	398.2	398.2
8		393.7	393.9	396.9	396.9	392.8	396.9
9		389.3	389.6	395.8	395.7	387.0	395.8
10		384.8	385.4	394.8	394.7	380.9	394.8
11		380.3	381.2	393.9	393.8	374.3	393.9
12		375.9	377.1	393.1	393.0	367.4	393.1
13		371.4	373.0	392.3	392.2	360.1	392.3
14		367.0	369.0	391.7	391.6	352.5	391.7
15		362.5	365.0	391.1	390.9	344.4	391.1
16		358.0	361.0	390.5	390.3	336.0	390.5
17		353.6	357.1	389.9	389.8	327.2	389.9
推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$		
定数 a	-4.46100	423.46521	418.16090	-19.79144	-0.09241		
定数 b	423.25500	0.98911	-0.02115	418.10200	0.09636		
決定係数 (相関係数 ²)	0.50688	0.50184	0.29971	0.30400	0.53872		
決定係数順位	2	3	5	4	1		
数値順位	3	2	5	1	4		

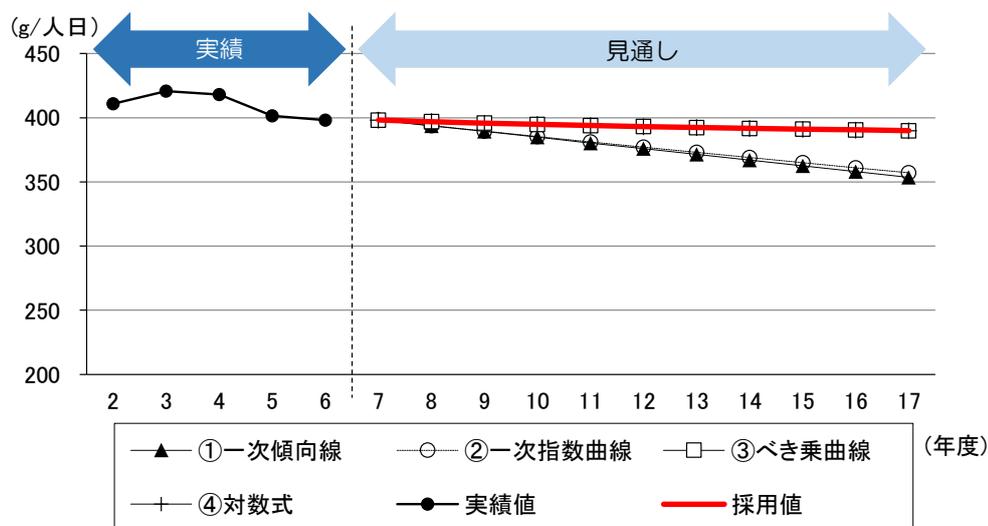


図4-3 1人1日当たり家庭系燃やすごみの予測結果

(2) 1人1日当たり燃やさないごみ

1人1日当たり燃やさないごみの予測結果を示します。排出量は増減を繰り返しながら減少していることから、最も緩やかに減少していくと見込み、「べき曲線式」により推計しています。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
R2	16.56						
3	16.71						
4	15.04						
5	16.46						
6	14.82						
7		14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8
8		14.4	14.5	14.6	14.6	14.2	14.6
9		14.1	14.1	14.5	14.5	13.6	14.5
10		13.7	13.8	14.4	14.4	13.0	14.4
11		13.3	13.5	14.3	14.3	12.3	14.3
12		12.9	13.2	14.3	14.2	11.6	14.3
13		12.6	12.8	14.2	14.2	10.9	14.2
14		12.2	12.5	14.1	14.1	10.1	14.1
15		11.8	12.2	14.1	14.0	9.3	14.1
16		11.4	12.0	14.0	14.0	8.5	14.0
17		11.1	11.7	14.0	13.9	7.8	14.0
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	-0.37300	17.06883	16.77726	-2.04020	-0.17178	
	定数 b	17.03700	0.97657	-0.05629	16.76639	0.08777	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.42037	0.41901	0.37988	0.38321	0.42549	
	決定係数順位	2	3	5	4	1	
	数値順位	4	3	1	1	5	

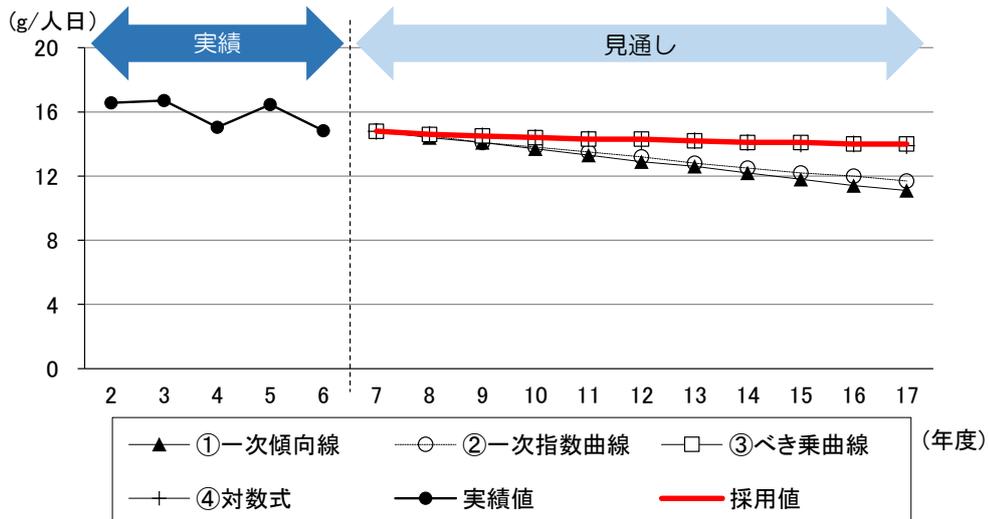


図4-4 1人1日当たり家庭系燃やさないごみの予測結果

(3) 1人1日当たり資源物

1人1日当たり資源物の予測結果を示します。排出量は令和4（2022）年度以降減少傾向にあることから、今後も緩やかに減少していくと見込み、「べき曲線式」により推計しています。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
R2	168.13						
3	169.26						
4	181.38						
5	169.74						
6	163.27						
7		163.3	163.3	163.3	163.3	163.3	163.3
8		162.4	162.4	163.2	163.2	162.4	163.2
9		161.4	161.5	163.1	163.1	161.5	163.1
10		160.5	160.5	163.1	163.1	160.6	163.1
11		159.6	159.6	163.0	163.0	159.7	163.0
12		158.7	158.7	162.9	162.9	158.7	162.9
13		157.7	157.8	162.9	162.9	157.8	162.9
14		156.8	156.9	162.8	162.9	156.8	162.9
15		155.9	156.0	162.8	162.8	155.8	162.8
16		155.0	155.1	162.7	162.8	154.7	162.8
17		154.0	154.2	162.7	162.7	153.7	162.7
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	-0.92400	173.12917	170.87036	-1.29279	-0.03278	
	定数 b	173.12800	0.99443	-0.00378	170.89359	0.15138	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.04789	0.04677	0.00279	0.00286	0.05272	
	決定係数順位	2	3	5	4	1	
	数値順位	5	4	2	1	3	

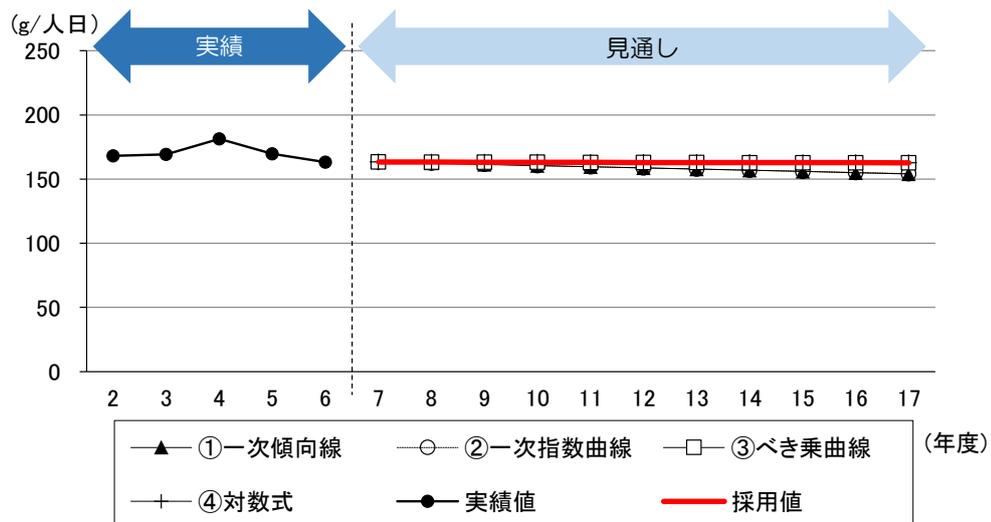


図4-5 1人1日当たり家庭系資源物の予測結果

(4) 1人1日当たり粗大ごみ

1人1日当たり粗大ごみの予測結果を示します。排出量は増減を繰り返しながら減少していることから、今後は最も緩やかに減少していくと見込み、「対数式」により推計しています。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
R2	17.17						
3	19.22						
4	16.68						
5	17.59						
6	16.88						
7		16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9
8		16.7	16.6	16.8	16.8	16.6	16.8
9		16.5	16.4	16.8	16.8	16.2	16.8
10		16.3	16.2	16.7	16.7	15.9	16.7
11		16.1	16.0	16.7	16.7	15.5	16.7
12		15.8	15.9	16.7	16.7	15.2	16.7
13		15.6	15.7	16.6	16.6	14.8	16.6
14		15.4	15.5	16.6	16.6	14.4	16.6
15		15.2	15.3	16.6	16.6	14.0	16.6
16		15.0	15.1	16.5	16.5	13.6	16.5
17		14.7	14.9	16.5	16.5	13.1	16.5
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	-0.22100	18.14081	17.84798	-0.88375	-0.08778	
	定数 b	18.17100	0.98781	-0.02144	17.87549	0.15326	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.11821	0.11684	0.05627	0.05759	0.12452	
	決定係数順位	2	3	5	4	1	
	数値順位	4	3	1	1	5	

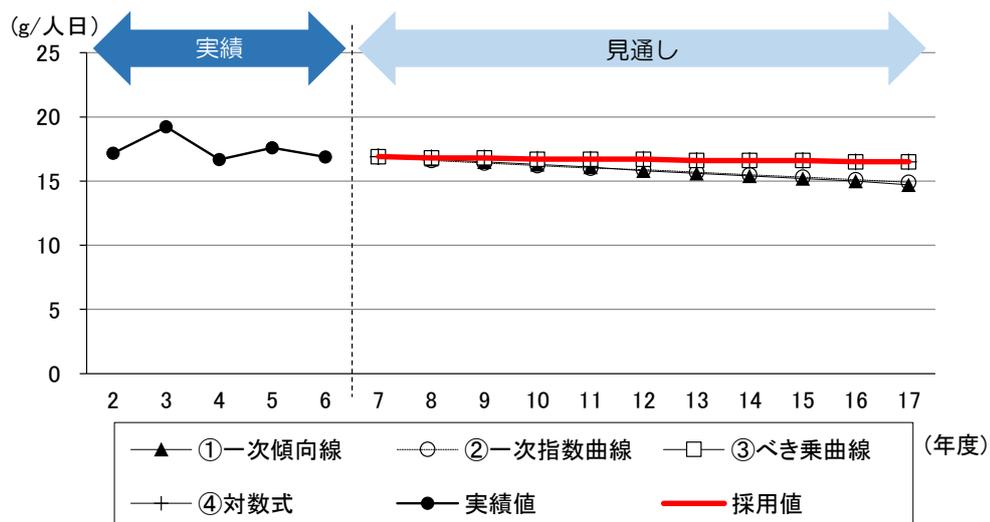


図4-6 1人1日当たり家庭系粗大ごみの予測結果

2 事業系ごみ予測結果

(1) 1人1日当たり燃やすごみ

1人1日当たり燃やすごみの予測結果を示します。排出量は横ばい傾向で推移していることから、今後も横ばい傾向と見込み、「令和6（2024）年度実績値」により推計しています。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
R2	278.94						
3	280.17						
4	278.08						
5	276.90						
6	282.03						
7		282.0	282.0	282.0	282.0	282.0	282.0
8		282.3	282.3	282.0	282.0	282.3	282.0
9		282.6	282.6	282.1	282.1	282.6	282.0
10		282.9	282.8	282.1	282.2	282.9	282.0
11		283.2	283.1	282.2	282.2	283.2	282.0
12		283.5	283.4	282.2	282.2	283.5	282.0
13		283.7	283.7	282.3	282.3	283.8	282.0
14		284.0	284.0	282.3	282.3	284.1	282.0
15		284.3	284.3	282.3	282.3	284.4	282.0
16		284.6	284.6	282.4	282.4	284.7	282.0
17		284.9	284.9	282.4	282.4	285.0	282.0
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	0.29100	278.35754	278.81560	0.98809	0.01150	
	定数 b	278.35100	1.00103	0.00151	278.81312	0.11477	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.05443	0.05459	0.01915	0.01912	0.05294	
	決定係数順位	2	1	4	5	3	
	数値順位	2	2	4	4	1	

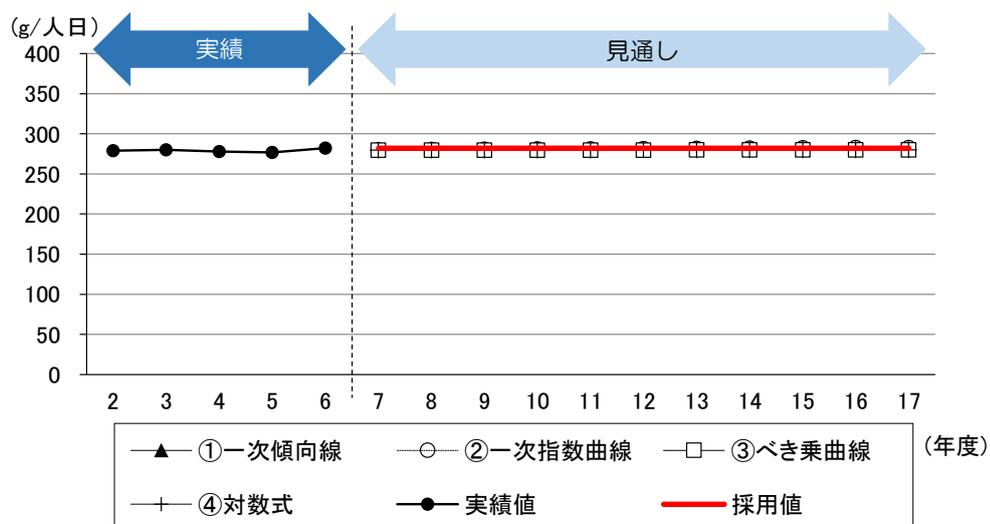


図4-7 1人1日当たり事業系燃やすごみの予測結果

(2) 1人1日当たり燃やさないごみ

1人1日当たり燃やさないごみの予測結果を示します。排出量は横ばい傾向で推移していることから、今後も横ばい傾向と見込み、「令和6(2024)年度実績値」により推計しています。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
R2	9.43						
3	9.59						
4	9.74						
5	9.67						
6	9.35						
7		9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4
8		9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4
9		9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4
10		9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4
11		9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4
12		9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4
13		9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4
14		9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4
15		9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4
16		9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4
17		9.3	9.2	9.3	9.3	9.3	9.4
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	-0.00800	9.57995	9.52470	0.07441	-0.00558	
	定数 b	9.58000	0.99913	0.00330	9.52506	0.11825	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.00602	0.00594	0.01571	0.01587	0.00641	
	決定係数順位	4	5	2	1	3	
	数値順位	4	4	1	1	3	

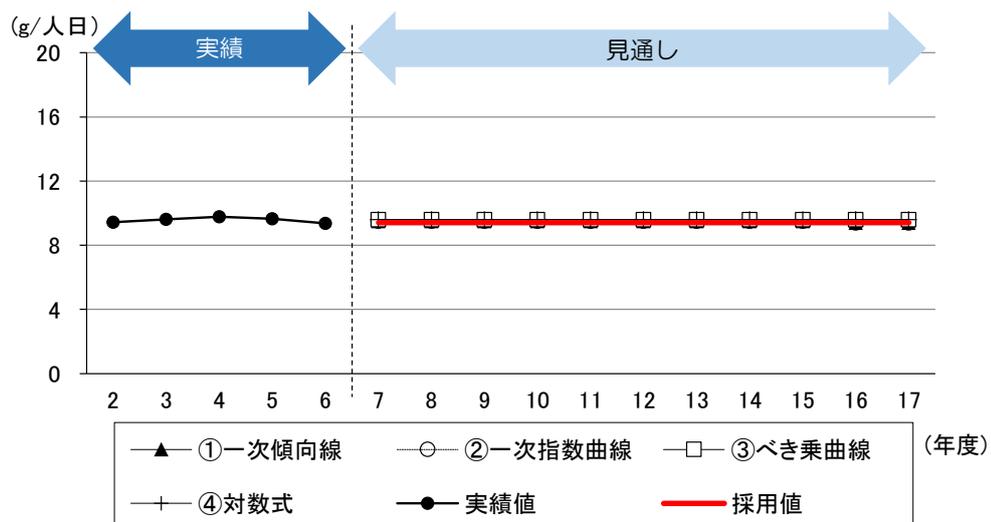


図4-8 1人1日当たり事業系燃やさないごみの予測結果

(3) 1人1日当たり粗大ごみ

1人1日当たり粗大ごみの予測結果を示します。排出量は令和2（2020）年度から4（2022）年度にかけて横ばいで推移していましたが、令和5（2023）年度に増加し、翌年減少に転じています。今後は横ばい傾向と見込み、「令和6（2024）年度実績値」により推計しています。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
R2	3.78						
3	3.68						
4	4.00						
5	5.15						
6	4.60						
7		4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
8		4.9	5.0	4.7	4.7	4.7	4.6
9		5.2	5.5	4.8	4.8	4.8	4.6
10		5.5	5.9	4.9	4.8	4.9	4.6
11		5.8	6.4	5.0	4.9	5.0	4.6
12		6.1	6.9	5.1	5.0	5.0	4.6
13		6.4	7.5	5.2	5.1	5.1	4.6
14		6.8	8.1	5.2	5.1	5.1	4.6
15		7.1	8.8	5.3	5.2	5.1	4.6
16		7.4	9.5	5.4	5.2	5.1	4.6
17		7.7	10.3	5.4	5.3	5.1	4.6
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	0.31100	3.38100	3.57298	1.68119	0.32199	
	定数 b	3.30900	1.07560	0.17065	3.54290	0.79845	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.62786	0.62476	0.57767	0.55905	0.62540	
	決定係数順位	1	3	4	5	2	
	数値順位	2	1	3	4	4	

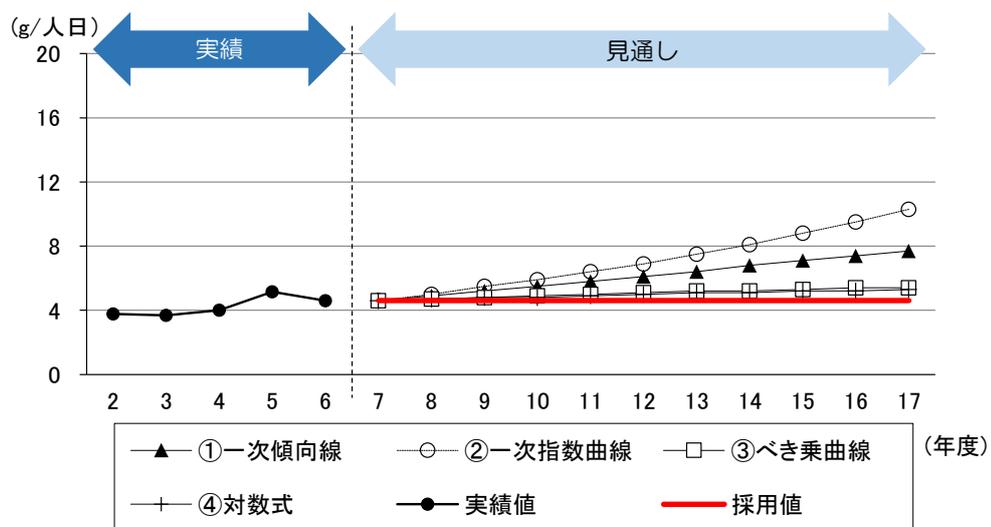


図4-9 1人1日当たり事業系粗大ごみの予測結果

3 現状のまま推移した場合のごみ排出量

現状のまま推移した場合のごみ排出量は、以下のとおりです。

本市のごみ排出量は、人口減少の影響もあり、令和17（2035）年度には、令和6（2024）年度実績に比べて約14%の減少が見込まれます。また、リサイクル率は、19.5%となる見通しです。

表4-1 当初計画と現状のまま推移した場合のごみ排出量

区分		実績		見込み		
		令和2年度	令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度
総人口(各年3月末)	人	81,071	75,627	73,855	70,310	65,522
日数	日	365	365	365	365	366
家庭系ごみ	t/年	18,132	16,373	15,945	15,065	13,984
	t/年	12,159	10,991	10,699	10,088	9,350
燃やすごみ	t/年	490	409	394	367	336
燃やさないごみ	t/年	4,975	4,507	4,399	4,181	3,902
資源物	t/年	508	466	453	429	396
粗大ごみ	t/年	8,645	8,170	7,979	7,596	7,098
事業系ごみ	t/年	8,254	7,785	7,602	7,237	6,763
	t/年	279	258	253	241	225
燃やすごみ	t/年	112	127	124	118	110
粗大ごみ	t/年	26,777	24,543	23,924	22,661	21,082
ごみ排出量	t/年	613	593	592	587	583
1人1日当たり家庭系ごみ	g/人日	292	296	296	296	296
1人1日当たり事業系ごみ	g/人日	905	889	888	883	879
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	100	98	98	98	97
令和2年度比	%	710	704	703	699	695
1人1日当たりごみ焼却量	g/人日	411	398	397	393	390
家庭系燃やすごみ	g/人日	5,309	4,747	4,632	4,400	4,105
資源化量	t/年	19.8	19.3	19.4	19.4	19.5
リサイクル率	%					

第3節 目標の設定

1 目標の設定

(1) 国及び県の目標を当てはめた場合

現状の傾向がこのまま推移した場合の将来のごみ排出量と国や県の目標値を本市に当てはめた場合の数値とを比較すると、以下のような状況です。

まず、1人1日当たり家庭系ごみ（資源除く）については、すでに令和6（2024）年度時点で国の目標を達成しており、令和12（2030）年度においても引き続き達成する見込みです。

一方、1人1日当たりごみ総排出量については、県の目標の達成は困難な状況であり、また、再生利用を除く1人1日当たりごみ排出量、1人1日当たりごみ焼却量についても、達成することは難しい状況です。

表4-2 国及び県の目標を当てはめた場合

	実績	予測			県に当てはめた場合	国に当てはめた場合
	R6	R8	R12	R17	R7	R12
ごみ総排出量 (t/年)	24,543	23,924	22,661	21,082		23,966
1人1日当たりごみ総排出量 (g/人日)	889	888	883	879	856	
1人1日当たり家庭系ごみ (資源除く) (g/人日)	430	428	424	420		478
再生利用除く1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	717	716	712	708	622	
1人1日当たりごみ焼却量 (g/人日)	704	703	699	695		596
リサイクル率 (%)	19.3	19.4	19.4	19.5	28	26
最終処分量 (t/年)	2,419	2,362	2,235	2,076		2,395
最終処分率 (%)	9.9	9.9	9.9	9.8	7.8	

※国及び県の目標値については、表3-30～表3-32に掲載。

【県の目標に当てはめた場合の算出方法】

1人1日家庭系ごみ排出量：H30年度(925g/人日)に対し、R7年度において7.4%削減

再生利用を除く1人1日ごみ排出量：H30年度(748g/人日)に対し、R7年度において16.8%削減

【国の目標に当てはめた場合の算出方法】

ごみ排出量：R4年度(26,328t/年)に対し、R12年度において約9%削減

最終処分量：R4年度(2,641t/年)に対し、R12年度において約5%削減

【環循適発第2409052号(令和6(2024)年9月5日)】

1人1日当たりごみ焼却量：R2年度に対し16%減じた数値と580gとを比較してR12年度時点で大きい方。

(2) 目標値の設定

現在、新ごみ処理施設の整備を進めていることから、国の指標*である1人1日当たりごみ焼却量を踏まえて新たな目標値を設定することとし、指標は「1人1日当たりごみ焼却量」「家庭系1人1日当たり燃やすごみ量」「事業系燃やすごみ量」「リサイクル率」とします。

*国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6（2024）年8月閣議決定）では、1人1日当たりごみ焼却量を令和12（2030）年度に580gとする目標が掲げられています。

表4-3 目標値

	実績値		目標値		
	R2	R6	R8	R12	R17
1人1日当たりごみ焼却量 (g/人日)	710	704	673	580	522
家庭系1人1日当たり燃やすごみ量 (g/人日)	411	398	375	322	285
事業系燃やすごみ量 (t/年)	8,254	7,785	7,386	6,005	5,132
リサイクル率 (%)	19.8	19.3	20.8	22.0	24.3

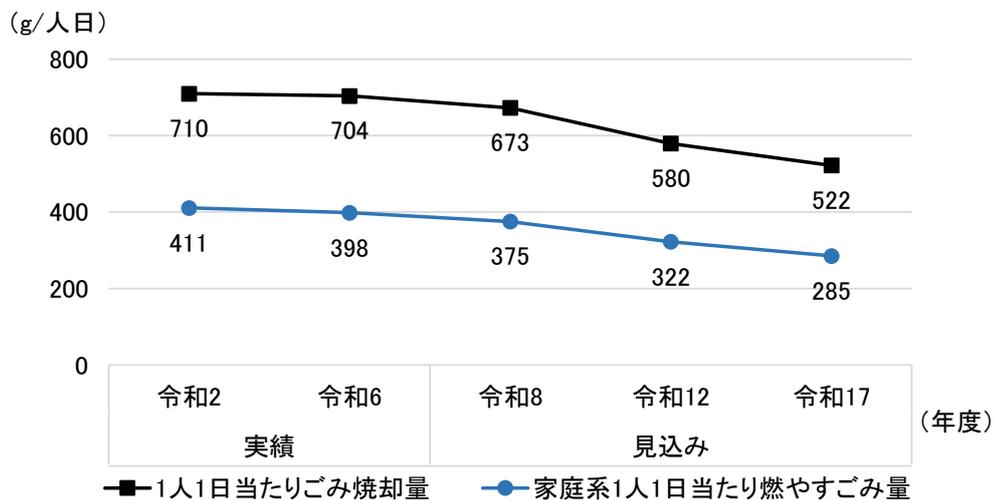


図4-10 1人1日当たり焼却量と1人1日当たり家庭系燃やすごみ

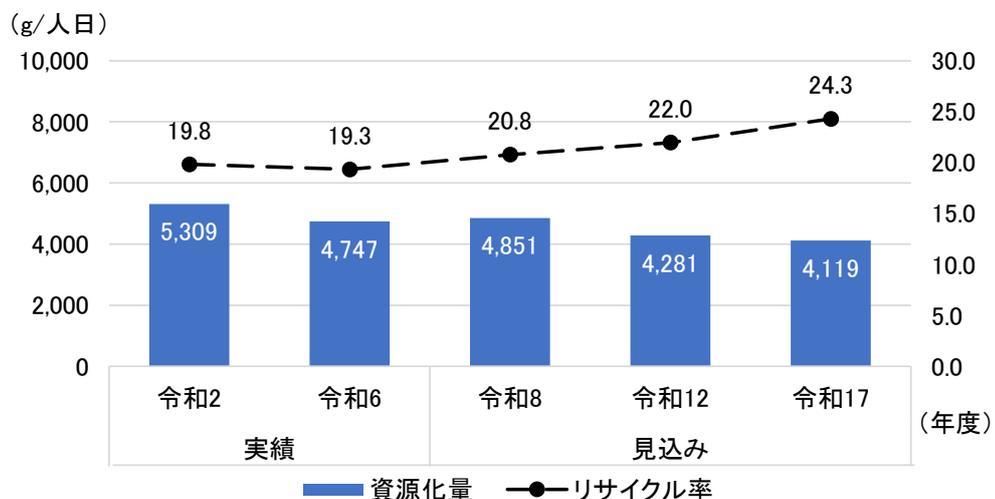


図4-11 資源化量とリサイクル率

2 目標を達成した場合の将来予測

前項の目標を達成した場合のごみ排出量を整理します。

表4-4 目標達成後のごみ排出量

区分		実績		見込み			
		令和2年度	令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	
総人口(各年3月末)	人	81,071	75,627	73,855	70,310	65,522	
日数	日	365	365	365	365	366	
家庭系ごみ	t/年	18,132	16,373	15,579	13,127	11,487	
	燃やすごみ	t/年	12,159	10,991	10,114	8,269	6,839
	燃やさないごみ	t/年	490	409	394	367	336
	資源物	t/年	4,975	4,507	4,618	4,062	3,916
	粗大ごみ	t/年	508	466	453	429	396
事業系ごみ	t/年	8,645	8,170	7,763	6,364	5,467	
	燃やすごみ	t/年	8,254	7,785	7,386	6,005	5,132
	燃やさないごみ	t/年	279	258	253	241	225
	粗大ごみ	t/年	112	127	124	118	110
ごみ排出量	t/年	26,777	24,543	23,342	19,491	16,954	
1人1日当たり家庭系ごみ	g/人日	613	593	578	512	479	
1人1日当たり事業系ごみ	g/人日	292	296	288	248	228	
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	905	889	866	760	707	
	令和2年度比	%	100	98	96	84	78
1人1日当たりごみ焼却量	g/人日	710	704	673	580	522	
	家庭系燃やすごみ	g/人日	411	398	375	322	285
資源化量	t/年	5,309	4,747	4,851	4,281	4,119	
	リサイクル率	%	19.8	19.3	20.8	22.0	24.3

第4節 基本理念及び基本方針

1 基本理念

本市では、これまで「市民・事業者・行政の協働による環境負荷の少ない循環型社会の構築」を基本理念として取組を進めてきました。本計画ではこの理念の方向性を継承するとともに、「柏崎市環境基本計画第3次計画」に掲げる「自然と人の営みとの調和」という望ましい地域像を反映させました。

ごみの発生抑制や資源の有効活用の推進など日常生活や事業活動の中で環境負荷を減らす取組を通じて、自然環境と調和した持続可能な地域社会を実現するという、市全体の環境政策の方向性を共有する理念としています。

基本理念

自然との共生による、持続可能な暮らしの実現

2 基本方針

基本方針は以下のとおりとします。

基本方針1 発生抑制と資源循環の推進

ごみの発生抑制（リデュース）を最優先に、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）の取組を進めることで、資源の有効活用と環境負荷の低減を図ります。食品ロスやプラスチックごみの削減、生ごみの減量化など、市民生活に身近な課題に対応しながら、循環型社会の形成を推進します。

基本方針2 3Rに関する情報提供と意識啓発の充実

市民・事業者・行政が一体となって3Rを進めるためには、正しい知識と行動への理解が欠かせません。ごみの分別方法やリサイクルの仕組みなどに関する情報提供を充実させるとともに、世代や立場に応じた意識啓発や学習の機会を通じて、持続可能な暮らし方への意識醸成を図ります。

基本方針3 ごみの適正処理と施設整備の推進

安全で確実なごみ処理体制を維持・強化するため、収集・運搬、中間処理、最終処分までを適正に実施します。将来を見据えた施設整備と運用を進めるとともに、災害廃棄物対策、適正処理困難物への対応など、安定的な処理体制を確保します。

3 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の役割は以下のとおりとします。

市民の役割

市民は、ごみの発生を抑制し、資源循環型社会の形成に主体的に関わる責任があります。

日常生活の中で、マイバッグ・マイボトルの利用や過剰包装の回避など、ごみの減量に努めるとともに、定められた分別区分に従い、再生利用が可能な資源物を適切に排出します。

食品ロス削減や生ごみの水切り、リユースの推進など、身近な取組を積み重ねることで、ごみの発生量や処理負担の軽減に寄与します。

また、災害時には、家庭から発生する災害ごみの分別や仮置場への搬入に協力するなど、地域全体での円滑な廃棄物処理に参加することが求められます。

事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生する廃棄物の適正処理と発生抑制に責任を持ち、法令を遵守した分別・保管・処理を行います。

製品や容器包装の設計・販売・流通の各段階において、リデュースやリサイクルに配慮した取組を進めるとともに、リユース製品や環境配慮型商品の提供を通じて、市民の行動変容を促します。

また、廃棄物の排出状況の把握に努め、排出抑制・再資源化に関する自主的な取組を進めることが求められます。

災害発生時には、自社施設や店舗から発生する廃棄物の適正処理に加え、市との災害時協力協定を締結している事業者は市の要請に応じて速やかに支援を行うなど、地域社会の一員としての役割を果たします。

行政の役割

行政は、市民や事業者と連携し、ごみの減量化及び資源循環の推進を総合的に進める責任があります。

ごみの排出や分別、資源化に関する情報をわかりやすく提供するとともに、広報活動や環境学習を通じて、主体的な取組を支援します。

ごみ処理施設や収集運搬体制の計画的な整備・維持管理を行い、安全かつ安定的なごみ処理を確保します。

さらに、地域資源の有効活用や再生利用の拡大を図るとともに、処理経費の効率化を進め、循環型社会の実現に向けた施策を推進します。

災害時には、発災直後からの収集・運搬・処理体制を早期に確立し、関係機関・事業者・住民との連携により、迅速かつ適正な災害廃棄物処理を実施します。

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 施策体系

市民、事業者、行政の取り組みを以下に示します。



第2節 基本方針1 発生抑制と資源循環の推進

1 ごみの発生抑制・資源化の推進

(1) 家庭系ごみの削減促進

家庭から発生するごみを減らすため、市民一人ひとりのライフスタイルにおける発生抑制の取組を推進します。

マイバッグやマイボトルの使用、簡易包装の推進など、使い捨てプラスチックや過剰包装を減らす行動を促します。また、台所ごみの水切りを徹底することで、焼却量の削減と処理効率の向上を図ります。

さらに、新ごみ処理施設の整備・運営に伴う経費増加や社会情勢、近隣市町村の動向を踏まえ、ごみの排出量に応じた負担の在り方を見直すため、処理手数料の改定について検討を進めます。

(2) 食品ロスの削減

家庭や事業所から発生する食品ロスの削減を図るため、食べ残しや過剰調理、期限切れによる廃棄を減らす行動を推進します。

食品ロス削減に関する詳細な施策は、「第5節 柏崎市食品ロス削減推進計画」に定めています。

(3) 生ごみの減量化

家庭で発生する生ごみの減量化を進めるため、市民が取り組みやすい自家処理方法を広報や講習会を通じて紹介し、家庭からのごみ量の削減を目指します。

(4) 剪定枝・草の資源化

家庭や地域から発生する剪定枝や草を有効利用するため、自家処理や堆肥化など資源循環の取組を推進します。

家庭での自家処理を基本とし、堆肥化や乾燥、敷き草マルチ、土へのすき込みなど簡易な処理方法を啓発します。また、公共施設や学校花壇等での堆肥活用を通じて、地域内循環利用のモデル構築を進めます。

(5) 事業系ごみの減量化・適正排出の推進

事業者の排出責任を明確化し、リサイクル関連法の遵守を徹底するとともに、減量化と適正排出を促進します。

排出ルールへの周知や受入検査、直接指導を通じて、適正処理の徹底を図ります。

また、排出実態の把握に努め、業種や規模に応じた減量対策を検討するとともに、処理手数料の適正化についても検討します。

さらに、事業者に対しごみ減量計画の作成を依頼し、自主的な取組の推進を支援します。

2 リユース・リサイクルの推進

(1) リユースの推進

まだ使用できる製品や資源の再利用を促進するため、リサイクルショップやフリーマーケットなどの活用を支援します。

令和7（2025）年3月には、株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を通じて、市民が手軽にリユースに参加できる仕組みを整備しました。

引き続き、「おいくら」の周知と利用促進を図るとともに、リユースに関する情報発信を強化し、市民の再利用意識の向上を目指します。

(2) プラスチック資源の循環利用促進

製品プラスチックの分別収集を開始し、排出段階から適正な分別と品質確保を徹底します。

町内会や地域コミュニティを対象とした分別説明会を開催し、排出ルールを理解促進を図ります。

また、市公式LINEやホームページなどのデジタルツールを活用し、分別方法や収集日に関する情報提供を強化します。

(3) 小型充電式電池・リチウムイオン電池の適正回収

発火事故の防止とリサイクル促進のため、小型充電式電池やリチウムイオン電池の適正回収を強化します。

協力店を拡充するとともに、拠点回収の設置について検討を進め、適正な回収ルートの確保を図ります。

また、リサイクルマークのないものや、小型充電式電池が取り外せない電子機器（加熱式たばこ、手持ち扇風機、充電式歯ブラシなど）については、指定ごみ袋に入れてクリーンセンターかしわざきへ持参することを周知し、適正排出を促します。

あわせて、電池類の危険性や分別ルールを広報・啓発することで、市民が安心して排出できる体制の構築を目指します。

(4) 地域資源回収活動の支援

町内会など地域団体による資源物回収活動を支援し、地域ぐるみでの資源循環を促進します。

資源物ステーションの設置や補修に対する補助金を交付し、活動継続を支援します。

また、回収量の見える化や先進事例の紹介などを通じて、地域主体の取組拡大を図ります。

(5) 事業者との連携による資源化の推進

商工会議所を通じた周知や連携により、事業者の自主的なリサイクル促進を支援します。

ごみの減量とリサイクルに積極的に取り組む店舗を「リサイクル協力店」として認定し、市ホームページ等で広くPRしてきました。

今後も認定制度の周知と拡大を図り、事業者と市民が連携した資源循環型社会の形成を進めます。

第3節 基本方針2 3Rに関する情報提供と意識啓発の充実

1 情報提供と広報活動の推進

(1) 広報・情報発信の強化

ごみの分別やリサイクルに関する正しい知識の普及と、環境意識の向上を目的に、広報活動を充実させます。

広報誌やホームページ、公式SNSなど多様な媒体を活用し、分別方法や収集ルールに加え、ごみ排出量、リサイクル率、ごみ処理経費などの情報を「見える化」して発信します。

また、「ふれあい講座」などの出前講座やごみ処理施設の見学説明会を継続的に実施し、市民が実際の処理工程を理解できる機会を提供します。

令和6（2024）年度は、ふれあい講座を2回（参加者59人）、施設見学説明会を4団体（47人）対象に開催しており、今後もより多くの市民・団体が参加できるように、開催方法の工夫を図ります。

(2) わかりやすい情報ツールの整備

ごみや資源物の分別ルールを誰もが正しく理解できるよう、情報ツールの内容と提供方法を改善します。

全戸配布している「資源物・ごみの分別ガイドブック」については、収集ルールや対象品目の変更に合わせて、内容を適宜改訂します。特に図解やイラストを活用して視覚的に分かりやすい構成とし、外国人住民や高齢者にも理解しやすい内容とします。

また、デジタル媒体の活用として、スマートフォンなどから手軽に分別方法を確認できる「チャットボット」の導入を検討し、迅速で分かりやすい情報提供体制を整えます。

(3) 施設・現場を活用した啓発

ごみ処理施設を活用した「見て学ぶ」啓発活動を推進します。施設見学説明会を通じて、分別・焼却・リサイクルなどの流れを実際に体感できる機会を設けるほか、来場者が環境問題を身近に感じられるよう、施設内に環境保護やリサイクルに関するポスターや案内表示を掲示します。

また、施設の見学内容や展示を充実させ、子どもから大人まで楽しみながら学べる環境教育の場としての機能を強化します。

2 環境教育と市民協働の推進

(1) 環境教育の推進

次代を担う子どもたちへの環境教育を重視し、学校での総合的な学習の時間などを活用したごみ減量・資源化教育を支援します。

令和6（2024）年度には、市内20校、593人の児童がごみ処理施設等を見学説明会に参加しており、今後も体験的な学習機会を拡充していきます。

また、「ふれあい講座」などの出前講座では、3Rや食品ロス削減の実践例を紹介し、家庭や地域での行動変容につなげます。

これらの取組を通じて、家庭や地域における環境配慮行動の定着を図り、市民全体の環境意識を高めます。

(2) 地域との協働・意見反映

町内会や地域団体と連携し、地域ぐるみでごみ減量・資源化に取り組む体制を構築します。

地域の分別説明会や資源回収活動など、市民主体の取組を行政が支援するとともに、地域の意見や要望を把握し、施策へ反映します。

また、環境審議会等を通じて市民や事業者の意見を幅広く聴取し、現場の課題に即した実効性の高い施策を進めます。

(3) 環境配慮行動の定着

日常の買い物やイベント運営などにおいて、環境に配慮した行動が定着するよう、公共・民間の双方で取組を推進します。

市では、「柏崎市グリーン購入推進に関する基本方針」に基づき、環境負荷の少ない物品の優先的調達を行っています。

また、イベント主催者や事業者に対しても、使い捨てプラスチックの削減やリユース食器の活用など、環境配慮を要請します。

こうした取組を通じて、社会全体に3R行動が根付くよう取り組んでいきます。

第4節 基本方針3 ごみの適正処理と施設整備の推進

1 効率的で安全な収集・運搬体制の確立

(1) 効率的な収集の推進

限られた人員・財源の中で効率的かつ安全な収集業務を行うため、収集委託業者との連携を強化し、収集ルートや頻度の最適化を図ります。

人口減少や高齢化、地域コミュニティの変化などにより、ごみステーションの維持や管理が課題となっている地区については、地域の実情を踏まえた改善策を検討

します。

(2) 高齢者・障がい者等へのごみ出し支援

高齢化の進展に伴い、ごみステーションまでの搬出が困難な世帯が増えています。

こうした世帯に対しては、地域福祉の取組や民生委員との連携を図りながら、ごみ出し支援の方法を検討します。

必要に応じて戸別収集制度の導入も視野に入れ、地域特性に応じた持続可能な仕組みづくりを進めます。

2 中間処理・最終処分の安定確保

(1) 中間処理施設の適正な維持管理

ごみの焼却・破碎・選別などを担う中間処理施設は、市民生活に欠かせない社会基盤です。

クリーンセンターかしわざき（ごみ処理施設、粗大ごみ・可燃性粗大ごみ処理施設）の老朽化が進む中、定期的な点検と保守・修繕を確実に実施し、安全で安定した稼働を維持します。

また、突発的な機器故障や災害による停止に備え、事業継続計画（BCP）に基づく対応体制を整えます。

(2) 新ごみ処理施設の整備・安定稼働

現在のごみ処理施設は平成4（2022）年度の稼働開始から30年以上が経過し、老朽化が進行しています。

そのため、令和11（2029）年度の稼働開始を目指し、現クリーンセンター敷地内に新たなごみ処理施設を整備します。

新施設は、処理能力80t/24hのストーカー式エネルギー回収型廃棄物処理施設と、処理能力6.7t/5hのマテリアルリサイクル推進施設で構成され、発電や熱利用によりエネルギーの有効活用を図ります。

整備にあたっては、設計・建設・運営を一体で実施するDBO方式を採用し、令和7（2025）年3月に事業者と契約を締結しました。

民間事業者の専門的知見や創意工夫を活かし、安全で環境負荷の少ない施設運営を進めます。

(3) マテリアルリサイクル推進施設の整備

新たなごみ処理施設では、破碎・選別による資源回収機能を強化し、マテリアルリサイクルを推進します。これにより、焼却に頼らずに資源を有効利用できる体制を整え、ごみの減量化とリサイクル率向上を図ります。

今後は、資源物中間処理施設の役割や連携の在り方についても検討を行い、循環型社会の形成を支える施設体系を確立します。

(4) 最終処分場の適正管理・延命化

最終処分場は、ごみの減量化・資源化を前提として、残渣を最終的に処分する重要な施設です。

エコグリーン柏崎夏渡は、当初想定よりも受入量が少なく推移しているため、使用期間を令和20（2038）年度まで延長できる見込みです。

一方で、浸出水処理施設の老朽化が進行しているため、設備更新・改修による延命化が課題となっています。

将来的な最終処分場の新設には多額の経費や適地確保といった課題が見込まれることから、既存施設の長寿命化を図るとともに、中間処理段階での減量化・資源化を進め、最終処分量の抑制に努めます。

残渣の適正な運搬、埋立管理、浸出水処理を的確に行い、周辺環境の保全に引き続き取り組みます。

3 環境保全と安全対策

(1) 適正処理困難物及び在宅医療廃棄物への対応強化

タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、農業機械、農薬などは市で処理できる施設がないため収集していません。

しかし、これらの適正処理困難物が少量ながら依然としてごみステーションに排出されており、引き続き正しい処分方法について、具体的な引取り先の紹介などの情報提供を行います。

また、一般家庭における在宅医療の普及に伴い、注射針や点滴用バックなど感染性のおそれがある廃棄物については、ごみ集積所に出さず、医療機関等に返却するよう周知を徹底します。

地域の薬局や医療機関が責任をもって回収・処理する体制を維持し、不適正処理の防止と感染リスクの低減を図ります。

これらの取組を通じて、市民の安全確保と適正処理体制の充実を進めます。

(2) 野焼き防止と不法投棄対応

野焼きや不法投棄は、環境汚染や景観悪化の原因となる行為です。

警察・消防などの関係機関と連携し、通報があった場合には現場に出向いて指導を行うほか、町内会等にチラシを配布し、野焼き禁止の啓発を進めます。

また、職員による月2回以上のパトロールを継続して実施し、不法投棄を早期に発見・撤去します。令和6（2024）年度は56件の出動、撤去量3,610kgとなっており、今後も再発防止柵や警告看板の設置を含め、抑止力の強化を図ります。

(3) 環境美化活動の推進

市民・事業者・行政が協働して清潔で快適なまちを守るため、環境クリーン推進条例に基づき「クリーンデー柏崎」などの全市一斉清掃活動を推進します。

この活動は30年以上継続しており、地域の環境美化と市民の意識向上に大きく寄与しています。令和6（2024）年度には269団体・16,734人が参加しており、今後も地域に根付いた取組として継続・拡充していきます。

あわせて、海岸清掃など地域の特色を生かした美化活動を支援し、地域環境の保全を図ります。

(4) 「地球温暖化対策実行計画」との整合確保

ごみ処理施設の運転や収集運搬などに伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、「柏崎市地球温暖化対策実行計画」との整合を図ります。

新ごみ処理施設では高効率なエネルギー回収・利用を進めるとともに、環境負荷を最小限に抑えた運転管理を実施します。

また、3Rの推進により廃棄物の発生を抑制し、特にプラスチックごみの排出削減や資源化の推進を通じて温室効果ガス削減に寄与します。

これらの取組により、循環型社会の形成と地球温暖化防止の両立を目指します。

4 災害廃棄物処理体制の充実

(1) 災害廃棄物処理体制の構築と計画の見直し

地震や豪雨などの災害発生時に、大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することは、市民生活の早期復旧に直結します。

市では、令和2（2020）年3月に策定した「柏崎市災害廃棄物処理計画」に基づき、平時から関係団体と連携した体制整備を進めています。

また、一般廃棄物処理に係る事業継続計画（BCP）を策定し、施設の緊急停止・点検・再稼働手順を整備しています。

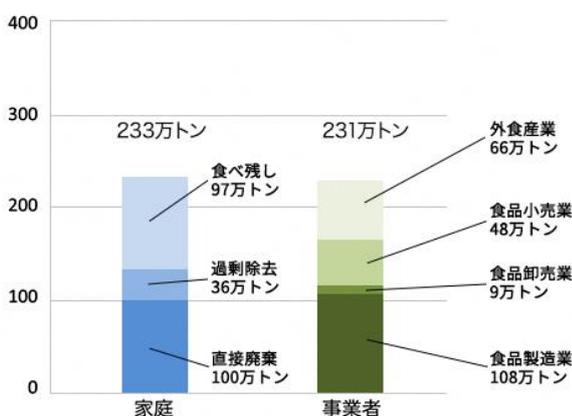
災害時には、マニュアルに基づき安全に停止・再開を行うとともに、県や関係機関との協定に基づき、迅速な処理を進めます。

さらに、協定内容の点検や演習・訓練を定期的実施し、災害対応力の向上に努めます。

第5節 食品ロス削減推進計画

本来はまだ食べられるのにもかかわらず廃棄されてしまう「食品ロス」は、日本全体で令和5（2023）年度に約464万トン発生したと推計されています。食品ロスの削減は、環境負荷の軽減や、限りある資源の有効活用、さらには持続可能な循環型社会の実現に向けて、極めて重要な課題です。

食品ロスは、家庭での食べ残しや期限切れ食品の廃棄だけでなく、事業活動における仕入れ過多や販売期限管理など、日常のあらゆる場面で発生しています。こうした食品ロスを減らすためには、家庭・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を担い、連携して取り組むことが求められます。



出典：環境省 食品ポータルサイト

図5-1 日本における食品ロス量（令和5（2023）年度）

1 本市の食品ロスの現状

家庭から排出されるごみの中に、まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」が多く含まれています。本市においても、令和6（2024）年度の実績をもとに環境省が示す生ごみにおける食品ロスの平均割合を用いて推計した結果、478tの食品ロスが発生しているものと見込まれます。

【食品ロス発生量の算定方法】

令和6年度の可燃ごみにおける生ごみの割合（組成分析の結果）：7.6%

生ごみ（食品廃棄物）に占める食品ロスの平均割合：33.5%

（内訳：直接廃棄 15.0%、過剰除去 5.3%、食べ残し 13.2%）

計算式：18,776 t（令和6年度の可燃ごみ実績）× 7.6% × 33.5%

= 食品ロス発生量 478t

出典：「令和6年度 食品廃棄物等の発生抑制及び再利用の促進の取組に係る実態調査報告書」
（令和7年3月 環境省）

2 食品ロス削減に向けた取り組み

本市では、食品ロスの発生抑制を基本に、再生利用（リサイクル）や再使用（リユース）などの取組を組み合わせ、地域ぐるみで「もったいない」を実践する社会づくりを進めます。特に、食べきりや買いすぎ防止などの行動変容を促す啓発活動、事業者によるフードドライブ・フードバンクへの協力促進など、市民・事業者・行政が一体となった削減の取組を推進していきます。

- **食品ロス削減の啓発**

食品ロス削減の意義や家庭でできる工夫を広く伝えるため、広報誌、ホームページ、SNSなどを活用して発信します。

市民が食品ロスの現状を自ら理解し、行動につなげられるよう、食材の使い切りや保存方法、買いすぎ防止などの具体的な取組を紹介します。また、学校教育や分別説明会、施設見学等の機会を通じて、子どもから大人まで幅広い世代に対し、体験的に学べる啓発を進めます。

- **冷蔵庫内の定期的な確認の呼びかけ**

家庭での食品ロスの多くは、冷蔵庫内での食材の期限切れや重複購入により発生しています。

このため、家庭での「冷蔵庫チェックデー」の設定など、定期的な在庫確認を呼びかけます。あわせて、食材を無駄なく使う工夫や保存のコツを紹介し、家庭での実践的な行動を促します。

- **食品ロスダイアリー調査による啓発・実態把握**

家庭における食品の廃棄実態や意識を把握するため、食品ロスダイアリー（家庭で廃棄した食品を記録する調査）を実施します。

市民が自らの行動を見直す契機となるよう、結果を分析・公表し、削減に向けた意識の醸成と行動変容を促します。

- **学校給食における食品ロス削減の啓発**

教育総務課と連携し、学校給食の調理・提供・喫食の各段階で食品ロスを削減する取組を進めます。

児童生徒が食べ残しの削減や適量配分の工夫を学ぶことで、食の大切さを理解し、家庭における実践につなげます。また、給食の現場での取組を教材として活用し、次世代への啓発を図ります。

- **災害備蓄食品の有効活用**

防災・原子力課と連携し、賞味期限が近づいた災害用備蓄食品について、フードバンク等を通じて活用します。

また、家庭や事業所においても「ローリングストック法」による備蓄食品の循環的な利用を推進し、非常時に備えつつ、日常的な食品ロス削減にもつなげます。

- **フードバンク活動の支援**

福祉課と連携し、地域のフードバンク団体による活動を支援します。

フードドライブの実施や寄附食品の仕分け、配布に関する支援を通じて、食品の有効活用と生活困窮者支援の両立を図り、地域全体で食品ロス削減を推進します。

- **食品ロス量の把握と削減目標の設定**

家庭系および事業系ごみ中の食品廃棄物の割合を把握するための調査を実施します。得られたデータをもとに、食品ロス削減に関する数値目標を設定し、施策の進捗を定量的に評価します。必要に応じて取組内容を見直し、継続的な改善を図ります。

- **事業者における食品ロス削減の推進**

事業者における食品ロスの削減を進めるため、外食産業や小売店などと連携し、「残さず食べよう！にいがた県民運動」や宴会・会食時の「3010運動」の普及を推進します。

あわせて、消費期限・賞味期限の近い商品を積極的に購入する「てまえどり」の実践や、規格外品・余剰在庫などの有効活用に取り組む事業者の紹介・支援を行います。

また、フードバンクや子ども食堂への寄附を通じた食品の有効活用を促進し、事業者による持続的な取組の拡大を支援します。

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理体系

生活排水の処理体系を図6-1に示します。

し尿の処理は、これまでクリーンセンターかしわざきし尿処理場で行っていましたが、令和7（2025）年10月からは自然環境浄化センター（終末処理場）に新設されたし尿受入施設が稼働しています。

この施設では、受け入れたし尿や浄化槽汚泥を前処理・希釈したうえで、下水道と共同処理を実施しており、効率的で環境負荷の少ない処理体制に移行しました。

し尿の処理は公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び市のし尿処理場で行っており、生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽で行っています。

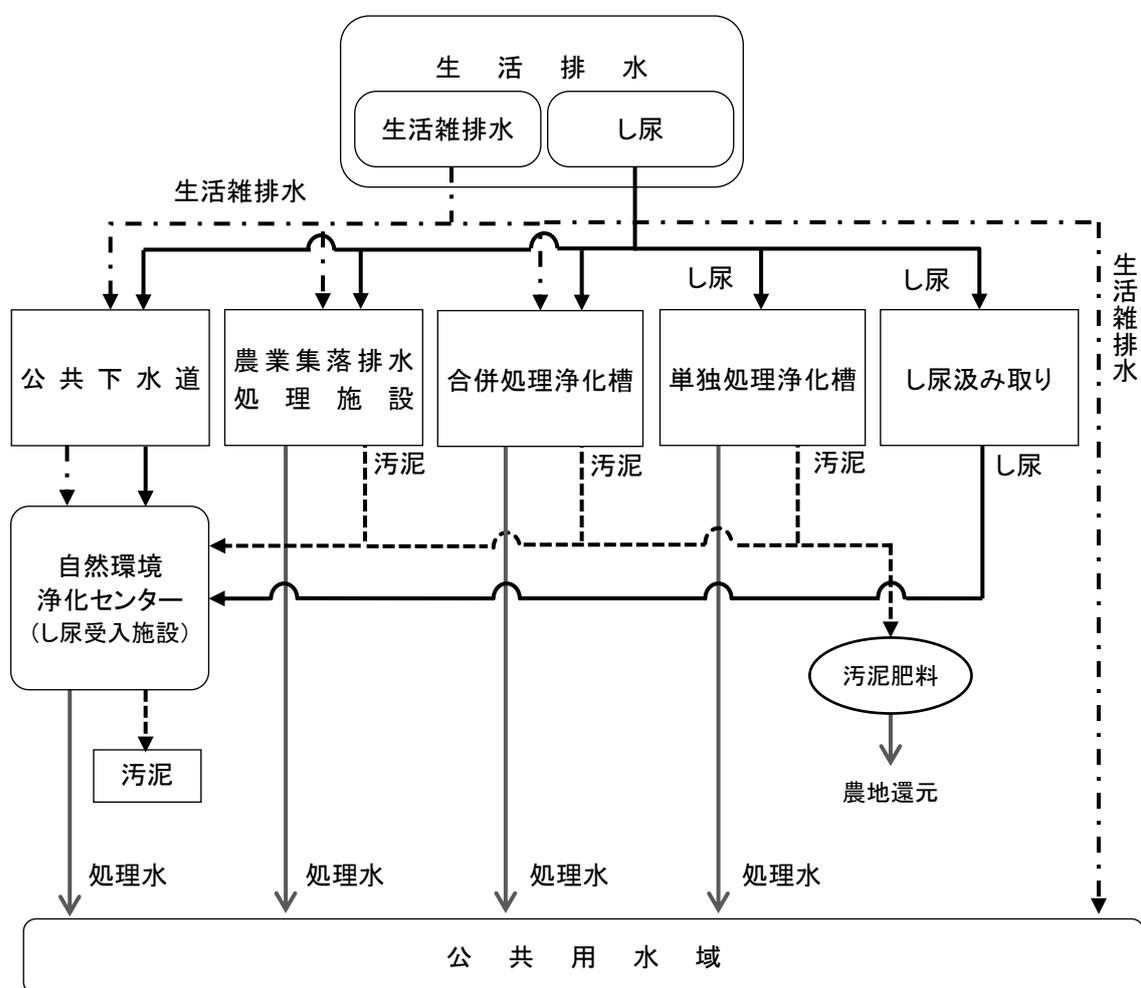


図6-1 生活排水の処理体系

※「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの汚水のこと、
「生活雑排水」とは、生活排水のうち、し尿を除くものを指します。

2 生活排水処理行政の沿革など

(1) 公共下水道

本市の下水道は、昭和46（1971）年度に着手し、平成18（2006）年度で面的整備を完了しました。以降は、既存施設の老朽化対策を目的として「長寿命化計画」及び「ストックマネジメント計画」を策定し、これらの計画に基づき改築更新や耐震化事業を進めています。

表6-1 下水道事業の創設

公共下水道・柏崎処理区	
・基本計画策定	昭和46（1971）年10月
・計画決定	昭和48（1973）年12月1日
・事業認可(下)	昭和49（1974）年2月22日
・事業認可(都)	昭和49（1974）年3月1日
・供用開始	昭和56（1981）年6月20日
・計画区域	2,050ha
・計画処理人口	120,000人
・排除方式	分流式
・処理方式	標準活性汚泥法
特定環境保全公共下水道・石地処理区	
・事業認可(下)	平成6（1994）年8月11日
・供用開始	平成11（1999）年5月1日
・計画区域	46ha
・計画処理人口	63,464人（定住730人、観光62,734人）
・排除方式	分流式
・処理方式	OD法

出典：柏崎市公営企業の概要 令和4年度（2022年度）

(2) 農業集落排水施設

本市では昭和58（1983）年度から農業集落排水施設の整備を進め、平成21（2009）年度に面的整備を完了しました。現在は施設の長期的な維持管理を目的に、機能強化対策事業や機能診断を実施しながら「最適整備構想」を策定し、その構想に基づいて事業を進めています。

表6-2 農業集落排水施設の整備状況

令和5（2023）年3月31日現在

処理場	採択年度	供用開始	計画区域 (ha)	計画処理 人口(人)	処理方式
柏崎南部地区	平成3年	平成6年7月	71.6	2,480	回分式 活性汚泥方式
上条地区	平成4年	平成7年6月	53.3	1,430	回分式 活性汚泥方式
北鯖石地区	平成5年	平成9年6月	103.1	3,170	オキシデーショ ン ディッチ方式
上条東地区	平成6年	平成9年7月	29.7	820	回分式 活性汚泥方式
平井地区	平成7年	平成10年8月	27.4	900	回分式 活性汚泥方式
中通地区	平成8年	平成12年6月	117.7	2,580	回分式 活性汚泥方式
北条地区	平成10年	平成14年3月	75.2	2,030	回分式 活性汚泥方式
広田地区	平成11年	平成15年5月	94.7	2,290	回分式 活性汚泥方式
谷根地区	平成12	平成15年7月	14.3	320	連続流入 間欠ばっき方式
門出地区	平成7年	平成11年4月	14.8	500	沈殿分離型 接触ばっき方式
岡田地区	平成9年	平成12年4月	15.9	560	沈殿分離型 接触ばっき方式
別山地区	平成2年	平成5年7月	36.1	610	連続流入間欠ばっ き方式（改良）
西山南部地区	平成7年	平成10年8月	46.4	980	回分式 活性汚泥方式
二田地区	平成13年	平成15年12月	118.9	2,580	連続流入 間欠ばっき方式
中川地区	平成15年	平成19年4月	90.1	2,060	連続流入 間欠ばっき方式

※排除方式はいずれも分流式

※別山北部地区処理場は令和2（2020）年4月1日に別山地区処理場に統合し廃止

出典：柏崎市公営企業の概要 令和4（2022）年度

(3) 合併処理浄化槽

公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の地域では、合併処理浄化槽の設置に伴う工事や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換における撤去工事に対して補助を行っています。

また、合併処理浄化槽への早期転換を促進するため、「合併処理浄化槽設置工事補助金」の周知を図り、住民への普及を進めています。

なお、発生する浄化槽汚泥の収集は、市への依頼により収集し、令和7（2025）年10月以降は自然環境浄化センター内のし尿受入施設に搬入して、下水道と共同処理しています。

(4) 単独処理浄化槽

し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、便所の水洗化に伴い、し尿汲み取りからの転換により普及しました。しかし、単独処理浄化槽は生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ放流するため、水質汚濁源の要因となっています。

このため、平成13（2001）年4月の浄化槽法改正により、新設が原則として禁止されました。しかし、現在も一定数が残存していることから、公共下水道や合併処理浄化槽への早期転換を推進しています。

(5) くみ取り

し尿くみ取りは、単独処理浄化槽と同様に生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ放流するため、水質汚濁の一因となっています。このため、下水道や合併処理浄化槽への早期転換を促進しています。

収集したし尿は、自然環境浄化センター内のし尿受入施設で前処理・希釈のうえ下水道と共同処理しています。

なお、表6-3にし尿処理施設及びし尿受入施設の概要を示します。

表6-3 し尿処理施設及びし尿受入施設の概要

施設名称	クリーンセンターかしわざき し尿処理場	し尿受入施設
所在地	柏崎市松波四丁目13番13号	柏崎市安政町1番36号 (自然環境浄化センター内)
処理能力	85kL/日 (し尿：28kL/日+浄化槽汚泥：42kL/日 +農業集落排水汚泥：15kL/日)	44kL/日
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理 (凝集沈殿+オゾン+砂ろ過+活性炭吸着)	下水投入、一次処理 (下水道共同処理)
備考	令和7（2025）年9月廃止	令和7（2025）年10月 供用開始

3 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表6-4に示します。

表6-4 生活排水の処理主体

処理施設の種類の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	柏崎市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	柏崎市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿受入施設(下水道共同処理)	し尿及び浄化槽汚泥	柏崎市

4 処理形態別人口の実績

処理形態別人口の推移を表6-5表6-5に示します。

水洗化及び生活雑排水処理人口のうち、公共下水道を利用する人口は年々増加しており、計画処理区域内人口に占める割合が拡大しています。公共下水道の普及が着実に進展しています。

表6-5 処理形態別人口の推移

(人)

区 分		R2	R3	R4	R5	R6
処理 形態 別 人口	1.計画処理区域内人口(3月31日)	81,071	79,668	78,167	76,877	75,627
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	79,991	78,660	77,180	75,985	74,798
	(1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
	(2)合併処理浄化槽	5,088	4,959	4,742	4,594	4,458
	(3)公共下水道	61,576	60,670	59,761	59,053	58,290
	(4)農業集落排水施設	13,327	13,031	12,677	12,338	12,050
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口	720	672	658	595	553
	単独処理浄化槽	720	672	658	595	553
	4.非水洗化人口	360	336	329	297	276
	(1)汲み取り人口	360	336	329	297	276
(2)自家処理	0	0	0	0	0	
5.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	
生活排水処理率(%)		98.7	98.7	98.7	98.8	98.9

資料:(各年3月末人口)

※生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

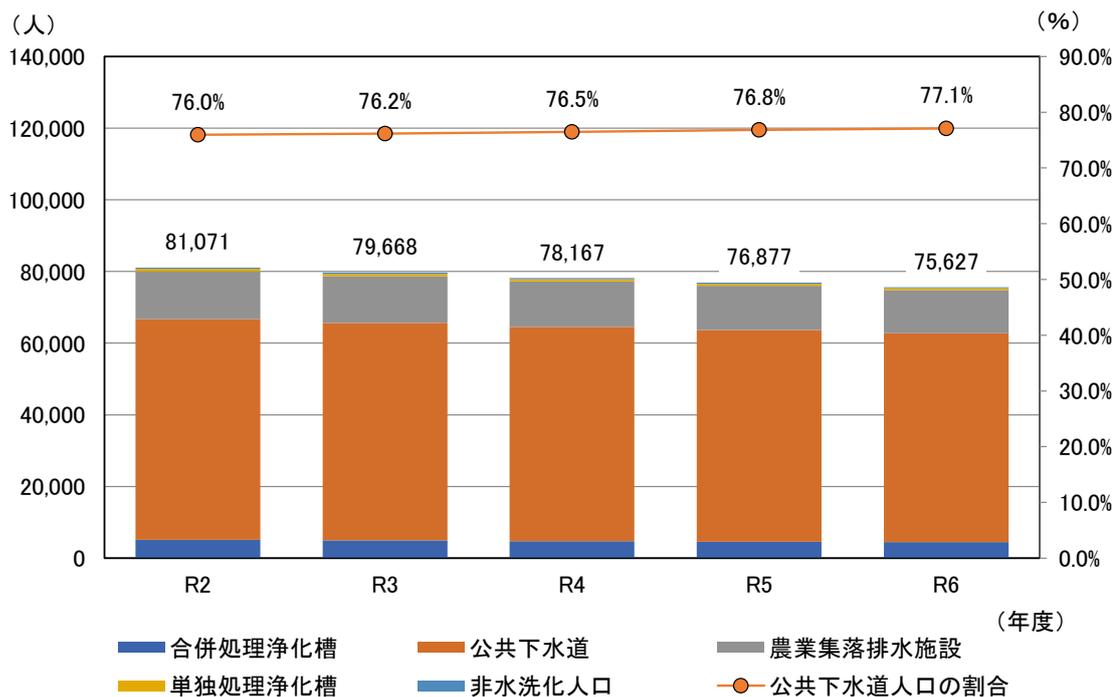


図6-2 処理形態別人口

5 生活排水処理率の実績

本市の生活排水処理率について、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」に基づく全国・県の平均値と比較した結果を図6-3に示します。

令和6（2024）年度の本市の生活排水処理率は98.9%であり、高い処理率を維持しています。

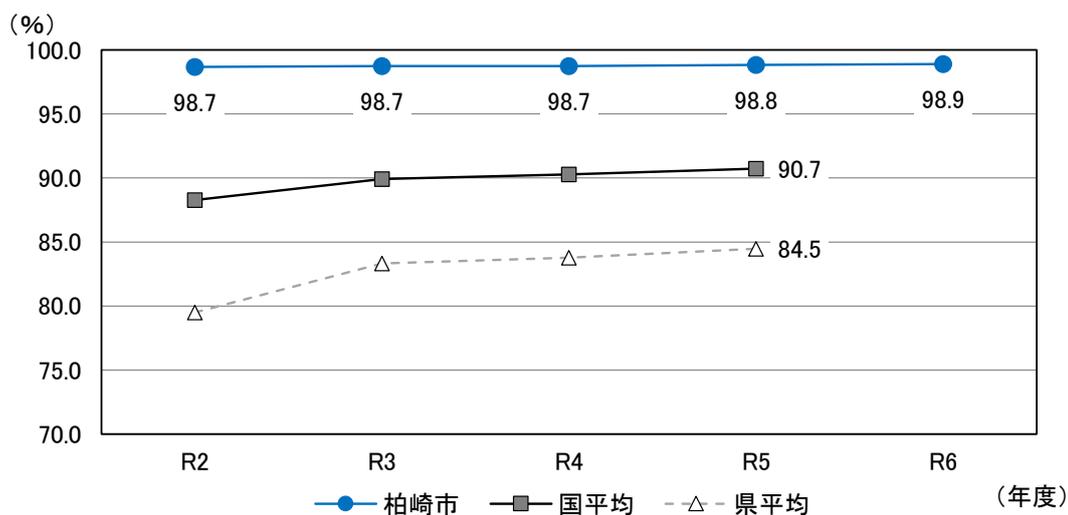


図6-3 生活排水処理率の推移

※生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

6 し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量の実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量を表6-6及び図6-4に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の1日平均処理量は、おおむね40kL/日前後で推移しています。

令和7(2025)年10月からは、自然環境浄化センターでの共同処理に移行し、従来と比較して処理効率や安定性の向上が見込まれます。

表6-6 し尿・浄化槽汚泥収集・処理量の推移

区分	R2	R3	R4	R5	R6
し尿 (kL/年)	821	790	800	779	826
浄化槽汚泥 (kL/年)	12,523	13,819	13,368	13,206	13,588
合計 (kL/年)	13,344	14,609	14,168	13,985	14,414
1日平均処理量 (kL/日)	36.6	40.0	38.8	38.2	39.5

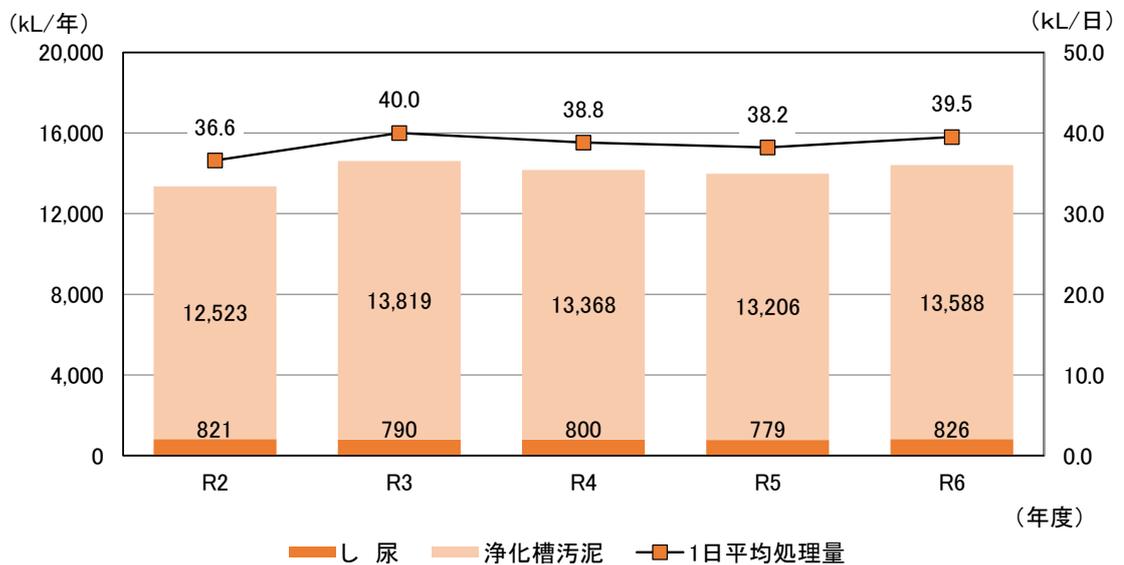


図6-4 し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量

7 し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均排出量の実績

環境省の「一般廃棄物処理実態調査」に基づき、全国及び県との比較を行いました。本市の令和6（2024）年度におけるし尿の1人1日平均排出量は8.2L/人日であり、国平均（2.90L/人日）、県平均（2.71L/人日）を大きく上回っています。

また、浄化槽汚泥の1人1日平均排出量は2.18L/人日で、国平均（1.73L/人日）、県平均（1.67L/人日）よりも高い値となっています。

これらの要因としては、収集・処理の対象範囲や管理方式の違いのほか、下水道普及率が高く対象人口が限定的であること、事業系排水を含む収集形態、収集時の希釈水・洗浄水の混入といった影響が考えられます。これらの要因により、実際の排出実態よりも1人当たり排出量が高く算出されている可能性があります。

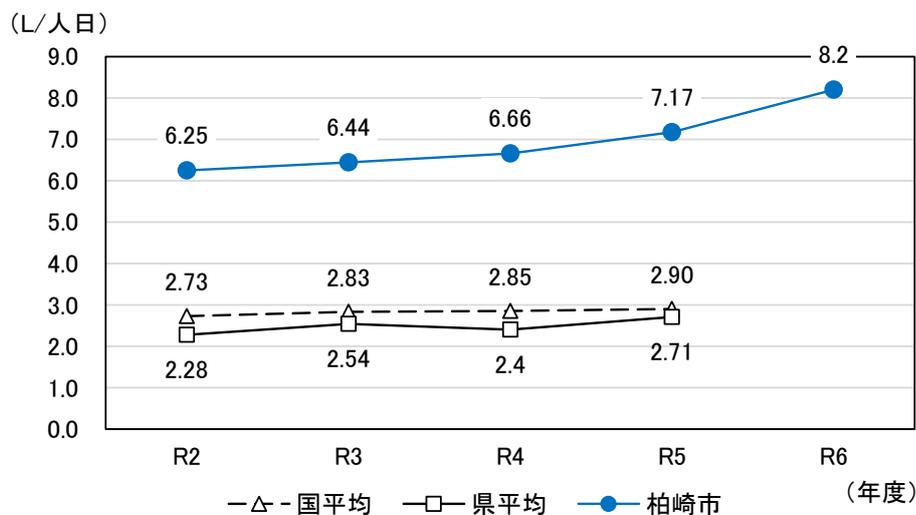


図6-5 し尿の1人1日平均排出量の推移

※し尿1人1日平均排出量(L/人日)=し尿処理量÷し尿汲み取り人口÷年間日数×1,000

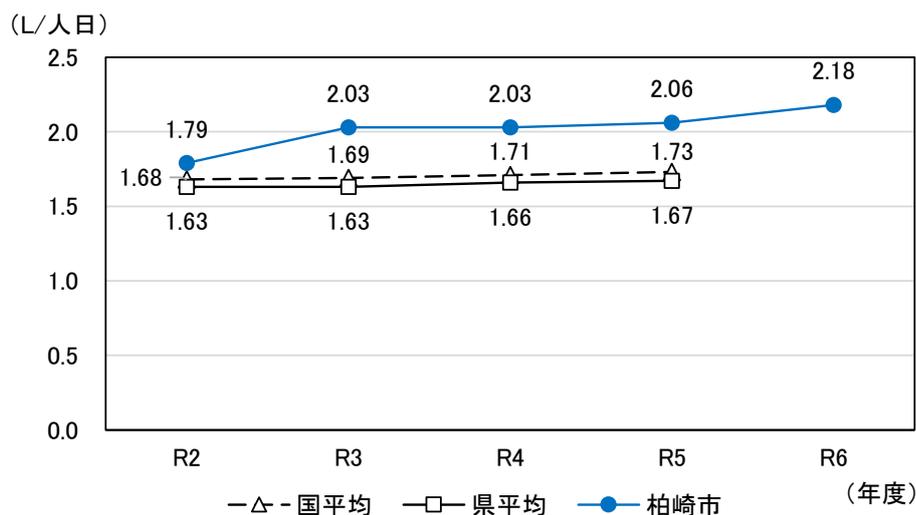


図6-6 浄化槽汚泥の1人1日平均排出量の推移

※浄化槽汚泥1人1日平均排出量(L/人/日)=浄化槽汚泥処理量÷(農業集落排水施設人口+合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口)÷年間日数×1,000

8 生活排水処理の課題

環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、生活雑排水処理率を100%に近づけるためには、引き続き地域住民の理解と協力が不可欠です。

公共下水道や農業集落排水施設が整備された区域内では、未接続世帯が残っており、接続促進に向けた適切な指導・啓発の継続が求められます。また、公共下水道や農業集落排水施設の整備区域外においては、汲み取りや単独処理浄化槽を使用する世帯が依然として存在するため、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

さらに、令和7（2025）年度からは自然環境浄化センター内に新設されたし尿受入施設が稼働し、し尿や浄化槽汚泥を下水道と共同で処理する体制に移行しました。この体制のもと、効率的かつ環境負荷の少ない処理を維持するためには、安定した収集体制と施設の適正な維持管理が重要な課題となります。

第2節 生活排水処理基本計画

1 基本方針

基本方針を以下のとおりとします。

基本方針1	施設の適切な維持管理と更新の推進
--------------	-------------------------

公共下水道及び農業集落排水施設は、面的整備が完了していることから、今後は老朽化した管渠や施設の更新を推進し、将来にわたって安定した機能を維持します。

基本方針2	整備区域内の接続促進
--------------	-------------------

公共下水道や農業集落排水施設が整備された区域内においては、未接続世帯が速やかに接続できるよう、適切な指導・啓発を通じて、理解促進と接続率の向上を図ります。

基本方針3	整備区域外での合併処理浄化槽の普及啓発
--------------	----------------------------

整備区域以外では、汲み取りや単独処理浄化槽を利用している世帯に対し、合併処理浄化槽への早期転換を促進するため、普及啓発の強化と補助制度の活用支援を進めます。

2 目標

本市では、公共下水道事業や農業集落排水施設の整備を計画的に推進し、平成21（2009）年度に全ての整備事業が完了しました。

一方、公共下水道や農業集落排水施設の整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を創設し、合併処理浄化槽の普及に努めてきました。その成果、令和6（2024）年度の生活排水処理率は99.0%に達しています。

今後は、接続未実施世帯の着実な減少と、区域外地域での合併処理浄化槽のさらなる普及により、生活雑排水処理率を100%に近づけることを目標とします。あわせて、し尿受入施設を活用した効率的な処理体制を維持し、安定した運転管理を行います。

3 処理形態別人口等の将来見通し

処理形態別人口及び処理量の見通しを表6-7に示します。

今後、公共下水道及び農業集落排水施設への接続促進、合併処理浄化槽の普及を着実に進めることにより、令和17（2035）年度には生活排水処理率が99.4%に達する見込みです。

表6-7 処理形態別人口及び処理量の見通し

区 分		実績		見通し			
		R2	R6	R8	R12	R17	
処理形態別人口	1.計画処理区域内人口(3月末)	(人)	81,071	75,627	73,855	70,310	65,522
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	79,991	74,798	73,070	69,611	65,147
	(1)コミュニティ・プラント	(人)	0	0	0	0	0
	(2)合併処理浄化槽	(人)	5,088	4,458	4,390	4,230	4,101
	(3)公共下水道	(人)	61,576	58,290	57,238	55,053	51,959
	(4)農業集落排水施設	(人)	13,327	12,050	11,442	10,328	9,087
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口	(人)	720	553	510	444	136
	単独処理浄化槽	(人)	720	553	510	444	136
	4.非水洗化人口	(人)	360	276	275	255	239
	(1)汲み取り人口	(人)	360	276	275	255	239
(2)自家処理	(人)						
5.計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	
生活排水処理率		(%)	98.7	98.9	98.9	99.0	99.4
下水道割合		(%)	76.0	77.1	77.5	78.3	79.3
要処理量	し尿浄化槽汚泥量	(kL/年)	13,344	14,414	12,746	11,707	10,429
	し尿	(kL/年)	821	826	697	646	605
	浄化槽汚泥	(kL/年)	12,523	13,588	12,049	11,061	9,824
	1人1日当たりし尿	(L/日)	6.25	8.20	6.94	6.94	6.94
	1人1日浄化槽汚泥	(L/日)	1.79	2.18	2.02	2.02	2.02

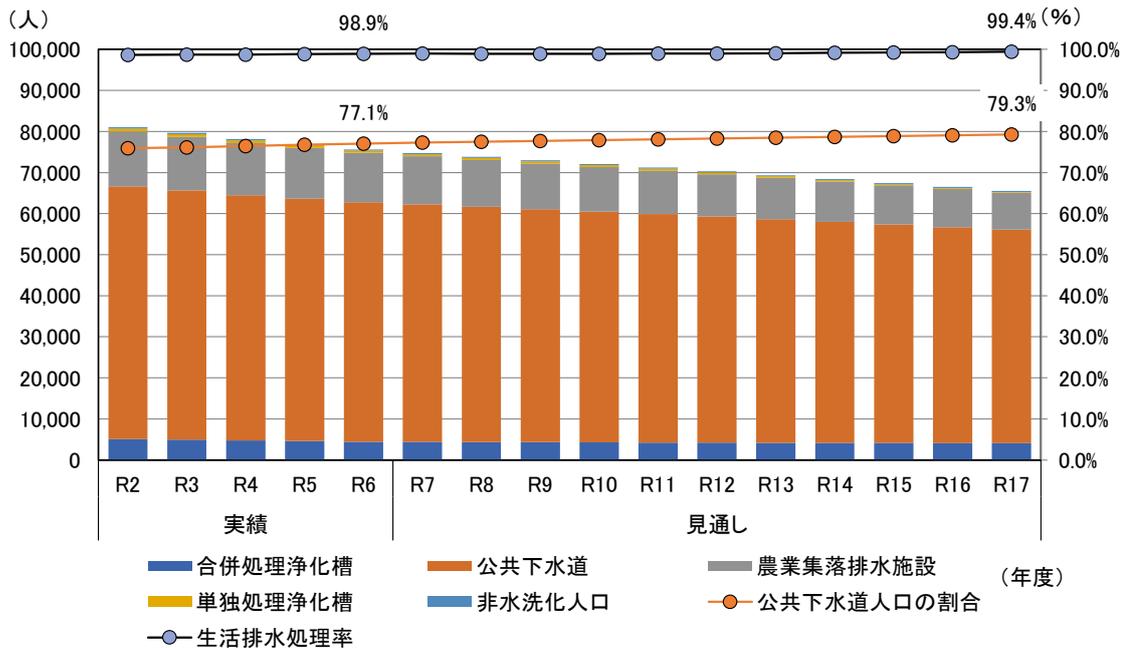


図6-7 処理形態別人口の見通し

4 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の役割は以下のとおりとします。

市民の役割

市民は、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水質保全に主体的に関わる責任があります。

し尿汲み取り世帯、単独処理浄化槽利用世帯は、公共下水道、農業集落排水施設への接続、または合併処理浄化槽の設置に努めます。既に合併処理浄化槽を設置している世帯は、定期的な保守点検や清掃、法定検査を適正に実施します。

事業者の役割

事業活動に伴って発生する汚水や薬剤類など汚染物質について、適正な処理施設を設置・管理し、法令を遵守した排水処理を行います。事務所・店舗などからの生活排水についても、公共下水道への接続または合併処理浄化槽の設置により適正に処理を行います。

行政の役割

生活排水の適正処理を確保するため、公共下水道や農業集落排水施設への接続促進、合併処理浄化槽への転換啓発を継続します。合併処理浄化槽を設置している世帯に対しては、定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実の周知を図ります。

し尿、浄化槽汚泥の処理にあたっては、安全で経済的な処理を継続するため、し尿受入施設や関連施設の計画的な整備、維持管理を行います。

5 生活排水処理対策

整備区域内の未接続世帯への対応

公共下水道・農業集落排水施設の整備区域における未接続世帯（汲み取り・単独処理浄化槽使用者）に対しては、市が直接訪問や文書による案内を実施し、接続を働きかけます。

整備区域外世帯への対応

区域外の汲み取り・単独処理浄化槽世帯に対しては、合併処理浄化槽の仕組みや利点、補助制度を広報誌・ホームページ・SNSなどを通じて周知します。

また、保守点検業者を通じた情報提供や、直接訪問による啓発活動を行い、転換促進を図ります。

6 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 農業集落排水施設

面的整備は平成21（2009）年度に完了しており、今後は処理施設の機能診断や機能強化対策を実施し、最適整備構想に基づいた維持更新を行います。

(2) 合併処理浄化槽

整備区域外の汲み取り・単独処理浄化槽世帯に対して、補助制度の周知と設置支援を継続し、合併処理浄化槽の普及を促進します。

また、合併処理浄化槽の設置者に対しては、定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施徹底を図ります。

(3) し尿受入施設

老朽化したし尿処理場の代替施設として、自然環境浄化センター内にし尿受入施設を整備し、令和7（2025）年度10月から稼働しています。

この施設では、し尿および浄化槽汚泥を前処理・希釈したうえで、下水道と共同処理することにより、効率的で環境負荷の少ない処理を実現しています。

施設の定期点検・予防保全を実施し、ライフサイクルコストを低減しながら、安定稼働と効率的運転管理に努めます。

(4) 収集運搬体制の効率化

し尿及び浄化槽汚泥は年々減少傾向にあるため、効率的な収集・運搬体制の構築を検討します。また、適正な搬入・処理につなげるため、関係事業者との連携体制を維持します。

柏崎市一般廃棄物処理基本計画（案）

【計画期間 令和8（2026）年度～令和17（2035）年度】

令和7（2025）年12月

編集・発行 柏崎市 市民生活部 環境課
〒945-0011 新潟県柏崎市松波四丁目13番13号
クリーンセンターかしわざき
TEL : 0257-23-5170 FAX : 0257-24-4196
e-mail : kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp